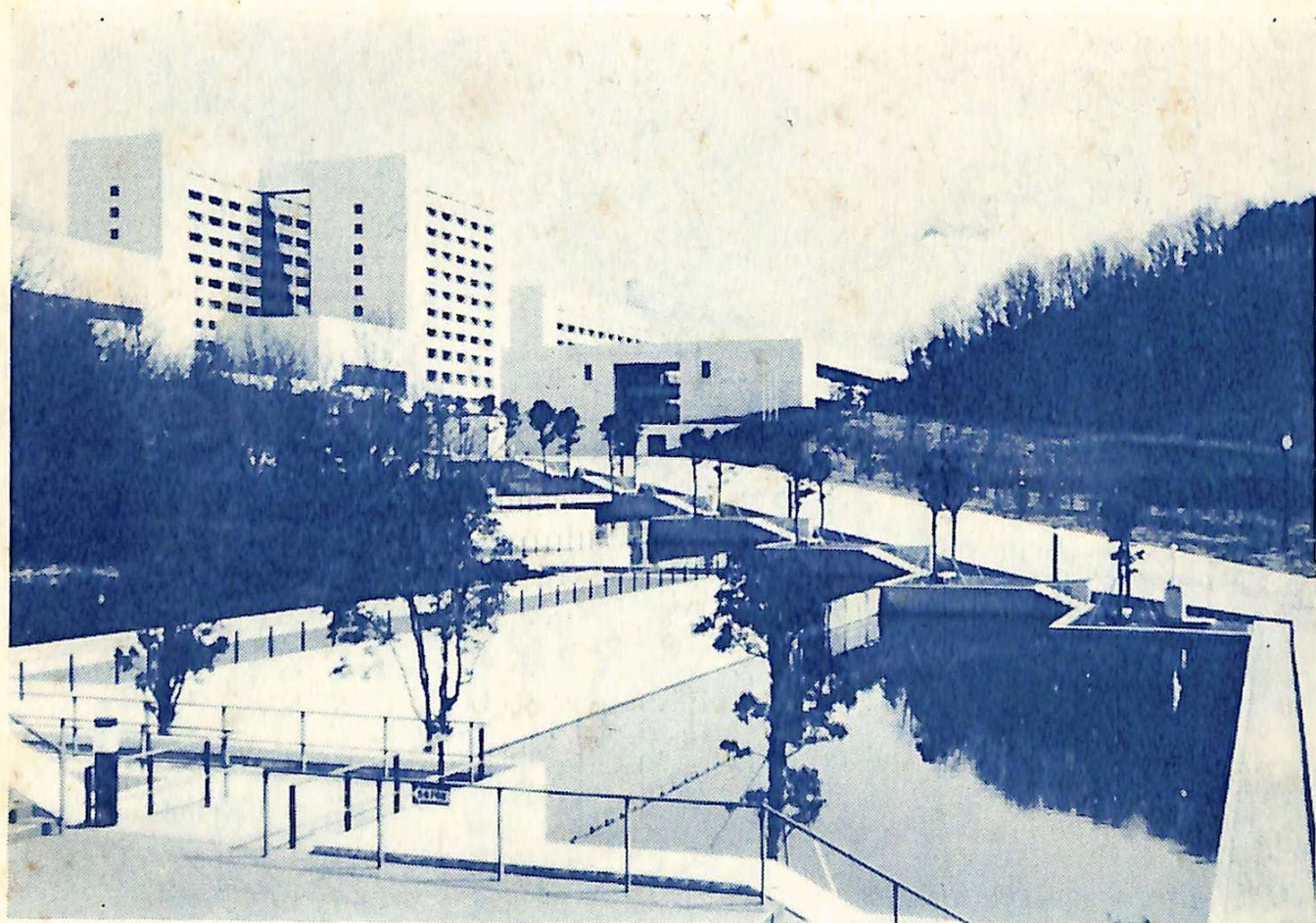


曹法大 中

第 6 集



安平

1981. 5

中央大学法曹会

中央大学校歌

石川道雄 作詞
坂本良隆 作曲

一、草のみどりに風薫る

丘に目映き白門を

慕い集える若人が

真理の道にはげみつつ

栄ある歴史を承け伝う

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ光あれ

二、

よしや嵐は荒ぶとも

揺がぬ意気ぞいや昂く

春の驕奢の花ならで

みのりの秋やめざすらむ

学びの園こそ豊かなれ

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ 誉あれ

三、

いざ起て友よ時は今

新しき世のあさほらけ

胸に血潮の高鳴りや

湧く歌声も晴れやかに

自由の天地ぞ展けゆく

ああああ中央 我等が中央

中央の名よ栄あれ

中央大学応援歌

中央大学学友会選定 作詞
古関裕而 作曲

一、憧れ高く空ひろく

理想の光あやなせる

ああ中央の若き日に

伝統誇る白門の

闘い挑むはた仰げ

力、力、中央 中央

二、

情熱と力の若人が

精鋭こぞりふるいたつ

ああ中央の若き日に

雄叫ぶ血汐 紅は

闘魂たぎる火と燃える

力、力、中央 中央

三、

我等が誇り覇者の歌

さんたり栄光我が生命

ああ中央の若き日に

今ぞ座らん覇者の座に

いぞ勝どきを揚げんかな

力、力、中央 中央

「中大法曹」第六号目次

表紙題字 木戸口 久治

表紙写真 中大多摩校舎

カット 山本 繁 樹

刊行のことば..... 中央大学法曹会幹事長 木戸口 久治 (3)

祝 辞..... 中央大学学員会会長 谷村 唯一郎 (7)

中央大学の現況について..... 中央大学理事長・総長職務代行 渋谷 健一 (9)

司法試験と入学試験..... 中央大学学長 戸田 修三 (13)

学位..... 最高裁判所判事 塚本 重頼 (16)

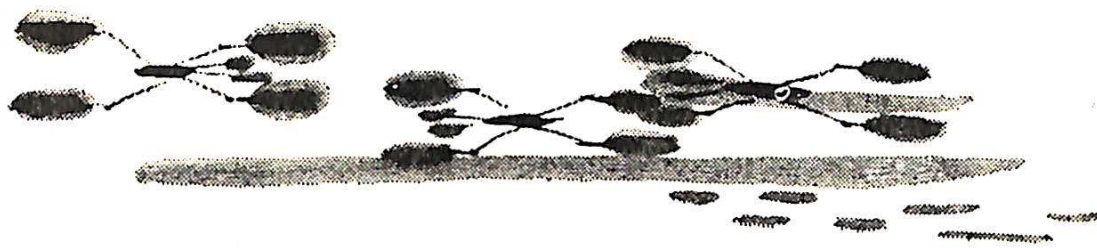
出会い..... 最高検察庁検事 竹村 照雄 (19)

入所時平均年令..... 司法研修所教官 山本 和敏 (22)

『法職特別コース』への大期待..... 弁護士 田堰 良三 (25)

座 談 会..... (28)

多摩ニューキャンパス一日探訪記..... 弁護士 渥美 稚子 (57)



裁判所関係会員の近況	副幹事長（東京高裁判事）	糟谷忠男	（65）
法務・検察関係会員の近況	副幹事長	水原敏博	（69）
「中大法職特別コースについての意見書」	中央大学法曹会幹事長	大西保	（72）
会則改正答申書			（86）
百周年記念事業意見書			（89）
関係諸規程			（92）
改正学校法人中央大学基本規定（寄附行為）			
改正中央大学学員会会則			
財団法人白門奨学会寄附行為			
中央大学法曹会会則・規定等			
中央大学法曹会役員等名簿			
会務報告		事務局	（119）
編集後記	会報編集委員会委員長	原秀男	（130）



刊行のことば

中央大学法曹会幹事長

木戸 口 久 治

中央大学法曹会は、戦前の中大民訴研究会を母体として昭和二六年に創立されたものであり、本年度で創立満三〇周年を迎える。昭和二六年といえ、中央大学学会も終戦後組織を新たに於て発足した年であるから、中大法曹会は新生中大学員会とともに創立されたことになるのである。その後昭和二八年に従来地域支部に限られていた学会会則を改正して、職域支部をも認めることとなったため、中大法曹会は職域支部第一号として発足し、以来順調な発展を遂げつつ今日に至ったものである。昭和五六年の法曹会執行部においては、この創立三〇周年を記念して盛大な式典を催されることを期待したい。

さて中大法曹会の特色はその会員全員が法曹有資格者であるという点であつて、他の地域職域支部とはいささか趣を異にしている。

わが中大法曹会の会員は、会則上「東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学學員たる法曹」であるが、その主力は在京の法曹であり、現在その会員数は約二、〇〇〇名に達し、在京の法曹全体の約三分の一を占め、法曹界においては在朝、在野を問はず、無視し得ない一大勢力となっている。

わが中大法曹会は「会員相互の親睦をはかるとともに母校中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする」のであって、従来から大学の記念事業に対する寄附、諸施策に対する建議、答申、意見具申、各種役員、委員の推薦等の形において母校の興隆、発展に貢献してきたのであり、今後とも学員会の中核的存在として白門倶楽部、国会白門会、学員体育会など他の学員会支部と相協力して母校の発展のため微力を捧げたいと念願している。中央大学はその百年の大計のため多摩校地に東洋一を誇る教学施設を建設し、又春日町校地にも理工学部校舎を増、改築して教学施設充実計画をほぼ完遂した。今後はこの充実された教学施設を最大限に活用して大学の使命である研究、教育内容を充実強化することが特に教学側に課せられた最大の課題であり、われわれ学員は教学側に対しその自覚と一大奮起を促してやまない次第である。

中大法曹会は主として法学部出身者で占められている関係上、特に中央大学の法学教育、就中法職等特別教育について重大な関心を有し、これまでも数次に亘って大学当局に対し種々の提言を繰り返して来た。その結果、カリキュラムの一部改正、法職特別コースの新設、改善等に若干の成果を見たものの、その対応は必ずしも充分ではなく、われわれの期待する成果は充分發揮されていない。そこで本年度は「中央大学における法学教育の現状」と題する座談会を催し、大学当局から当面の責任者の先生をお招きして忌憚のないご意見を承り、又法曹会側からもこれに対する意見、希望を開陳することとした。この座談会の記事は本誌に掲載されるので充分熟読検討されたい。現在の学校教育法の制約の下においては、われわれ法曹会の切望する法職等特別教育の実施にはいろいろ隘路のあることは否定できないが、これを克服して「法科の中央」の伝統を守りぬく熱意を、教学側と学生側に期待したい。去る二月一〇日発行の学員時報第一六四号に、昭和五五年四月に行われた全学アンケートの調査結果の概要が掲載されているが、これによれば、新入生の中央大学を志望した理由の第一は、「司法試験、公認会計士試験、そ

の他資格試験の受験に有利だから」というものであって、昼、夜間部を通じて何れも三〇％を超える多数に上っている。もしこの調査を法学部新入生のみに限定して行なえば、更に高い比率となると思われ、かつて中大キャンパス昭和五〇年一月一日号の「中大の新入生のうち司法試験受験希望者は八割の多きに達する」との記事もあながち誇大に過ぎると思われない。大学特に法学部当局は学校教育法の制約を克服して、この新入学生のニーズに應える努力を怠ってはならない。

時、恰も昭和六〇年度はわが中央大学創立一〇〇周年に当り、大学当局においては、この一〇〇周年記念事業と、その後の一〇〇年を展望した長期振興事業について、衆知を集めて各種の事業を企画、策定中である。われわれ法曹会としては、この機会に建学以来いくたの優れた法曹を輩出し、社会的にも「法科の中央」として確固不動の地位と名声を博してきた本学の伝統を踏まえ、更にこれを充実、発展せしめ、専門法曹は勿論、国会その他の各種議員、国家、地方公務員、企業における法律実務家等の養成にも意を用い、いわゆる「法科の中央」として又「特色ある大学」として他の追随を許さないユニークな大学としたいと念願している。わが法曹会は現在創立一〇〇周年記念事業の一環として駿河台に残存する大学会館を取毀し、ここに地下二階、地上一〇階建程度の一〇〇周年記念会館を建設し、その内三階程度を法職等特別教育の場に、その一階程度を公認会計士等特別教育の場として確保し、他は大学の都心における拠点としての会議室、事務室、中央大学学会の本部、事務局、国際交流センターの本部、事務局、会議室等として使用することを提案している。この駿河台における法職特別教育は専門課程二ケ年という学校教育法の修学年限を補完し、司法試験等受験に必要と思われる専門課程三年ないし四年の教育を施すことが期待され、他大学における法職特別教育、法学特別ゼミ、或はいわゆる受験予備校における司法試験講座とは異なった高度にして一貫性ある特別教育の場としたい。そのため法人直属の機関とし、本学教員に限らず他大学の有名講



祝 辞

中央大学学員会会長 谷村唯一郎

昭和五十五年十二月四日——母校中央大学では理工学部校舎増築工事落成式を挙行し、多摩移転を含む世紀の大事業と呼ばれた研究教育施設充実計画を終了しました。世の評価も高く、学員にとって大きな誇りであり、幾多の困難な問題を克服された理事者の努力には敬意を表する次第であります。

しかし言うまでもなく、施設の建設によって全てが完了したわけでは、もちろんありません。新しい中央大学の現状からみて、「器の中味」と言いますか、「研究・教育の内容の充実」が今後の課題ではありますが、これについても渋谷理事長、戸田学長が折あるごとに、努力すると言われておりますので、私共は理事者を信じて母校が名実ともに私立大学の頂点に立つ日を期待しております。

その一環として、大学には既に「創立百周年記念事業並びに長期振興事業企画委員会」が設置され、来る昭和六十年の創立百周年を契機に次の百年を目指す大学の将来像の樹立と大学の基本目標が策定されることになり、鋭意検討が進んでおります。

学員会におきましても、全国三十万学員の健全な与論を結集して学員の声を大学側に建議すべく、「中央大学創

立百周年等委員会に対応する特別委員会」を設置し、同委員会委員長には法曹会の堂野達也氏を委嘱し、審議を願
い、去る八月、学員の声を集約した第一次答申を受けました。第一次答申は、①母校中央大学の画期的発展を図る
ための将来像、②百周年記念事業として実施すべき事業、について立案されたものであり、これは直ちに大学側の
委員会に建議したところでございます。

もとより、「研究・教育の内容の充実」を実現するには、大学内の関係諸機関および関係者の努力に待つもので
あり、学員会は大学の基本方針に反しない範囲内において具申すべきものであることは勿論ですが、例えば、
法曹会にとりまして関心の深いものの一つであろう司法試験合格者数の上昇も、「研究・教育内容の充実」の中
で当然具現化されるところでありますから、中大法曹会としても関係の深い問題に關しましては建設的な方策を検討
されて、支援・協力態勢を整えておられますよう要望しておきたいと存じます。

学員の真摯な意見については大学の機関に具申してゆき、大学・学員会一体となり、中央大学の発展に寄与した
いと存じます。

中大法曹会の会員の皆様方が、法曹人として、同時に社会人、学員として一層の責任と協力を果されんことを念
じると共に、中大法曹会の一層のご発展をお祈りいたします。





中央大学の現況について

中央大学理事長
総長職務代行

渋谷 健一

中央大学法曹会会報第六集の発刊をお祝い申し上げますとともに、会員各位におかれましては、法曹の第一戦で日夜ご活躍されておられますことは、誠に同慶に堪えません。日頃から、谷村唯一郎先生はじめ法曹会会員の皆様には、本学発展のため多大のご尽力を賜わり、心から感謝申し上げます。この機会をお借りしまして大学の近況につきご報告申し上げます。

昭和四十九年二月理事長就任以来、大学の命運を賭けて推進して参りました教学施設充実計画は、本学が所有する八王子の多摩校地と文京区春日町の理工学部校地を利用して、従来の不十分な研究・教育施設を理想的な学園にすることを骨子とするものでございました。すでに四十八年十二月の評議員会において建設基本計画が承認され、翌四十九年十二月には予算の承認を得て事業決定され、創立九十周年にあたる昭和五十年四月には緑なす多摩の丘陵において本学百年の大計の第一歩が槌音高くこだまするに至ったのであります。従いまして、昭和五十年は「草の緑に風かおる」八王子の地に、本学が歴史的飛躍を求めた年であると言えることができると存じます。総工費四百七十億円、延床面積五万四千坪に及ぶ大事業は、作業員数延百万人、協力業者六百五十社に達する一大プロジェクト

ントでもございました。

かつて昭和三十五年、本学が理想的学園を夢みて買収に着手したこの土地は、当時は単なる山野に過ぎませんでした。以来二十年を経過してまさに理想的な研究・教育の場に変貌し、さらに百年後を指向する研究・教育の場として一大飛躍を遂げようとしているのであります。多摩校舎が、大衆化と多様化をもたらした現代の研究・教育の場として理想的なものであることは、国の内外を問わず本学を訪れる見学者によって語られることでもあり、その後の学生の登校率・最近の入学試験受験者数の増加が何よりも雄弁に物語っております。これに加えて、五十三年末以来、建設工事に着手して参りました理工学部校舎増築工事も昨年十一月、五号館から八号館に及ぶすべての施設が完成し、十二月四日落成式を挙行了したのであります。理工学部校舎増築工事の完成により、教学施設充実計画は計画段階から満十年、工事に着手してから五年八ヶ月の歳月を費やして、とどこおりなく完了したのでございます。この間、事故もなく無事竣工の日を迎えることができましたのも、長期間にわたり本計画実現のため寄せられた学员、教職員をはじめ関係各位の深いご理解と絶大なるご支援の賜でございまして、この機会に深甚なる感謝の意を表する次第でございます。

今日の我が国は、企業の大部分が終身雇用制を採用し、規格化された平等主義的雰囲気を作っております。このような雰囲気の中では、エリートを育成し、かつてのような強力な指導者を生むことは極めて困難な反面、随所に極めて厳しい受験地獄を伴うことになります。それは我が国の風土の中で育った終身雇用制の故に、人生街道を踏みはずすまいとする、またより良い人生街道を歩もうとする人々の戦いであり、若人の願いでもあるからであります。従って、このような人生街道の手前で受験戦争と言う激しい交通渋滞が起るのも至極当然のことでありましょう。しかしながら、このような受験戦争は必ず豊かな人の心を奪い、人生の空虚さと倦怠とをもたらします。

多くの学员と教職員の圧倒的多数の声援に支えられて完成した施設と環境に恵まれた母校のキャンパスが、このような激しい競争によって忘れかけた若人に、人間性豊かな心を取り戻し、若人の人格形成に大きく寄与するであろうことを信じて疑いません。

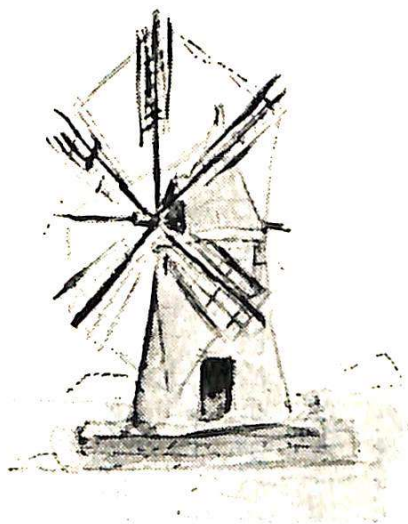
ところで、本学の財政状況についてでございますが、歴代の理事会は最も重要な施策として財政の健全化のために取り組んで参りました。近年における大学への進学率の増大とともに、我が国における私立大学に対する依存度と国民的期待に対し、大学がその本来的使命を果たし、社会に貢献するためには内容の充実した財政基盤の確立が必要だからであります。五十四年度と五十五年度の二ヶ年間にまたがる学費改訂により財政状況も順調に推移し、建設資金の支払いも完了いたしております。しかしながら、建設費借入れ金の償還・施設拡充に伴う維持管理費ならびに諸経費の増大に伴う支出膨脹の結果、支出超過の傾向にございます。このような状況のもとで研究・教育条件の維持・向上を図るためには、可能な限り財政支出を抑制しなければならない訳でございます。本学においても鋭意検討しているところでございます。施設充実の結果、多摩校舎・理工学部校舎に対し、駿河台校舎・春日校舎・お茶の水校舎・聖橋校舎の延床面積の比較におきまして、二九、五〇〇坪から七一、二〇〇坪とまさに二・四倍に及ぶ施設拡充となったのであります。これに学友会体育部南平寮を加えますと、その比率はさらに拡大するであります。これに加えて、設備内容も著しく充実し、教室の大部分は、冷暖房施設を設けており、近代的粹を集めた教学施設と言うことができます。これに伴い電気・ガス・水道・灯油の値上りにより維持管理費も大きく増大しました。しかしながら、使途に合わせた効率的運用と設定温度の抑制等による冗費の節約により予想を上廻る経費節減の効果を挙げております。従いまして、五十六年度予算編成におきましても、研究・教育条件の維持整備を中心とした支出抑制型の予算を編成した次第でございます。法曹会々員の皆様には今後とも大学の意のあるところ

ろをお酌みとり下さいまして、ご支援、ご協力賜わりますようお願い申し上げます。

創立百周年記念事業ならびに長期振興事業計画につきましても、皆様からお寄せ頂きましたご意見、ご提案を基礎といたしまして、学内の合意を得た上で基本方針を策定すべく鋭意検討しているところでございます。創立百周年記念事業を意義あらしめるためにも、一日も早く建設費借入れ金の償還を完了し、研究・教育内容の充実を図るべく、本年度から教学施設充実資金の募金を行なうことといたしました。皆様の深いご理解とご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

ところで現在、判事・検事・弁護士として、法曹の第一戦でご活躍の方々は、全国で一万数千人、その内、本学出身の法曹人口はその三割に達していると聞いております。さらに一般企業における役員を含む管理職の数も上場企業についてみますと、本学は全国五位に位置し、私学においては第三位の多きに及んでいるのであります。中大法曹の皆様のご活躍とともに、本学を巣立つ若人が今後とも法曹界をはじめ、政官界・財界等各分野においてますます活躍されることを確信しております。

以上、大学の近況につきご報告申し上げ、合わせて会員各位のご活躍、ご健康を祈念いたします。





司法試験と入学試験

中央大学学長 戸田修三

本学が昭和六〇年に創立百周年の記念すべき年を迎えるに先立ち、本学を私学の雄として新しいこれからの百年に向けて飛躍的に発展させるために、その礎ともいべき画期的な多摩移転を断行し、本学の輝かしい歴史に新しい一頁を書き加えてから、早くも三年の星霜を閱みしました。そして、この移転問題の真の成否が学内外から注目を浴びているいま、教学の在り方につき検討すべき問題点は頗る多いと思います。

いうまでもなく、大学の真の評価は、研究・教育内容のいかんにかかっており、施設・設備その他の教学を支える諸条件は、前者を生み出す要素ではあっても、大学の価値そのものではないからであります。そして、よき研究・教育条件の下で、すぐれた教授陣により研究・教育が行なわれたとしても、入学する学生の素質いかんは、大学の評価にさいし、きわめて大きな指標となります。いずれの大学においても、入学者選抜の方法が真剣に検討されているゆえんのものがそこにあります。

国公立大学においては、その評価について賛否相半ばするとはいえ、一応、共通一次試験制度の採用により、検討の結論が出されました。そして、各大学はそれをふまえ、自主的な判断に立って、第二次試験により特色ある個

性的な試験方法を案出し、それにより一定の成果をあげていると評価できましょう。しかし、私立大学の場合、入試制度の再検討が一般的に立ち遅れの傾向があり、従来通り、三科目制（外国語・国語・社会）で、記述式によらない、いわゆる択一式ないし記号式の方法を採用している大学が多くみられます。しかし、この方法で、果して大学教育を受けるにたる素質や能力について正しく判定できるであろうか、頗る疑問であります。しかも、私立大学の場合、出題傾向が、とかく難問奇問にエスカレートするおそれがあるなかで、ただ「一発勝負」の入学試験だけで、大学教育を受けるに値する素質や能力をもった学生を判別できるであろうか、若干不安に感ずるのは、あながちわたくしだけではないであります。

とりわけ、司法試験を志向する法学部学生の選抜において、この感を深くいたします。けだし、本学の場合、司法試験における択一式試験の合格者数が比較的多いの比して、論文式試験の合格者数が激減する傾向がみられますが、そのよって生ずる原因はこの辺にあるのではないかと憂慮しているからです。そこで、わたくしは、一案として、入学者選択のときに、推薦入学制度（附属高校の充実による七年制一貫教育の採用を含む）の拡大と併せて、試験方法の改善を提案し、たとえば小論文を課するとか、面接試験を併用するとかの方法を採用し、受験生の総合的理解力・判断力・創造力・表現力等を考慮して合否を決定することにより、従来の弊害は相当改善されるのではないかと考えております。もとより、小論文や面接の方法の採用に伴ういろいろな問題点、たとえば龐大な受験生をかかえ、しかも短期間に合否判定をしなければならぬ私立大学の場合、果してその実施が可能であるかどうか、或いは合否の判定が採点委員の主観的な判断に左右されるのではないかという指摘がなされるかもしれません。わたくしは、これらの問題点を解決するための一策として、つぎのような方法を提案したいと思います。

まず、本学でも、全学部に共通する第一次試験を実施するが、その時期は前年末とし、そこでは高校教育の到達

度を判定するにたる程度の出題にとどめ、その結果により、受験生を一定の数にしぼります。それは、今日では、同世代に生きる若者の九〇パーセントを超えた率の高校進学度がみられ、しかもこのような高校生の中には、高校教育の内容をほとんど理解できないような生徒が約七〇パーセントにも達しているといわれているからです。したがって、右に述べました第一次試験では、高校教育の到達度を判定の基準とし、これにすら達しない者をまずふるいにかけて上で、残された受験生について第二次試験を課し、きめのこまかい試験方法、たとえば小論文と面接を課したり、学部によっては外国語の長文のものを課してその要旨を解答させるなどという方法も考えられてよいのではないかと思います。第二次試験の場合、複数人の試験委員によって採点がなされれば、比較的客観性を保った判定が可能になります。とかく、小学校のときから〇×式のテストに馴らされてきた現代の青少年の場合、その総合的な理解力や判断力が表現力とともにきわめて貧弱であります。したがって、受験生に小論文を課することにより、この弊害が少しでも除去され、平素から読書の習慣(マンガ本ではない)が醸成され、物を考えるくせがつき、総合的な理解力や判断力、さらには創造力や表現力が培われるとすれば、きわめて有意義な試みといえましょう。

国公立大学では、以前から記述式による試験方法を採用しているところが多く、法学部学生の場合も、入学試験当時すでにこのような訓練を経ている者のなかから選抜されているために、入学後の法学教育が大いに生かされ、司法試験の論文式試験にも十分耐えうる素質や能力を身につけることができます。論文式試験の結果、東大・京大等の合格率が比較的高い理由は、この辺にある点に鑑み、われわれはこの問題を決して軽視してはならないと考えます。本学においても、今後、法学教育の在り方につき、中大法曹会の提案を参考にしながら真剣に再検討する必要がありますが、それとともに、入学者選抜方法についても、従来の反省と教訓の上に立ち、早急に改善策を実施に移すべきことを提唱する次第であります。

学位

最高裁判所判事

塚 本 重 頼

学位の始まりは、明治二〇年五月二〇日勅令一三号「学位令」において、博士と大博士の二等を定め、そして、博士については、法学、医学、工学、文学、理学の五種を定めたときからである。博士号を受けるに値する人は、大学院に入り定規の試験を経たか、またはこれと同等以上の学力のある者であつて、文部大臣が、帝国大学評議会の議を経て与えるのである。大博士は、博士の会議に付し学問上特に功績があると認める者に対して、閣議を経て文部大臣が授与するとされているから、今でいえば、文化勲章の榮譽に相当するのであろうか。ところで、中央大学の前身、英吉利法律学校は、明治一八年に設立されているが、その卒業生のなかで、この明治二〇年学位令に基づく学位を受けた者はいないようである。そして学位に関する制度は、明治三十一年一月九日勅令三四四号「学位令」によって一新され、博士と大博士の二等級はなくなり、博士の種類には、従前からの五種のほか、薬学、農学、林学、獣医学が加えられ、九種となった。学位を授与するのは、従前どおり、文部大臣であつて、学位は国家の与える栄典の一であつた。学位を授与される者としては、帝国大学教授が帝国大学総長の推薦により、その他の者は、博士会において学位を授けるのに適當であると議決されたか、または、論文を提出して学位を請求し帝国大学の学

部教授会の審査に合格した者とされている。「博士会」というのは、博士の学位をもつ人の団体であって、明治三年勅令三四五号「博士会規則」に根拠をおいている。わが大学の出身者で、この学位令に基づいて最初に法学博士の学位を授与されたのは、明治四二年五月二五日、花井卓蔵先生であって、そのあと、大場茂馬、林頼三郎、堀江専一郎、高窪喜八郎の諸先生が、つづいている。

大正七年一月五日勅令三八八号大学令（大正八年四月から施行）によって学制の大改革が行われ、学位の授与については、大正九年、七月五日勅令二〇〇号によって全面的に改正された。すなわち、従前の推薦による博士号の授与は廃止され、自ら論文を提出して学位を請求した者にのみ与えられるものとし、その授与は、文部大臣ではなく、各大学において文部大臣の認可を経て授与するものと改められ、帝国大学のほか、官公私立の大学がその権限を与えられた。また、学位の種類は、各大学において文部大臣の認可を受けてこれを定めることになった。こうして中央大学でも、学位規程を制定し、これに基づいて学位請求論文を審査し、これに合格した者に中央大学において学位を授与する途が開かれた。学位を請求しうる者の資格についてはとくに制限はないが、学位を授与するに相当と認めるべき学力の標準は、大学学部研究科において二年以上研究に従事した者又はこれと同等以上の学力ある者をいうと定められており、さらにその人格や行状をも参酌すべきものである。この制度によって、中央大学学位記第一号を受けられたのは、大正十一年九月、法学博士稲田周之助先生である。以来、この制度は、昭和三九年までつづき、法学博士、経済学博士、商学博士あわせて九五名の方がこの榮譽に浴している。

戦後、昭和二三年法律二六号学校教育法は、大学院を置く大学は、監督庁の定めるところにより、博士、修士その他の学位を授与することができると規定し、従前の学位令は廃止された。しかし、暫定的な経過措置として従前の学位令の適用がつづいており、中央大学でこの「新制」による学位の授与が行われるようになったのは、昭和四

二年二月からである。以来、現在（昭和五五年八月）に至るまで、論文審査による博士号の授与六三名、新制大学における所定の博士課程を了した者一三名（文学博士、工学博士を含めて）の由である。

なお、本学教員のうち、他大学で博士号を受けた者は九〇名（うち一名は理学博士、医学博士の二つの称号を授与されている）に及び、そのほか、米国の大学から授与された者五名、西独の大学から授与された者二名があり、さらに、最近では、戸田学長がフランスのエクスマルセイユ第三大学から名誉博士の称号を授与されたという朗報もある（多摩に立派なキャンパスのできたあと、学内の研究体制の一層の充実を望みつつ）。



出 会 い

最高検察庁検事 竹 村 照 雄

純真な年頃の体験は、ときに人間の生き方を支配することがある。

広島陸軍幼年学校に入ったのは、私が満十三歳のときであった。昭和十五年、その頃はまだ物資もあつたし、恵まれた環境、将来の道も開けているという輝かしい星の生徒であつてみれば、毎日の厳しい躾や訓練も充実した楽しさがあつた。同期生百五十人、追々交りも深くなってゆく中で、どうにも氣にくわぬのがいた。その者のなす事という事一々氣にさわって、要するに「虫が好かぬ」奴なのである。しかし、毎日「忠孝」の道を教え込まれていた無垢なるわが少年は、静かに自らを顧みたのであつた。われわれは、同期生として、いつかは戦野にのぞみ、生死を共にする仲である。ひとしく陛下の赤子たるもの、虫が好かないというようなことで親しい友人たることを拒否してよいものであろうか。かくしてわが少年は深く期するところあり。彼は、以来、この虫の好かぬ友人に近づき、話しかけ、親しくなるよう努めたのであつた。その頃、助教官から、猫をかぶるなら三年かぶれ、そしたら本物になる、といわれていたのであるが、昔の陸軍の形から入るといふ教育もそれなりに効果が挙がり、形の上での親しい友人は、いつしか心の中まで親しくなつて行つた。

これは貴重な体験であった。三つ子程に幼くはなかったが、少年のこの体験は、深く私に教えるところとなった。どんな人間でも必ず理解しあえるものである。そうした確信が今でも私の胸底に生きている。

入国管理局の次長をしていたときにも心に残る体験をした。在日韓国・朝鮮人六十数万を数え、出入国する外国人も年毎に増えて百万人に達しようとしているのみならず、不法入国者や不法残留者も少なくないこの役所では、いろいろと入管行政をめぐる陳情や抗議が多く、次長の仕事の相当部分はそれらの対応に費やさざるを得なかった。

当時国交のない北朝鮮との交流も次第に多くなり、在日朝鮮人の再入国許可による渡航や、北朝鮮要人の来日のケースが増えていた。これに対し、各方面から賛否の声が寄せられていたのであるが、ある時、右翼と称する「人士」から面会の申込みがあった。多くの場合適当な部署で応待してお引き取り願うのであるが、そのような対応に困惑する部下職員まかせもどうかと考え、半ば興味もあって直接会うことにした。

三人の若者は、きびきびした態度と、大きな張りのある声で次長室に入り来たり、まず名刺を揃えて出し、こちらから名刺を出したのだから次長の名刺も寄せ、それが礼儀というものだ、という。私は、既に名乗っているし、次長として公の立場で会っていること自体礼をつくしていることにはないか、と反撃して、まず最初の関所を開き、そして本論。彼等は墨で巻紙に書いた抗議文を読み上げた。あなた方のように国の将来を憂える声に接して嬉しい。ところで、北朝鮮との交流を深めることによって、日本が不利となり、日本の独立が脅かされる程日本は弱いのか。日本民族のエネルギーはそんなものではあるまい。現に社会経済の発展の相違をみてもそれははっきりしているのではないか。私はわが民族を信じているが、とこちらの立場を説明した。彼等は、はじめのうちこそ語気も強かったが、それも次第におだやかとなり、最後には、よくわかった、また話を聞きに来てほしいか、ということ帰って行った。

この体験から、私には奇妙な決心が生まれた。抗議陳情で次長室にやってきた人には、それがどのような立場の人であれ、帰るときには、なごやかな、あるいは、少しでも納得した心情で、互いに相通するものを得て帰ってもらうようにしてみようと。そして、この試みは、その後おおむね成功したように思われる。日本に住みつきたいという不法入国者に対しては、本国における生活の苦勞、日本へやってきてからの日夜たゆまぬ努力に対するいたわりの心と言葉がなければならぬ。戦乱の地から逃れてきた者に対しても、その全生活を根底から覆えされた人達の悲痛な思いへの同情と、祖国再建への励ましがなければならぬ。そして、ときには、肩書きを持つ人の理不尽に近い要求に対しては、「今入管の職員は、次長がどうやって行政の筋道を守るか注目している。私としては、あなたを取るか、部下を取るかの選択に立たされているが、私も名を惜しむ者。躊躇することなく部下を取る。」という勇氣もいる。入管行政に対する様々の批判、反対運動も、考えてみれば入管行政に関心を持ってくれているからこそ、である。それを乗り越えるだけの行政を展開しようという氣概が湧いてくることを思えば、これらの人達も入管ファンである。こうして入管にいる間に、「敵方」にも友人ができ、今日に至るも交友が続いている。

限りある生命を自覚する人間の深い痛みを癒すものは、同じ太陽の下、同じ時代に生をうけているものとしての共感に根ざす心からの友情である。私はそれを信じ、それを求めてゆきたい。それが私のわが人生におけるひそかなるロマンである。

入所時平均年令

司法研修所教官 山 本 和 敏

司法研修所教官の仕事といっても、担当教科や専任か兼任かなどによって、内容や繁閑の度合は一律でない。民事裁判担当の立場で、その概略を紹介すると、エネルギーの大半は、司法修習生の教育、指導とその前段階の司法試験とに費やされているのが実情と言えよう。

前期修習が終了すると、夏期合同研究が全国を五箇所一八班に分けて開始されるが、司法試験委員を兼ねる者にとっては、答案の山に押し潰されそうになりながらの暑くて長い夏の始まりでもある。秋には、裁判官研修、研究会の準備を進める傍ら、十一月下旬からの後期修習の準備に入るが、司法試験の口述を担当する者は、これにも相当の時間を振り向けなければならない。

後期修習中は、司法試験択一式問題の作成のために、民法試験委員による合議が繰り返されるので、本務である司法修習生の二回試験の考査期間と重なる時期には、まさに体力の勝負の観さえある。

このような年間行事に加えて、司法研修所論集に連載するための「民法の要件事実について」の論稿の合議が予定表に組み込まれるが、なにしろ一〇名の教官が、実務と学説、判例を踏まえて、実定法の要件事実の主張責任を

解明しようと議論を闘わすのであるから、一箇条に数日を費やしてもなお多数意見すらまとまらないことも珍しくなく、法典調査会議事録がしばしば俎上にのぼることになる。この討議の成果も、司法修習生に対する教育に反映されるのは勿論であり、教官の仕事の殆どが、直接間接に法曹後継者の育成に向けられていることが了解されるであらう。

その司法修習生であるが、昨秋、新聞の報じたところによれば、司法試験合格者の平均年令は、依然として二八歳を越えているという。他方、同じ頃の新聞記事によれば、大学新卒予定者に対する企業の青田刈りは例年にも増して激しく、省エネ経済体制下での減量経営の行きつく所は、結局、人材戦争ではなからうかとの予測が流れてくる時勢である。

手許の資料によると、司法修習生の入所時平均年令が二八歳を越えた年は、昭和二五年度（司法試験法の施行は前年五月三十一日）から昭和五四年度までの間では、昭和三七年度から五年間、昭和四四年度及び昭和五三年度以降であり、このまま、高令化傾向が定着する惧れが出てきている。

入所時二八歳ということは、修習終了時点で三〇歳を越えているということである。順調に受験戦争を切り抜けてきた者は二二歳が、一浪したとして二三歳が、法学部卒業時の年令であるから、それからさらに五年ないし六年に及ぶ司法試験受験勉強の期間が読いた計算になり、これが今の修習生の平均像である。この五、六年の期間も、すでに司法試験に合格した者にとっては「過ぎ来し」苦難の道として回顧できる心のゆとりも生じえようが、法学部に入り、これから法曹を目指す者にとっては、出口の保証のない長い暗いトンネルに吞み込まれるような不安の根源となっていはいはしまいか。そして、その不安のために法曹への途を自ら断念する人も少なくないのではあるまいか。

研修所教官として司法修習生に日常接してきた実感で言えば、入所時平均年令二八歳が二、三歳若返ったとしても、法曹としての平均的資質が低下することはありません、むしろ、より有為の人材を法曹の世界に引き入れる可能性が増大すると思われる。現在のように、入所時平均年令の高いことは、良き法曹後継者を獲得する途につながらず、かえって危険な岐路に立っているのではなからうか。法曹の世界だけが、他の世界と懸け離れた年令障壁を築きつつある現状を、私は一つの危機感をもって注視せざるをえない。

毎年四月、花影に満ちた研修所の庭園に、希望に燃える修習生の群像を見ると、その一人一人に対しては心からの祝福を贈ると同時に、これだけ熱心な法曹志望者を、そっくりそのまま、もう二、三年早く司法研修所に迎え入れられるような方策を、司法試験制度の面からも、識者にお考え願いたいと切実に感じるのである。今日も、受験勉強に没頭しているのであろう人々の姿を想い浮かべながら……。



『法職特別コース』への大期待

弁護士 田 堰 良 三

一、指導担当の動機

私は、第三、四、五回（昭和五一、五二、五三年度）『法職特別コース』のゼミ指導を担当した。学研連研究室（瑞法会）の先輩筋からのご指名であった。私は、毎回、「多忙」と「適任にあらず」を理由に固辞したが、先輩筋からの「圧力」は強く、私自身の「研究室即ち中央大学のおかげで司法試験に合格出来たのだから、恩返しの実似事をやらなければいけない。」という「心の弱み」もあって、結局三回の指導を担当することとなった。

二、授業だけで合格可能か

私の大学時代は、研究室時代であり、司法試験受験時代であった。即ち、私は、昭和四〇年に入学し、同年秋に学研連研究室に入室し、昭和四四年に司法試験に合格した。私が中大を選んだ理由は、『司法試験で一番多くの合格者を出す大学である』からである。しかるに、昭和四六年度以降、東大に逆転され、昨今、早大に二位の座を脅かされていることは、誠に嘆かわしいかぎりである。

ところで、私は、中大生が、やる気満々で司法試験に挑戦したとしても、授業だけを頼りにしては、到底合

格は覚束ないと思う。私自身、幸運にも、二〇倍以上の競争率の入室試験に対する山かけ戦法が当って研究室に入れたのであるが、もし、研究室での司法試験受験勉強が出来なかったならば、受験期間はもっと長期化しているか、ひょっとして途中で挫折していたらうと、今、振り返って思うのである。

三、“研究室予備軍”を救え

中大の研究室制度は、昨今低迷中と聞くが、司法試験に挑戦する学生にとっては、極めて魅力的である。何故なら、第一に、机・ゼミ室等の物的設備を提供してくれる。第二に、合格及び不合格の先輩諸兄・同僚・後輩等の人的設備を提供してくれる。そして、第三に、物的・人的設備のかかり合いの中から、司法試験合格のノウ・ハウを提供してくれるからである。

司法試験の挑戦に試行錯誤はつきものであるが、それでも、効率的な受験勉強を実行するためには、右の第三のノウ・ハウは特に重要である。例えば、①基本書の選定、②受験全科目の開拓、③論点整理ノートの作成、④勉強・睡眠・食事時間の管理、⑤肉体的・精神的安定の管理、⑥答案練習会の利用、⑦合格答案の作成、⑧先輩・同僚との議論の仕方、⑨ゼミ指導の受け方、⑩生活態度等々、受験初心者にとっては、おそらく長期受験者にとっては更に、行動を起す前に、又、行動中に知りたい情報の筈である。

私は、三年生当時、渥美東洋教授の刑事訴訟法演習ゼミにおいて、右の情報に関する示唆に富んだ教えを受けたが、それでも、具体的な受験の方法論を確立出来たのは、研究室においてであった。

しかし、研究室制度は、物的設備の存在を前提とするため、キャパシティ（収容人員）に限度がある。中大法学部の新生のうち、司法試験受験希望者は八割の多きに達すると言われている。にもかかわらず、研究室を利用出来る学生は、その何割であろうか。入室試験の競争率が高いことは、多くの“研究室予備軍”の存在を窺わせる。

又、司法試験択一の合格者を圧倒的多数輩出しながら、最終合格者数の択一合格者数に対する比率が他大学に較べて極めて低いことは何を意味しているのだろうか（例年同様の傾向であるが、例えば昭和五二年度実績で、東大二五％、早大一四％、全国平均一四％、中大一〇％）。指導制度が不十分なため、受験の見切りもつけさせられず、あたら貴重な青春を浪費させているということはないであろうか。

玉磨かざれば光らずと言う。学生の質の問題ではない。ここは一番、中大に絶大なる期待と心構をもって入学してきた「研究室予備軍」「司法試験受験予備軍」の期待に応え得る制度を確立して欲しいものである。

四、看板を取り戻せ

昭和四九年から開設された『法職特別コース』は、今後、キャパシティに限界のある研究室制度の補完制度ないし競争制度として、益々その役割を明確化し、学生の期待に応え得る充実した内容を持つ制度になってもらいたいものである。中大法曹会大学問題検討委員会日下文雄委員長から中大理事長・学長・法学部長宛昭和五四年五月某日付「中大法職特別コースについての意見書」は、充分尊重され、制度の確立・運営に役立てて欲しいものである。

私は、中大の在学生、卒業生の多数が、この『特別コース』を受講して『法曹職』に就き、中大が、『司法試験で一番多くの合格者を出す大学である』との看板を取り戻す日が遠くないことを大きく期待している一人である。

中央大学における法学教育の 現状と展望

出席者（敬称略・順不同）

中央大学 学 長	戸 田 修 三
同 常任理事	崎 田 直 次
同 法学部長	田 村 五 郎
中央大学法曹会幹事長	木 戸 口 久 治
同会 副幹事長	縄 雅 登
同会法職コース協力委員会委員長	安 藤 章
弁 護 士	浜 秀 和
裁判官（司法研習所教官）	山 本 和 敏
検察官（司法研習所教官）	原 武 志
弁 護 士	小 海 正 勝
中央大学法曹会事務局長	高 橋 梅 夫
同 次 長	中 津 靖 夫
同	渡 辺 洋 一 郎
同	須 藤 正 彦



高橋 本日の座談会の司会をつとめさせていただきます。高橋でございます。

先づはじめに、木戸口幹事長より、ご挨拶をお願いいたします。



木戸口 中央大学法曹会におきましては本年度会報第六集を発行することを予定しております。

ます。そこで原秀男編集委員長の発案で、母校中央大学の多摩校舎移転後の最近の法学教育の実情と、特に法曹会からゼミ講師を派遣しております法職特別コースについて大学当局から当面の責任者或は担当者の先生をお招きして忌憚のないご意見を承り、また法曹会の方からもこれらの問題についての希望なり意見なりを申し上げるための座談会を開催し、これを会報に掲載しようということになり、戸田学長先生、崎田常任理事先生、田村法学部長先生のご出席をお願い致しましたところ、先生方には公私

とも、ご多忙の折にもかかわりませず快くご承諾下され本日の座談会の運びとなった次第でありまして、三先生には深甚なる感謝の意を表する次第であります。実はこの座談会は編集委員会が主催し、委員長の原先生からご挨拶申し上げる手筈でありましたが、先生には他の会合の責任役員として、どうしても手を離せない事情が生じましたので、幹事長であります私が代ってご挨拶申し上げましたのでこの点あしからずご諒承の程お願い申し上げます。

高橋 どうもありがとうございます。本日は、中央大学から戸田学長、崎田常任理事、田村法学部長の三先生にご出席いただきましたので、先生方からご挨拶を頂きたいと存じます。



戸田 戸田でございます。日頃大法曹会の諸先生からは、法職特別コースの講義演習をはじめ、一方ならぬ御指導を賜わっておりまして、常々有難く感謝申し上げますが、就中、法学部における法学教育の在

り方に関しまして、いろいろと深い示唆に富んだ具体的なご提案を頂きまして、感謝にたえないところであります。先般頂戴しましたご提案を参考にしながら、現在法学部では新カリキュラムの最終案が出来上がったところですが、本日は、「中央大学における法学教育について」という座談会における招きをいただき、直接ご教示を賜われる機会が与えられましたことを大変嬉しく存じます。私達が大学教育の立場から法学教育問題を真剣に考えていますが、法曹会の諸先生も法曹実務家養成の立場で卓見をおもちのほずでありますので、本日は腹臆なくそれぞれの考え方を披露し、相互批判のなかから正しい方向を発見できれば、本学における法学教育にとって裨益するところが少なくないと思います。この機会に諸先生に対し心からお礼を申し上げますと共に今後ともよろしくご指導の程お願いいたし、はじめにご挨拶とします。



崎田 今日私は法人の立場で、おそらくおよび頂いたのでしょう。
昭和二五年に司

法試験通りまして、もし、修習すれば五期あたりになるらしいです、大学に残りまして、四七年から足掛け八年ぐらいになりますか、今年はもう司法試験シーズン終りまして、来年また新規にどうも委員を仰せつかりそうなんです、今日はそちらの方の話は、まあ、いいとして、よろしく。



田村 田村と申します。昭和二五年に学校を卒業しました。専門は民法の後半、家族法で

す。実は私、司法試験の経験がまったくありません。今日は、その未経験の問題について発言させられそうで、多少困惑を感じているところです。

なおこの機会に、法学部の法職特別コースの運営実施への中大法曹会の絶大なご協力に対しまして、法学部として衷心より感謝の意を表したいと存じます。法職コースについて中大法曹会のご援助を賜わられるようになりましてから相当の年数が経ちますが、中大が多摩に移転して都心から遠くなつてのちも、変わることなく、法曹会の多数の

先生方にゼミを担当していただいております。まことに、ありがとうございます。

高橋 本日の座談会のテーマは「中央大学における法学教育の現状と展望」というテーマでございます。そこで、先ず昭和二十四年に新しい大学が発足いたしましたことから、法学教育にもいろいろ新しいものが加わって現在まで内容的に変遷してきている点もあるかと思ひますので、そういった流れについて、振り返ってみましたと思います。田村先生からお話し願えませんでしょうか。

〃 法学教育の変遷

田村 大変大きな問題でして、私に適切な答えができるかどうかわかりませんけれども、司法試験ということに焦点を置いて考えてみますと、戦前と戦後では、法学教育に相違があるように思われます。戦前の法学教育では、教室の講義、イコール司法試験の準備という関係になっていたのではないかという印象ですが、戦後になりますと、ご承知のとおり、日本の法学の傾向が非常に変わってまいりました。終戦直後に法社会学論争、法解釈論争といった著名

な論争が学界に起きまして、それが法律家全般、殊に若い層の法律家たちに非常に大きな影響を与えて、法社会学を論じない法律家は一人前ではないような雰囲気が出てきたわけです。その頃から、個々の教授たちの講義内容や研究内容が、徐々に、従来とはかなり違ったものになってきました。戦後の法律学は、一口で言えば、法律学を戦前型の法律学から、謂わば社会科学的法律学に変えてゆくにはどうしたらよいのかという関心方向で、ずっと進んできたのではなからうかと思ひます。このあたりに戦前戦後の大きな違いがあると感じております。ただ、このように法律学の傾向が変わってまいりますと、司法試験との関連で一つ問題が出てきます。それは、そうした内容の講義を教室でいたしますと、学生側からすれば、教室で聞いたことが司法試験には直接役に立たないという、講義と司法試験の分裂現象が生じてきたということです。法学部の先生方のあいだで、しばしば、司法試験の受験勉強はアカデリズムと相容れないので困るという表現が用いられたのは、この分裂現象があったからなのです。

高橋 戦後ずっと学生数が増えてまいったわけですが、そういう中で、授業の形態・教授内容などはどのように変わってきたのでしょうか。

田村 多人数の学生が大きな教室でマイク授業を聞くという状況は、法学部の場合、中央大学に限らず、今では非常に顕著になっています。どの時点でそうなったのか明確ではありませんが、私どもの学生時代とくらべてみると非常に変わった点だと思います。

〃 中大における法学教育の方向

高橋 お茶の水から今度多摩校舎に移られました。従来と授業の形態が変わったということはございますか。

田村 形態は変わっておりません。

高橋 中身はどうなんでしょうか。

田村 中身についても、変わったとは思ひません。崎田先生いかがですか。ここ二年位のことですから、なかなか掴みにくいでしょうが。

崎田 全学的にみますと、こんどは、学部独立性で教育施設をおいてあるわけです。

そういえば経済学部は、学生の数ではほぼ各学部一緒なんですけど、その中でも小人数教育に重点を置いて、ゼミナールに比重をおいている。しかしゼミは強制までしてゐるか、はっきりしません、小人数の、ゼミ教室を、ある程度、特定して、先生と学生が、その教室を中心に教育をやっている。だから、いわゆる多人数のマスコミ教育的な、大教室主義というものはなるべく控えるというふうな意味では特殊な気がします。

田村 いま崎田先生のおっしゃったゼミ（演習）制度ですが、法学部ではこれを何とか拡大したいと望んでいます。殊に夜間部のゼミが昼間部にくらべて不十分なのです。これは学生からも指摘されていることですけれども、全くそのとおりなので、このあたりで夜間部のゼミ、殊に教養ゼミを、重点主義的に充実したいと考えているところですよ。

崎田 まあ、一つだけ付け加えますが、あんまり変わらないと言いましたけれども、駿河台から較べれば、教室スペースも多いし、それから特色は大図書館を中心に、中央図

書館、ここにマイクロ設備を含めて一五〇万冊に近い数字の図書を貯蔵出来る以外に、学習参考図書室というように研究部門にかなりの力を入れている。その中でも、法学部の場合には、学生の判例研究室というのを特別に置いてありまして、判例を中心にした資料を充実しようというわけです。今度も、かなりの予算請求を入れてるんです。

〃視聴覚教育

高橋 大学が、八王子に完成し、開校の時に視聴覚教育を取り入れる施設を作られたという説明があったと思いますが、これなんかどういうふうに活用されておられますか。

崎田 それは、教学の方からの要望で、それに従って視聴覚教育の資材は勿論何でもうんですか、あの、教え方についても、最新の機械設備を設けました。希望者は徹底的にそういう器材いろいろ設備を使って充分的な教育が出来る。それで、多少高くても、利用者負担で、その代わり徹底したことをやっていくという方向が適当だと思います。なお、法学教育の方法としてフィルムなど

を利用することは効果的で、これらを含めて視聴覚センターの構想が考えられ、教学に要望しております。

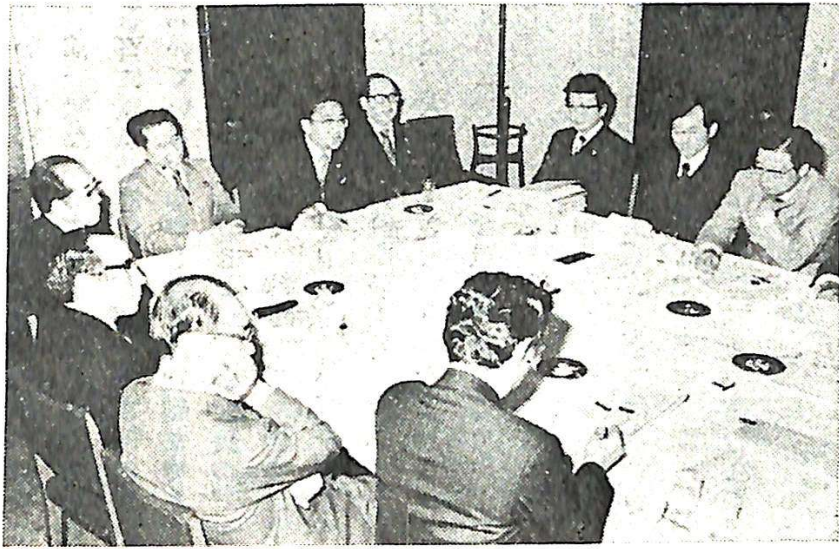
戸田 判然りいって、これだけの立派な視聴覚施設を充分に使いきっていないです。おそらく視聴覚施設としては、他の大学に例をみない位立派なものなんですけれども、これを一〇〇パーセント利用するだけにいたっておりません。その点、今後この施設利用につき、教員にも、研究すべき点が多くあるかと思えます。現在のところ、ラボは語学教育だけに利用されておりますけれども、ほんとうは法学教育においても大いに利用出来ると思うんです。例えば、スライド等を利用して外国の裁判制度の実態を学生に見せるとか、あるいは、外国へ行かなければ見られないような、法律に関する貴重な資料等を視聴覚を通じて見せるとか、そういうようなことなども取り入れてもいいのではないかと思います。

〃多摩校舎の施設

高橋 今、施設のお話が出ましたので、法曹会の会員の中には、大学をまだ一度も見

に行ったことがない方もいらっしゃるんじゃないかと思いますが、崎田先生から施設について、言葉で表現するのは大変難しいでしょうけれども、ご説明いただければ有難いんですが……。

崎田 何ていいますか、こんどの場合は、多摩の、まあ、非常に長い先を見ての事業



計画ということでしたから、かなり長期的なことを考えて施設をつくっております。

キャンパスの中身からいきますと、非常に象徴的に見える大図書館があります。学生の生活が、囲りは市街化調整区域ですから、まあ、ほとんどの場合図書館で勉強することになるであろうということ……食堂もいろいろ食物を多くし、生協のスペースも広くとっています。

それから、運動場は豊富なスペースがありますから、学園だけで一日を十分過せるように配慮したつもりです。各学部は、四学部棟が建ってるわけですけれども、駿河台の時は、ちょっと学生が使いたいといっても、教室があかないということがありました。今後各学部ともカリキュラムの改善で、おそらく選択課目が非常に多くなって行くと思うんですが、そういうものも自由に取り入れて新しい学部教育運営が出来るキャンパシティは十分あると思うんです。戦後の大学というのは膨脹膨脹で来まして、その膨脹の原因は、急速に増えてきた高等教育の希望者を収容していくという面、まあ、国策に、私学が協力するというよう

な形になってるわけですけども、そのためにキャンパスがあっちこっちこう点在するようなことにどこの大学もそうならないんですが、本学も同様な現象で、これをまとめるということが多摩中大の一つの大きな目標であつたわけです。殊に戦後教育の大きな特色に、正課体育という科目があるんです。これまでの教育面では、その正課体育は非常に重要な面を持ってカリキュラムの編成の中に位置してたわけで、そこで、多摩では正課体育を充分行ない得て、且つ体育部は三〇いくつありますけど、そういう学生スポーツにも充分対応出来る、共用施設を作りました。学員にとっては多少体育偏重じゃないかという印象を持たれる方もあるかと思うんですが、ただ、ご存知のように、大学の施設というのは、作る時にきちつと作っていませんと、例えば体育なんていうのは、木造的なのを作ると、大体五年ぐらいすると補修補修で……。使う者が大事をとって使わないからどうしても傷み方激しいところがあるんですけれど、こんどの施設は鉄筋できちつと作ってありますから、将来的にも補修を要しないで長期の

使用が出来る。しかも、一般学生のちょっとしたキャッチボールをするとかという場所には非常に多いんです。まあ、テニスとかバスケットとか、ああいうまとまったスペースを要する競技は、あれだけ広くても、なかなか自由に運動できるスペースがありませんね。校舎は大体延五万坪あります。

// 学園生活と環境

高橋 今の、お話では、学生が一日校内で過せるようにお考えいただいておるということですが、あの中に生協ですか、かなり大きいのがございますね。それから食堂もかなり立派で大概のものが食べられるようなんですが、ああいうところは、学生が相当地利用しておるものでしょうか。

崎田 まあ、一ぱいだと思うんです。

戸田 その点、学生の意識からいきますと、いわゆる必要条件を充たしても、これで充ただというような理解を仲々示しませんで、どうしてもプラスアルファを常に求める傾向があります。もっとも、そのことにより大学の発展に結びつくという側面がないわけでありませんけれども……。実際、学生

が、与えられた施設について、一〇〇パーセント仮りに満足していたとしても、やはり、何か欲しいんですね。そこで例えばパチンコ屋がないとか、マージャン屋がないとかいうぜいたくな苦情が出てくるのです。喫茶店は生協食堂の中にありますが、あの喫茶店じゃ、ウェイトレスもないとか、そういうような不満がやはり出てくる。もっとも、これはいわば贅沢なんですけどね。こういった問題は、若い人特有のもつフィーリングの問題でしょうが、そこまで大学が面倒をみなければならぬものか、どうか、問題でありますけれど、今の学生は、一般にそういった点で「甘えの構造」を多くもっているのではないのでしょうか。したがって、理性的には大学の施設について一〇〇パーセント満足していたとしても、常に何か欲求不満的なことを口にするわけですね。

高橋 お茶の水当時ですと、お茶の水駅のあたりとか、神田の街であまった時間を過ごすことが非常に多かったと思うんですけれども、今、あそこから外へ出て行って、又帰ってくるような学生も相当いらっしゃるんですか。

崎田 実は、市街化調整区域のど真中にあるもんですからね。市街化調整区域の見直しという事で、なるべく市街化区域を少しでも多くしたいというようなことですが、これも、多摩の場合は、今度の見直しの中でも、比較的に見直しが行なわれませんね。だから学校の周辺に、変なものが建たないという点では、非常に都合がいいんですけど、半面からいくと、古本屋とか、喫茶店とか、まあ麻雀屋とか、そういうようなものが、出来れば、門前町、大学門前町として計画的にきちっと作ってもらえれば一番いいんですけれどね。

ところが、もし、勝手にバラバラと変なもの建っちゃうと、これは、関西の大学なんかでもそうですが、門前町には、まるっきり、こう、学園の雰囲気と全然、対立的な、変な町作りが行なわれたりするんで、今後は、だから、ちゃんとした計画でやりたいといって、地域自治会とはときどき、そういう町作りの話し合いをしているんです。

木戸口 そういう場合は調整区域を解除してもらえないのでしょうか。

崎田 大々的な解除は出来ない。ただ、調整区域の解除というのは、そこだけ解除ってわけにはいきませんよね。そうするとお百姓さんの中に、割に土地をたくさん持っている人は課税上の、税金の問題でですね。意外と反対する人がいるし、割りと小規模の土地を持っている人は、まあ、売った方がいいということ、意外な対立があるもんですから、かなり長期的に取組まなきゃいけない。

戸田 八王子市においても、線引きの見直しの問題がすでに検討されているという新聞報道がありますね。

高橋 学生の下宿とか間借りの分布状態ですね。大学を中心にして近いところに集まっておりますか。

戸田 大学としては、移転問題に伴う大きな柱として、学生の下宿問題を真剣に考え、いわゆる中央大学協力下宿（アパート）募集委員会を設けました。これは大学、地主、建築業者（京王建設）、金融業者（農協、銀行等）によって構成され、この構想でアパートを大々的に建ててもらいました結果、現在まで、一六〇〇強のアパートが出来ま

した。その他、地元には、私的なアパートが随分建ちました。これらのアパートは、中央大学を中心に散在しておりますので、その点、学生の通学にとっては非常に便利ですけど、上級生になるに従って、順次、新宿の方向に移動する傾向があるようです。例えば、入学した当時は、日野とか八王子とか多摩とか、大学の近辺、特に、大学の正門に比較的近いところに下宿することを希望するのですが、二年、三年となるに従ってだんだん、調布、府中、それから初台というように、新宿の方へ移動していくようです。その原因として、一つにはアルバイトするのに都心に近い方が都合がいいという理由があるのではないかというように実は思ったのですけれども、調査してみた結果では、例えば、聖蹟桜が丘駅の辺りでアルバイトしながら、下宿は新宿に近いところに定めている者が少なからずいるということが判りました。現代の学生は、勉強しながらラジオ音楽を聞くという癖がついてるせいか、静かな環境というものに却って気持の落着きを失うという面があり、そういう生活に何か不満があるのかもしれない。

せんね。

高橋 今、戸田先生のお話の中に、学生の実態調査もされたようなお話がありました。が、学生の経済状態なども調べておられますでしょうか。

戸田 これについては、こんど大学が新しく学生向けに発刊することになりました「ちゅうおう」というパンフレット（これは隔月に出ています）に、アンケート調査の結果を全部まとめたのせております。

田村 そのアンケート調査の結果ですが、屋間部学生の場合、父兄の年間所得は、二〇〇万円から三〇〇万円までが一四・四％、三〇〇万円から四〇〇万円までが一八・九％、四〇〇万円から五〇〇万円までが一七・一％、五〇〇万円から六〇〇万円までが一六・五％。この辺に大体集中しています。ただし、他大学の学生の父兄の所得との比較がまだなされていませんから、この数字だけから、中央大学の父兄の経済状態を正確に位置づけることはできません。

高橋 学生の年間必要経費については……。

戸田 これは、四月一年生に入学したときに、アンケート調査をするために、年間の

必要経費までは……。

履修届けの際にアンケートの回答を提出させているものですから。特に一年生の場合には、どれだけ生活のための必要経費がかかったかということはわからないのです。

卒業生の就職動向

崎田　ちょっと、話題からはずれることを申すかもしれませんが、今日は法曹登竜門の司法試験に関連する話ですけれども、最近大学を巣立っていく卒業生の傾向で、かなり目立つ、これは詳細な調査資料にもとづくものではありませんでいろんな触覚で把握した感じではね、非常に本学の学生は、就職に強くなってきていると思います。

こと法学部の場合は、司法試験、法曹の中央というような名声が、基盤にあるわけで、従ってほとんどの学生が司法試験を狙うかという、最近はどうも「司法試験も就職の一つ」、というふうな意味合いから、実業界の方を選ぶという学生が非常に多くなったと言える。結局、司法試験っていうのは在学生在が合格する率というのは一般的に

低いので、それよりは四年間ちゃんと勉強して、いいところへ、一流の企業へ就職しようという指向が強い。就職率ものすごくいいし、殊に最近のようにただ頭がいいっていうだけじゃなくて、ほんとうにやる気があるかどうかっていうような、やや人間本位に採用が、審査の中心が、移動してきておりますから、中央大学の学生が一番フィットするような形で、求人関係が進んでるから、それが、まあ、現れてきているということも言えると思うんです。だから司法試験、昔は、優秀な学生は、殆んどが司法試験うけるような傾向があった。今は優秀なのが、半分にわかれるとか、かなり就職のほうに重点が移行してきている。だから大学としては、大変いいことにはなっているかもしれませんが、司法試験という角度だけから見た場合には、受験する学生が、片寄ってきたような感じはありますけどね。

戸田　あの本学の場合、今年度は、上場会社についてみますと、昨年に比べて求人数が約四〇〇件増えているんですよ。ということは、やっぱり中央大学の学生は優秀

であり是非採用したいということですね、そうすると、就職部の方でも、「君の場合、司法試験は四、五年やらなければ合格しないから、どうだろう、こういういい会社では非欲しいって言っているのだから、受けてみないか」と、そういう指導をすることになりますね。そこでそれならばその会社へ行こうかということになります。四、五年たてば司法試験に受かりそうな学生が、結局、今言いましたように、一流企業に行くことによって、それだけ司法試験の合格者数に影響がでくるんですね。特に多摩校舎に移転してからの、中央大学に対する企業の評価は、駿河台当時と違って、非常にあか抜けした学生が多いという理由で評価が高くなりました。駿河台のときは、中大の学生は、何か地味で、真面目だけれども何となくあか抜けしないという評判がありましたね……。

高橋　現実には学生があか抜けしてきましたでしょう。

崎田　来ましたよ。

大体、中央大学の難しい試験に受かる子供の出身家庭がね、かなりいい家庭じゃな



いとね、やはり時間と、いろんな試験勉強の環境とかそういう面からほんとうの意味の中産あたりの家庭ですから、昔と違ってハングリー勉強というような傾向がなくなってきた。だから、青春を楽しみながら勉強もちゃんとやって、よいところへ就職するという、それだけ昔と氣質が大分変っ

てきているってことが言えるんですね。

戸田　ところで、逆に、非常に成績がいい学生が、却って一流企業から敬遠されるという側面も本学的場合がありますね。どういうことかと言いますと、こんなに良い成績だから必ずや、司法試験合格の可能性があり、そうすれば、中央大学の学生の場合は司法試験に対する郷愁を捨て切れず、企業に定着しないだろうから、とてもこわくて採用できないというのです。だから、あまり成績が良すぎても困るわけですね。私のゼミの学生で非常に優秀な男なんですけれども、一流企業で断われたのです。最後の面接で、君は必ず司法試験のために動揺するだろうから駄目だと。そういう面もありましてね、中央大学の場合、二つの側面を持っているということを考える必要があります。

高橋　学生のレベルは上がってきていますか。

田村　レベルにつきましては、各先生方が試験の答案や演習などを通じて個別的に何かを感じ取っているに違いありませんが、感じ方は多分さまざまだと思います。一つ

の客観的な基準となるのは、入学する際の学力でしょうが、手許に、ある雑誌社がとった入試合格者の偏差値の統計があります。もちろん偏差値は真の学力の一側面しか捉えていないわけですが、この表を眺める限り、中法学部は、早法学部、上智法学部よりちよつと低いところに位置していて、慶法学部と並んでいます。これは大変残念なことでありまして、これからどうすれば、よい学生が中央に憧れてきてくれるか、どうすれば魅力のある法学部になるかということを、じっくり考えないといけないと思っています。

安藤　今学長と常任各先生から、今の学生は、司法試験よりもどうも就職の方に頭がいい学生が移る傾向があるというお話ですね。さきほど学長先生が話された学生の氣質と、相通するものがあるんじゃないかと思うんです。私は二八年卒業で、戦後の時代ですからね、まあ勉強というのはやっぱり満たされると出来ませんわね。どうしても満たされないと向上心が湧くわけで、難関を突破しようということに生甲斐を感じて勉強したもんです。あの当時の学生はね。

先程の部長先生のご報告ですと、三〇〇万から六〇〇万あたりのところだとすると、

これは中堅サラリーマンに当る。必ずしも全てが裕福なわけではないでしょうが、家庭的には恵まれていると思うんですよ。そういう環境で、中央大学に入ってくる学生だけじゃなしに、一般的に、今の学生は、あまり苦勞して勉強することはやめよう、それよりもこういう求人があるんだから一流会社に入ればいいだろうということで、そっちへ走る傾向があるんじゃないかと思うんです。一つにはやはり司法試験がご存じのとおり難しいございますね。我々のときは大体私二八年卒で、二八年合格なんです。大体皆さんそうなんです。今はまごまごすると一〇年かかる。年は三〇越えちゃう。これではね、やはり優秀な学生でも司法試験をうけないだろう、就職で一流企業に入った方が楽で、将来も約束されるということですね。やはり田村先生がおっしゃったように中央大学のイメージをアップするためには、法学部の評価を高める、法学部の評価を高めるためには司法試験の合格者を増やす、というようなことになってい

かないといけないんじゃないかと思うんですけどね。

戸田 在学生の中から合格者が出てくれば、俺だってやれるんだという、そういう雰囲気醸成されていくことになり、それが、結局、優秀な学生が就職に逃げることなく司法試験に専心するという気持ちにもなりますね。それが、司法試験を目指す学生を引き立てる一つの引き金になるのではないのでしょうか。

田村 この問題では、私はこう考えております。司法試験の合格者が中大の場合非常に多くて、今日では、中央大学法学部の存在を抜きにして日本の裁判制度は語れないという状態にまできているということは、長年の伝統の中で漸くにして培われた価値高い実績でありますから、この実績を伸ばすよう大学側が努力するのは当然です。ただ半面、司法試験の合格だけを望んでいる学生よりも、一般企業、その他例えば国家公務員、地方公務員、あるいはジャーリズム、そういった方面に進みたいと思っている学生の方が数から言つてはるかに多いわけですから、大学としては、司法試験のこ

とばかりを念頭に置くのではなく、多面的に配慮する必要があると思います。



安藤 ただ、どの大学を受験するかと受験生が考えるときに、いろいろな出版社が出して

いる、受験案内がありますね。それを読んで法律を勉強するなら中央大学に行こうというふう狙いをつけるわけです。ところが、先程田村先生がおっしゃったように、早稲田、上智の方が偏差値が高い、それから慶応と大体同じだということになりますと、こちらの法学部がいいんじゃないかというところで上智や早稲田へ行ってしまうんじゃないかと思うんです。ですから中央大学の評価を高めるためには、やはり就職も大事ですけども、司法試験の合格数を増やさなきゃいかんというようなことにならざるを得ないだろうと思うんです。

// 司法研習所から見た中大生

高橋 そこで、今、学生のレベルとか社会へ出て行く方向の話題が出ましたが、あの

原先生、司法研修所で検察教官をしておられるわけですが、他の大学から来た修習生も見ておられるので、中大出身の司法修習生を、他の、例えば早稲田、東大とか京大とか、大勢入ってくるのと比較して、どういふ点に特徴があるのか、お話し願えませんでしょうか……。



原 中大出身の修

習生は、クラスに

大体八名前後、い

るわけです。東大

も八名前後、それ

から早稲田が六名ぐらいですから、クラスの中でもこの中央グループ、東大グループ、早稲田グループというところはかなり目立つんですよ。そういう、まあ、その範囲で眺めまして、中大出身の中には稍々たびれてるって感じのする修習生がいるんですね。時々尻叩きたくなるようなのがいるんですね。ですから苦勞し尽して、合格したというのかもしれないね。ただ、中に若いピチピチしたのが、若干交じって受かってきてますわね。そういう者は、クラスの中でも、東大、早稲田の連中よりぴちぴ

ちした面もありますわね。全体的にムードとしてみると、やっぱり老衰っていう感じがするんですね。早稲田は最近の新興勢力ですよ。これは校風がそうなのかも知れませんが、すぐメダカの学校みたいに、ワァーと集って、コンパのときなんかでもすぐこう、騒ぐんですね。都の西北、歌ったり何かしてね。

— 笑 —

生きがいい、新興勢力であることは間違いないですよ。勢がいいです。東大あたりは、まあ、何とか小学校、中学、高校、エリートを走ってきたという、ゆとりみたいなものを感じますね。そんなところでしょうかね。

高橋 山本先生は民裁の教官をしておられるわけですが、ほかに何か感じていることはございませんか。



山本 結局、まあ、

自分のクラスを通じて、修習生とい

うものを見ますからね。そうすると

その個人個人の特性のほうが強ク意識され

るんで、どの大学がどうだということは簡単に言えないんですけれども、うちの中央大学の場合でも出来る人は相当出来ますね。相当どころか、一、二というような出来る方が現在でもあります。しかし、その反面、もうしょうがないなというような人も入ってききましたね。しかしこれは別に、中央大学だけの問題じゃないと思います。ただ強いて先輩の立場から中央大学の後輩に対して、注文的なことを言うとしたら、もう少し私学の特性を發揮した伸び伸びとした活動、あるいは思考方法はとれないんだろうかという気は、たしかにしますね。それは、おそらく司法研修所もしくは、司法試験の問題だけじゃないに、世の中の求めている人間が、ただ成績が良かったということだけでなくどれだけこれからの社会の変化に即応して伸びていけるかという、これからの伸びというものを、人間的な魅力というものを、法曹の場でも、おそらく要求してきているんだろうと思うんですよ。

そういう要求がこちにあるもんだから、余計ほしいほしいとないものねだりというか……、これは、大学、法学部の当局に立

っておられる先生方がどういうふうに学生を教育していくかという問題につながって行くだろうという気がいたします。

戸田 今の山本先生のお話に関連してるんですが、中央大学出身で司法試験に合格した人というのは、一般的にいつて一〇〇パーセント司法試験のための勉強によって合格したという、だから精一杯勉強して合格したというような人たちが割りに多いのではないかと思います。従って、比較的いわゆる余裕が少ない、というところがあるのではないのでしょうか。その点、東大とか京大の人たちは、もっと、広い視野での勉強をしていると思うんです。だから、とにかく、一〇〇パーセント力を出し切って合格したのか、あるいは余力をもって合格したのかによって、研修所へ入ってから差が出てくるのだと思います。そういう意味で、法学教育の在り方と関連しますが、一年生に入学と同時に、一般教育を無視して、法律釈論を勉強するという指導方法に問題があると思います。もっとも、僅か二か年間の法律専門教育だけで司法試験に合格するということには問題がありますけれども、

やはり、長い目で見ますと、将来伸びるためには、まずその基礎がための勉強が必要であることはいうまでもありません。そのために、判断力とか総合的な理解力とかを養う勉強をした人が、司法試験を受ける場合でも、前提になるのではないのでしょうか。この問題は、同時に入学試験にまでつながるわけなんです。すなわち、国立大学のよくに記述式や論文式の入試方法がとれば、その時点で表現力や判断力や理解力をテストできますから、その力を十分つけたものが大学に入ってくれば、法学教育の基礎がすでにできているのですよ。ところが、私立大学の場合には記号式ないし〇×式で合格者をふるいにかけるのですから、良い学生が入ってきたといっても、それは点数の上で良いだけであって、ほんとうに理解力や総合的な判断力を持っている学生か、その点、現在の私大の入試制度では判断出来ないと思います。そういう問題が司法試験にもつながってくるわけで、やはり、入試制度と司法試験を関連させて真剣に検討しなければならぬと思います。そういう意味で、入試についても、記述式とか論文式

の方法を採用して行くべきであろうと、かねがね、言っているわけです。

法職ゼミと学生

高橋 須藤先生とか小海先生は、法職課程の中のゼミで学生と長年接触してきたわけですね。今の学生の能力とか、そういったものについて、いろいろお話がございましたけれど、何か先生方が気がつかったことは……。



小海 五一年からの、五四年まで四年間、ゼミの指導員ということで担当させていた

てきたわけなんです。学生に答案を書いてもらって、それを、ある程度添削して返してあげていたわけなんです。で、その答案の感じですが、なかなか司法試験受からないような感じの答案が多いですね。私は、たまたま、中校会の出身なものですから、入室試験の時の面接のお手伝いを五二年と、五五年の二回担当させていた。まあ、中校会の論文に受かって来た学生達は非常



にレベルは高いですね。もう少しやれば受かるんじゃないかという実感がしました。で、法職のほうの学生たちの答案は、一年にクラスで一人ぐらいは、非常に伸び伸びとしていて受かるかも知れないという学生もいましたけれども、なかなかいい発言する子が、論文を書かせて見ると非常によくなかったりして、難しい気がしましたね。特に一番最後の去年はCクラスを受持ったわけなんですけど、ABCという能力別の一番下のCクラスの学生の答案は、全然見込みがないような感じでした。まだ、学年が低いということもあるかもしれませんが、Bクラスになると、もっとやっていけば受かる可能性はあるという子も、たしかに交じっていることは交じってる。答案を通じてはそういうことでございました。

高橋 須藤先生、学生について感じたことをお話し下さい。

須藤 私、小海先生と同じように昭和五年から五年度まで、法職を仰せつかりまして、

担当したわけですけども、まあ、最初の二年間は、この成績別のクラス編成ということではなかったわけで、後の二年間の方を一番いいクラスを希望しまして担当いたしました。で、先程山本先生のお話で修習生の中に非常にばらつきがあるというようなことだったんですけれども、受講生の中にもやはり大変ばらつきがあるという気がいたします。それで、私のゼミを受けた中では、現在修習生になってる者が一人おります。それから合格しそうな者がおそらく七、八名というところじゃないかと思えます。何れにしても、非常に力の差があるわけで、まあ、どう考えても能力的にちよつと無理じゃないかと考えられる学生もおりますので、そういう者に対して、どういうアドバイスしたらいいのかということも教育的観点から必要なんじゃないか。昨日読売新聞に、最近企業でもリガールセクションの学生が非常に引張り風であるというような記事が出てたんですけども、あるいはそういうものにも通用するものを、という観点から教えることも必要なんじゃないかなという気もいたします。それから私は

真法会出身で、真法会の学生指導に関与しておるんですけども、法職で非常に熱心な人と、真法会でやってる者でそんなに差はないんじゃないか。法職で、まあ、ハングリーな形でやってる者の方が、むしろ見込みがあるという感じさえ持った経験があるんです。まあ、そんなところです。

法職課程の位置づけとカリキュラム

高橋 司法試験向きの学生をどうやって吸収していくかという問題ですが、カリキュラムの中で法律専門職の方に行く人には別のカリキュラムを組んで教育していくというなことは可能でしょうか。

戸田 この問題は、実は、昭和四〇年に私が法学部長になった時、そういう、いわゆる法職課程の制度を採用するかどうかを検討したことがあります。しかし、中央大学の場合には、「法職課程」をおきますと、法学部には、法律学科と政治学科とがありますが、法律学科の中でも差別が生まれ、法職課程に入る学生が最も優秀で、それから一般の法律学科の学生、それから政治学科の学生というような、差別を生むことに



なってくる。したがって、本来の法学教育の在り方について、その相当なひずみが出て来るのではないかというような激しい議論が多く出まして、そのために、法職課程の構想をやめたのです。あの当時、明治大学ではやっておりましたけれども、明治大学でもそういう問題が提起されましたし、関西の方の大学でもそのようなデメリットがあるということで、問題になっておりましたから、結局本学では止めにしたのですけれども、これは、ひとつ検討に価するテーマではあると思います。現在の法学教育は、旧制の法学教育とは違い、法律学を通してよき市民を養成するというところにこの目的がおかれているわけでして、法律専門職の養成ということが、現在の法学部における法学教育で果して可能だろうかという反省から出発しませんと、なかなか結論が出てこないと思うのです。

中津 とりわけ中央大学の法学部の理念といえますか、狙いといえますか、それを先生のおつ

しゃったような法学を通してよき市民をつくる、つまりもつとわかり易く言えば教養人をつくるというようなことになると思うんですが、それはそれでわかるような気がするんですが、大学に進学していく者の立場からいえば、抽象的な、その教養のある人間になるということも勿論重要なことでしょうけれども、大学で学ぶということによって自分の一生の職業というか、生き方というか、そういうものを獲得したいという欲望はあると思うんですね。それで中央大学の場合に、よく言われているのは、入学時には八割ぐらいの法学部の学生は司法試験を受けたいということが入ってきておるが、入っているいろいろ見ている中に、司法試験ってのはそんな簡単なものではないと、やるつもりなら非常な努力を要するというようなことがあって方向転換が行われると、そういうことで、法学部としていろんなメニューといえますかね、いろんな学生の将来の生きる道を用意することは重要だと思えますけれども、仮に八割の学生が、司法試験を兎にも角にも目標として中央大学に入って来てるんだということが正しい

とすれば、やはり一番大きな任務として、中央大学法学部においては司法試験コースといえますか、そういうものを用意する必要は、対世間的にもあるのではないかと思います。それが、今、おそらくは中大法曹会の底に流れてる考えだと思えます。上場会社に進むのも、官界に進むのも、あらゆるところへ進むのは結構だけれども、とにかく中央大学で司法試験を忘れてしまったらとんでもないことになるのではないかと云ってるんじゃないかと思えますね。

戸田 この点に関してですが、戦後、学校制度の大改革によって、新制度が発足したときの原点に立ち返って考えてみる必要があります。いわゆる新制大学は、ゼネラルエドゥケーションという観点から設置されたわけでありまして、そういう根底に立って大学設置基準というものが、出来ているのです。したがって、いわゆる前期が教養課程ですね。で、後期は専門課程で、僅か二か年間の専門課程だけで専門家の養成とすることが、果して出来るだろうかという学校制度それ自体に対する反省ないし批判

が現在もずっと出ているのであります。しかし、そういう現行制度の枠の中で考えますと、中央大学の法学部は、アメリカのロウ・スクールのような形ではまいらないのです。というのは、アメリカのロウ・スクールは、アンダーグラジュエイトを終えた者が入るわけですから、まさに、日本流に言えばロウ・スクールは大学院なんですよね。アメリカでは、そういう機関で法律の専門家が養成されているのに、日本では僅か二年間の専門教育で、法律専門家の養成が出来るわけのものではありません。そこで、そういう枠の中で、司法試験志望学生のニーズに合わせてカリキュラムを編成するにはどうしたらよいかということが、常に我々の悩みの種だったわけです。そういう中で、一つは、昭和四八年の大学設置基準の見直しの問題ですね。すなわち、一般教育課目三六単位のうち一二単位は専門科目等に振り替えることができるという弾力的な改正が行なわれて、専門科目を増やすことができるようになりました。そして現行の枠の中で、しかも法律専門家を養成するにはどうしたらよいかという問題を、教

授会でも長い期間をかけて検討した結果、

一定の案が出来ました。このように、最大限、法律専門家を養成しようという学生のニーズに合わせたカリキュラムの検討が進められておりますが、何といってもその根底には大学設置基準というものがありませんので、これを無視することは出来ません。そういう意味で、アメリカのロウ・スクールのような制度を現在の新制大学に期待することは、制度的に無理だろうと思います。そういう悩みが我々にはあるわけですね。

高橋 田村先生、現在カリキュラムの検討が行なわれているということでしたので、そのことについてお話いただきたいのです。

田村 それでは、ご紹介かたがた申し上げます。現在までのカリキュラムは謂わば戦前型に属するものですが、例の学園紛争の頃から、長い時間をかけて、カリキュラムが従来のままでいいのかどうかを検討してきたわけです。そして漸く昨日の授授会で、カリキュラムの全面改正が正式決定されました。それによりますと、まず第一に、憲法と労働法がそれぞれ一部、二部に分かれ



ます。講義内容の充実のためであることは言うまでもありません。第二には、憲法一部と民法一部が一年次の科目になります。前々から新入生の側に、折角大学に入ったのに授業が高校時代の延長みたいな感じでつまらないという声が大分ありました。一年次に専門科目を置くことにしたのは、そ

のような声にこたえようとするものです。第三には、法学という科目が廃止されました。じつは、この漠然とした科目を通じて、学生たちを、法律学というものは面白い学問だという気持ちにまで引張っていくのは至難でありまして、経験の深い年取った先生方にこの科目を担当していただければ別かも知れませんが、それも現実には無理なものですから、いつその科目を廃止して、その代わりに、先程申しました通り二つの専門科目を入学早々の一年次におろし、さらには、演習制度をもっと拡大充実するという構想をとったわけです。第四には、今度から、専門科目を六つの群に分けました。そして、第一群に属する一二科目のうち九科目、第二群の一五科目のうち八科目、第三群の六科目のうち一科目だけを選択必修にしました。どうして、そのようにしたかと申しますと、近年、学生の志望や関心が非常に多様化してまいりまして、従来のようにすべての学生に一律のカリキュラムを強いると、かえって多数の学生の勉強意欲を殺ぐ結果になり兼ねませんので、科目選択の幅をひろげて、例えば司法試験を受け

たかったら第一群、第二群あたりの科目をたくさんとって試験に適した勉強を進めていく、また、別の職業を選びたいとか別のことに興味がある学生はそれなりに別の群に力を入れて単位をとる、ということができるようにしたわけです。もっとも、科目の選び方を学生に一切まかせるというのは、学生も迷うでしょうし、適切でもありませんから、こちらで、種々の職業コースに合わせたメニューのようなものを作って、学生を指導したいと考えています。

以上が新カリキュラムの大まかな紹介ですけれども、先程学長の方から新制大学法学部というものの在り方についてお話がありました。全くそのとおりでして、新制大学はスペシャリストを作ることとを目的としていません。法学部も同じことで、法学部を卒業しても到底スペシャリストではあり得ません。スペシャリストは大学院で、というのが今日の制度です。ところが一方、司法試験にはスペシャリストの能力を要求しているようなところがあり、そこにギャップが見られます。前に、大学の講義と司法試験との分離について、法律学方法論の

変化という観点から一言しましたが、もう一つ、この新制大学の在り方もまた、講義と司法試験の分離現象を促進しているようです。そこで、ギャップを埋めるものとして法職コースといったものがあればよいのではないかという声が当然出てきました。しかし法職コースを安易に設けると、学長が指摘されたような問題も生ずるため、教授会の議論も簡単にはまとまらず、しきりに論争した結果、現在のよう形、つまり法学部内の課外授業という形の法職特別コースが生まれました。ところで、数か年経験を重ねるあいだに、今のようやり方では、実はなかなか司法試験の合格には結びつかないという現実問題に直面することになり、最近法学部には、この経験を踏まえて法職特別コースの在り方を考え直したかどうか、現在の法職コースを質的に、規模的に、あるいは組織的に改めないといけないのではなからうかという雰囲気が出てまいりました。そこで今年に入ってから、法学部の中に法職コース検討委員会というものを新たに設けまして、この委員会が法職コースの在り方について抜本的な検討をつ

づけたわけです。その議論のなかで、一方では法職コースの従来の在り方の欠点が指摘され、他方ではその欠点を克服するための方策が探られました。その欠点と申しますのは、今日の法職コースは、もしこれを司法試験に役立てようとするのであれば、きわめて不徹底だということです。

具体的に言いますと、今までは正規の授業を補充する学部内の課外授業とされているのですから、学部の正規の授業と同じ時間帯に法職コースの授業を置くことはできません。正規の授業を邪魔することになるからです。そのために法職コースは五時限目とか夜の時間帯というふうにせざるを得ませんでした。それから、学部内の課外授業ですと、どうしても先生方は、関心がなくとも法職コースの授業を受け持たざるを得なくなります。しかし、関心を持っている先生が熱心にやるというのが好ましい姿でしょう。さらには、法職コースが学部のなかにすっぽり入っている形になっていまずと、これが隘路になって、外部から適任の講師を呼びにくくなります。

以上がマイナス面ですけれども、それで

は今後どうすればよいのか、が次の問題です。この問題については、二つのことを申しあげたいと思います。第一点は法職コースの目的に関係しますが、検討委員会では、多くの司法試験合格者を出さねばならないということは、中央大学に課された運命のようなものだから、数を伸ばすよう工夫しようではないか、それには法職コースを受験コースとして割り切って考える方がよい、という意見が支配的だということです。

第二点は法職コースの組織に関連します。このことは、実はまだ、学長、常任理事にもお話してありませんので、ここでご相談も兼ねて申し上げるのですけれども、法職コースの今までの隘路をなくするには、学部のなかへすっぽり入っていた形をやめて、学部から切り離す必要がある、という意見が検討委員会で強く出ております。もっとも、法職コースは今後とも法学部の先生方が中心になって運営しないといけないでしょうから、「完全に」引き離すわけにはありませんが、法学部の外局ないし学部付置という形にして、従来の位置を少し横に

ずらそうというわけです。そういう形に変えて、そして、従来のようにこれは課外授業だということを言わずに、受験のためのコースであるというふうに中身をはっきり割り切れば、授業の時間帯の点でも、講師の委嘱の点でも、今までにくらべてやり易くなると思われれます。また、法人側からの財政的援助も受け易くなるのではないでしょう。

ところで、学部から離しますと、誰がこれを運営していくのかという問題が出てきますが、熱意のある法学部の先生方を中心に運営委員会を作り、中大法曹会の先生方にも運営委員に加わっていただいて、そして委員の一人が委員会の長になる、学部長はつねに学部の側に立って物を考えざるを得ない立場にあるから、運営委員会の長にはならない、というのが検討委員会で作された構想です。

〃法学教育と司法試験との関係

高橋 大変結構なお話を伺わせていただきました。法職課程の位置付けとか、組織の問題とかは、又あとでお話いただくことに

しまして、浜先生、正法会で受験生を熱心に長年ご指導しておられるのですが、先生の立場から見て、大学の教養課程の中で、こういうことを、もう少し早い時期に教えていただいたら、もっと早く試験にうかるんじゃないだろうかというようなことがございましたら、どうぞ発言いただきたいのですが。



浜 現実に直接指導しているわけではございませんので、どうしても、

一体早く受かるかという、あまり難問で、お答えが出来ませんが、ただ、どうも今の学校制度は、学長先生のおっしゃるように二年では専門教育が充分できない、それじゃ大学院で専門教育が出来るかというと、大学院は研究者の養成であって、実務家の養成機関ではない、そうすると、やっぱり一番単純なのはいい学生を養成していただきたいというところに帰するわけです。長いこと平均して二〇名ぐらいを見てきておりますと、研究室に必ずしも優秀な学生が入ってこなくなりました。

これ大学全体として、どうかということば申されませんけれども、少なくとも、成績から見た場合には、昭和三〇年の初期から三〇年代半ば過ぎまでは、おそらく、法学部の中でもトップクラスが入っていたんじゃないかという感じがします。ところが昭和四〇年から昭和四五年ごろになってきまして、どうも、少くともトップクラスは来ていないんじゃないか。かつて黄金時代には、在学生は正法会で受かるというような時代があったわけですが、最近は非常にみっともない状態になった。そうしますと質のいい学生が受験生になるかどうかという一番単純なところに到達する。私自身はそういうふうに感じているんです。

高橋 司法研修所から見まして、司法修習生でも、基礎学力みたいなものが要だというようなところがあると思いますが、そういう点から見て、大学ではこういう点をもう少し叩き込んでもらいたいというようなことがございませんか。

原 むずかしいんですが、一つ気がついていることは、司法研修所の教育の大きな部分は起案ですが、要するに起案する際の論

文の構成能力、あるいは論旨の展開の仕方そういうことが、一口に言えば下手なんです。そういう能力が落ちてきているということを感じます。大学の試験の在り方を見ますと黒い棒を鉛筆でぬり、カチャッとやればすぐ答が出てくるような試験を通過してきて、最近は漸く小論文とかが、入学試験に出てきていますが、あの影響があるかもしれません、論文構成能力というものを、大学の授業、まあ授業というか、何かの機会に養成するカリキュラムみたいなものはないだろうかという感じを時々持ちます。学研連の答案練習会を受けている人達は、それをやらない人達よりはねれているんでしょうけれども、それにしても組織的にそういう力をつける機会があればいいと思うことがあります。

高橋 山本先生何か。

山本 ちょっと違った面から申し上げますけれども、今までも、現在もそうでしょうけれども、大学の法学教育、日本の場合は、かなり日本的な特殊な事情があって、実務にすぐ結びつく形にはなっていないですね。おそらく辿っていくと、不平等条約の改正

を目的として、とにかく法律制度、各司法制度を確立することが先決であるというところで、外国の法律を研究して、その解釈論を一生懸命、大学の法学教育で取り上げてきたという歴史的背景があったからかと思いますが、法学教育は、法律解釈に重点を置いて、事実とは与えられているんだということが当然の前提になっている。ところが、実際に法律が適用される場というのは、実際はあるんですけども、事実を作り出していくところが非常に重要なんです。我々実務法曹から見るとそこが実は非常に大きな問題なんで、その複雑、混沌とした事実を法律的に整理するという作業が次にあって、それから法律の解釈をして当て嵌めていくことになるが、前の二つの段階というのが、今までの大学の法学教育にはなかった。

中央大学だけでなく、全部そうなんです。その欠けている点を取り上げることで、実務家からは大学の法学教育に対する注文として出てきている。で、我が中央大学においても、こういう実務サイドからの要望にどういう形でお応えいただくか、

これは新制大学の設置理念の問題もありますけれども、現実には、法曹に限らず、経済界でも、市場教育でそこを今補っているわけです。しかし、市場教育で補なうにしても、それにつなげていく教育というものも、要望されてくる。そういう現実の要望については、ケース・メソッドをもっと増やすとか、基本的には教育の方法論にもつながっていくと思うんですけども、そういう点を考えていただきたいと思います。司法試験の出題傾向とにらみ合わせてみても、重要なことだろうという気がいたします。高橋 最近司法試験の問題も具体的な事例について答えるものが多くなっていますので山本先生のお話に賛成ですが、もう一つ抽象的な解釈論から入っていくと、学生の方は、法律というのはあまり面白くないと思って、いい学生は就職の方へ行ってしまうというようなこともあり得るかと思えますが、抽象的な解釈論と、事実を与えて法律を適用していくような形の教育を平行してやられておられるのか、あるいは先にこの抽象的な解釈論から入っていった、後で演習なんかで修得するようになっていくのか。

でしょうか。

戸田 その辺のところは、今おっしゃったように、抽象的に解釈論を終えてから、三、四年次の演習で、その具体的な適用についてトレーニングを行うというのが、わが国におけるオーソドックスな方法ですね。しかし、抽象的な理論を、事実関係とのかかわりの中で、生かしていくのは方法論上問題がないわけではなく、また、一定の制約があるのは事実です。この点、ケース・メソッドなんかは、法学教育の方法として効果的だろうと思いますが、この方法は英米のようなコモン・ローですと、それは判例法ですから、ケースメソッドでなければ生きてこないのですが、大陸法主義をとっているわが国の場合に、このケース・メソッドが、法学教育の方法として効果的であることは勿論けれども、やり方において非常に難しい問題があると思うのですよ、その点はどうですかね。

田村 実状では、教室の講義は従来の方法で行って、その代わり演習はケースメソッド的にやるというのが普通のタイプですが、教室の講義のなかにケースメソッド的な要

素を取り入れている先生もいるようです。私も演習にケースメソッド類似の方法を入れていきます。しかし、そのようにしましても、事実はずでに与えられていますから、混沌とした事実のなかから事実認定をしていく勉強にはなりません。そこで仕方なく判例に出てくる事実関係をどんどん変えていって、それに対応する法律論を学生に考えてもらうようにしていますけれども、やはり限界があると感じております。

山本 その関係についてですが、今までどちらかというとゼミナールなどでは判例を素材にしているのですね。それも一つのいき方ですけども、今司法研修所で、特に民事弁護関係でやっているのは、当事者甲の言い分、乙の言い分、丙の言い分が整理されていないで食い違いがあるのを司法修習生が証拠によって、矛盾している事実の中から何が法律的に必要なかとか、既存の法律では賄えないとすればどういう法を考えるべきか、というような訓練です。そういう実務的な教育も高学年にはある程度は希望したいですね。

崎田 出題そのものが、ある程度問題点の

順位、ポイントの配列を示唆するような形で、問題が出る場合とね、ある大きな問題で自分で問題点を摘出し重要度または論理的に配列するというようなメリハリのしっかりした答案でありたいところを、雑然と問題点を並べるような答案が少なくない。

今言ったような論文構成の面と同時に答案というものについて我々はやっぱり解釈論という立場で採点したいわけだね。だから結論はきちっとさしてもらいたいわけですね。それが立法論じゃない解釈論の中で妥当でないとか、適当でないとか、じゃ、こっちへ行ったらこの問題どうするんだというような場合にぼやかすような、こういう答案が結構あるんですよ。だから私やっぱり昔の学研連の研究室での指導は、今思うとブラスの面がかなりあったと思いますね。言葉使いにしても、これはちょっと抹消的かも知れませんが実に字がきたないですね。最近の答案の字のきたなさ、ね。昔私が聞いたことですが試験準備のために習字からやり直したなんていう美談がある位で、今は本当に表現も内容も昔からいうとレベルがおちてきたように思います。

今の社会では視聴覚中心のところがあって、学生なんかも昔はメモとかノートなどをわりに丹念にとったりしたのですが、最近は線を引くだけとか、手を動かすことが少ない……そんなことが影響しているんじゃないでしょうか。

浜 これ大学の先生方の分野かも知れませんが、私去年まで大体一〇年位、二部の学生の行政法のゼミをやったんですが、三年次と四年次と一緒にとってしまった。四年次は、就職試験で終りごろになると勉強十分やらないものですから、六年目頃からやってみたくんです。全然行政法やってない三年次の学生にはじめからゼミやらしたらどんなもんだろうと思ってやってみました。夏休みまでは若干の差があるんです。ところが夏合宿に日光へ行って出てきますと四年次と全然変りない。却って三年次の方がよく出来るんです。というのはあとに就職試験がないので、実力がはるかにつくんですね。数が少ないから、レポートを三回も四回もさせますから当然だろうと思いますけれども……。本式にもし勉強やるんだったら、ああいうゼミみたいなものを多くして講義

なんかやめちゃっても力がつくんじゃないかという感じがするんですけど。学生の勉強という面からは講義なしでも一年間ゼミ

をやる、相当な力がつくということとはよくわかりました。公務員試験に合格してやるのもかなりいましたね。

戸田 私も今の浜先生と全く同じ意見です。

私も三年、四年持ち上りのゼミを採用しておりますが、夏休みまでは四年生に模範演技の意味でレポートさせ、三年生はそれを聞きながらゼミで勉強する。私のゼミは商法です。三年生では、講義とゼミとが平行して行われているのです。したがって、

三年生にとってゼミの内容は十分にはわからないのではないかと思うのですが、夏休みの合宿の頃になると、三年生にレポートさせても十分能力を発揮します。九月に大学が始まりますと、まだ授業の方ではそのテーマまで行っていないのに、結構立派な報告をするんですよ。だから今おっしゃったように、そういう具体的な設例を素材として、解釈論というか、法律の理論を自分なりに身につけていくのですね。そういった点で、僕はゼミを重視することは絶対に必

要だと思っております。

// 法曹会の要望

高橋 先程田村先生の方から法職課程をどういうふうに変えていくかというお話がございましたが、中大法曹会の方からは、今年の三月六日に「中大法職特別コースについての意見書」というものを大学の方に出しております。この中身につきましては安藤先生が委員長として中心となって検討されてまとめたものなんです。今の田村先生のお話に関連して安藤先生何かございましたら。

安藤 中大法曹会としては、以前から中央大学の法学教育の拡充についてという検討に入っているわけですね。第一次意見書が昭和五年五月二二日、大体まとめるのに二年かかっている。そしてその段階でたまたま大学に法職課程ができて、その第三回から中央大学法曹会が講師を三〇名前後派遣して協力する体制に入ったんです。それでやっていくうちに先程田村先生のご指摘のように、現行の法職コースでは欠陥があるということで、今司会者が言われた



ように第二次意見書を昭和五年三月六日に、表題を「中央大学法職特別コースについての意見書」として出しました。

昭和五年五月に提出した第一次意見書の表題は「中央大学に於ける法学教育、充実の問題について」というもので、この意見書では先程田村先生が言われたカリキュ

ラムの改善、法職特別コースの創設、講義内容、答案練習等々につきまして広範な提言をしてるわけです。そのとき大学側の答えはちやうど多摩へ移るすぐ前ですから、多摩へ移って五年程度実施する為には時間かしてくれというお話でしたが、中大法曹会では、早急に検討に入ってもらいたいという要望をさし上げたんですよ。機会あるごとに私中大法曹会を代表しまして、我々の意見書を早く取り上げてくれということをお願いしておった。たまたま今日非常に歯切れのいい田村先生のお話をうかがって、高く評価出来るんですが、まず第一にカリキュラムの問題について指摘したいと思うんです。

第一次意見書は先程田村先生ご指摘のよう現行カリキュラムは学生が大学に入っても二年間は高校のやり直しの感じをするという批判がございましたので、新制大学の法学教育についてのいろいろ先程お話があったように問題はございますが、中央大学の特別な伝統がございまして、田村先生が宿命的なもんだとおっしゃいましたけれども私もそんな感じをとるんです。矛盾

はありながらやはり中央大学に入ってくる学生のニーズに答えなくちゃならんだろうということ、我々の提言では民法、刑法、憲法、これを一年次、二年次におろす、そして三年では積み残しの講義をもう一度、三年四年次でやる特別講義というようにことを提言しておるんです。もう一つ、東大等では一時限が一二〇分ですね。中央大学では九〇分、これをもう少し伸ばしたらどうだという提言も併せてやっておるんです。田村先生のお話ですと、我々の中央大学の法曹会の第一次意見書が評価され受け入れられたというふうに今聞いて、非常に嬉しく思っているんです。

それからもう一つは法職課程の提言ですが、この段階ではまだ法職課程をようやく創設した頃にあたるわけです。先生が今回は受験コースというふうにわり切るとおっしゃいましたね。これは第一回の当初から議論になっている。第一回の募集要項をみますと、総合大学との関連で受験講座だという割り切り方はしていなかった。回を重ねる毎に、中央大学がそういう割り切り方をしないと勉強が徹底しないという提言を

しておったんです。今、七回でだんだん回を重ねるにつれて、受験色が強くなってきた。で、漸く先程の先生の話ですと完全に割り切ったという感じを受けるのですが、協力する側としても非常にやりやすくなります。

それから三回から七回、都合四年間ゼミの指導に参加しているわけですが、毎年我々の部内では経験を踏まえて反省会、検討会をもっておりまして、どうしても今の法職課程は司法試験を合格させるだけの授業とは言えないということから改善を迫ってきておりまして、それらをまとめたのが先程申し上げた第二次意見書です。ここでは現行の法職課程の内容、方法等についてかなり思い切った改善を提言しておるんですが、現行の法学部内の課外授業では司法試験の受験講座としては適当でないという観点から、先程先生がおっしゃった所謂特別な講座を持たなくてはならない、法職センタールという仮称で提唱しようと、現行の法職課程を改善することによって今の司法試験に対応できるだけの講座を持つことは出来ないかという観点から、法学部から切り

離して法人又は学長、総長直属の機関をつくって頂きまして、外部からも先生方を招請して密度の濃い専門教育をしてもらおうというのです。そうすれば、先生がおっしゃったように法人からも財政的な援助もして頂けるだろう、しかも法学部のいろいろな規制からも開放されるだろうということで、是非お願いしたいというようなことでやってきました。たまたま中央大学の百周年記念事業が始まりますから、この機会に中大法曹会としてはそういう機構をつくってもらおうとこういうようなことで、考えておったんです。今先生のお話を承わると、そろそろ割り切ってそういう機関をつくるということですので、私の方としては是非実現して頂きたいと思うわけです。

田村 少しつけ加えたいことがあります。ただ今、一年次、二年次の課目のお話が出ましたが、一年次の専門課目は先程ふれましたように憲法一部と民法一部でして、二年次の方には、従来から二年次科目だった民法二部、刑法一部のほかに、憲法二部、民法四部、商法一部を配当しました。民法四部を四年次から二年次におろしたのは、

親しみ易い科目を早い時期に履習させて、法律学への興味を呼び起そうという狙いです。それから、法思想史、法史学などの基礎法学も二年次科目にしました。

つけ加えたい第二の点は、ただ今法職コースにつきまして、受験コースとして割り切るということを強調されましたけれども、これはまだ教授会の承認を得てはいないということです。私も言いすぎた嫌いがありますので、念の為申し上げておきたいと思っています。

戸田 百周年記念事業企画委員会で、法職と会計士に関する各種学校ないし専修学校設置の案が検討されていますのでこの問題は、そこで調整されるのではないでしょうか。

木戸口 私共は中大法曹会の要望を大学当局に入れていただきたいということで、前々からお話し、意見書なんかも差し上げておりました。今度百周年、ちようどいい機会だということで学長先生、崎田先生の方にこの機会にどうしても中大法曹会だけでなくに中大出身、法曹全体の要望として、そういう制度を導入し、かつもっと充実し

て頂きたいということを申し上げております。学校当局にも大体受け入れられるということになりまして、百周年記念事業で恐らく実現するであろうと私は期待しております。先程学長さんがおっしゃったように専門課程を二年だけでは、どうしても時間的に不足がある。ところが卒業して学生でなくなると大学の施設の利用も非常に困難になる。受験生は大学卒業して三年、四年と継続をして受験勉強する人もいます。本当は大学院大学というようなものが設置されればいいと思うのですが、そういうことは現状において難しいということであれば、各種学校でも、専修学校でも構わない、学校という名前がつかなくても特別教育機関ということをやっても、十分目的を達成できるんじゃないかと考えております。是非実現して頂きたいと思います。

〃司法試験へのガイダンス

中津 先生方には是非お願いしたいと思って申し上げるわけなのでございますけど、私は中央大学に三二年に入学して三六年に卒業したわけですが、在校中の経験に照らし

て申し上げるので、今当っているか当たっていないか、ちょっとわかりませんが、私共のクラスの友人をみても、決して高校時代に能力が劣ってたわけでもなくて、努力もそれなりにした。ただ勉強の方法がわからないということで暗中模索で試行錯誤を重ねて結局いい方法を見付けることが出来なくて、第二志望である中央に入ってきたというのが非常に多かったわけです。それで、中大に入ってからこれは要するにマンモス教育なものですから語学の先生は五〇人のクラスで先生と口きくチャンスはあるわけですけど、それ以外では先生と親しく口をきく機会がなく、従ってどういう具合に勉強していいかということを修得する場所がなかったわけですね。それで、たまたま私は三年のときに玉成会研究室に入れて頂いたものですから、そこで初めて司法試験の勉強は、そういう具合にしたらいんだという見本が回りにごろある。半年位観察しているうちに、その中で、自分に最もいい方法というものを真似させてもらうことによって、司法試験に受けることができたと思っておるわけです。つま

り私の申し上げたいことは、カリキュラムの変更も非常に重要でございますけど、多くの学生はやる気はあるし、努力もしているけれども方法論が間違っている為に無駄なエネルギーを費やしているということが非常に多いんじゃないかという気がするわけです。ですから努力が本当に実を結ぶように、ガイダンスと申しますか、方法論を教えるといいますか、そういうことを学校の企画として迷える学生を軌道にのせるような期間を是非設定して頂いたらと思うのですけど。

戸田 この問題は一般的には、入学式後に行われるガイダンス期間とーそれは一般ガイダンスと個別ガイダンスがありますがーその他に学生相談室がありまして、司法試験を志望する者に対してどういう勉強の仕方をしたらいいか等の相談に応じており、先生方がいまして、時間割が指定されておりますので、そこに行けば聞けるようになっていきます。

それから、一年生に対し、昭和四二年から教養ゼミを設置しておりまして、社会科学のうち、法律学担当の教員も教養ゼミを

担当していますから、そういうゼミに入ることによって学問の方法論とか、司法試験を志望するものは、そこで法律学の基礎的な考え方を身につけるとかいった方法もあります。また法学部では昨年から、司法試験のための勉強の仕方を、法曹会のご協力を得てやっているようです。

今、中津先生がおっしゃったようなことは、大いにやり、今後も、学生相談室に、司法試験を志望するもののために、相談にあづかる教員が常時待機し、相談にのるようになりたいと思います。

安藤 我々中大法曹会では仮称「法職センタ―」構想を打ち出してみましたけど、第二意見書でまだ議論が煮つまっていないのは、これをどのように位置づけるかということなんです。現行の法職過程の反省に立ってこれを充実強化するためには、まず法職関係を法学部から切り離すということが前提になる、法学部の先生方に失礼ですけど、これなしには法職過程の充実はないというふうに考えます。それから先については、学長とか総長とか、あるいは理事長の直属機関とかいろいろ言っておりますけど、そ

れはまだまだ検討を必要とする段階で、私は先程先生の言われた外局ないし学部付置というのも非常に結構な構想だと思いますので検討委員会で十分検討して頂きたいと思っています。我々の意見を聞く機会が与えられますならば、是非アイデアを提供できるようにしたいと考えております。

〃夜間部の現状

高橋 夜間部の方は今どういう形になっておりますか、お伺いいたします。

戸田 夜間部は四学部共通で近況を申し上げますと、六時一〇分から九時二〇分まで、二時制限をとって、カリキュラムが組んであり、四年間でとにかく一四二単位の卒業に必要な単位がとれるような方法がとられています。ただ、そういういわば過密ダイヤでありますために、一コマに収められる科目は先生の希望によって決めるのではなく、あらかじめ固定時間割が出来ております。この方法をとらないと、四年間で卒業に必要な単位が取れないということになりますから。ただ、夜間部教育が本来勤労者

教育という基本的な立場にたっているという観点を見失ってはなりません。しかし、私はむしろこの際思い切って夜間部は実務教育ということに割り切った方がいいのではないかと思っています。昼間と夜間とを、全く同じカリキュラムで実施しようとする、どうしても無理があります。しかも昼間部が五時制限をとり、夜間部が二時制限をとっても、同じ資格が付与されるということとは問題であります。この点、夜間部学生自治会の方から反論が出てくるとは思いますが、この際、夜間部は、実務教育、例えば司法試験を受けるのに必要な学科だけを集中的に講義するとかいうように、ちょっと性格を変えた方がいいのではないかという感じが私にはいたします。この点、法学部長は学部長としての立場からそう放言は言えないかもしれませんね。

田村 今学長からお話があった夜間部の将来像につきましては、今後、本腰をいれて議論しなければいけないと思いますけれども、色々の意見がございまして、まだ集約し切れないでいるわけです。ただ事実としてははっきり言えるのは、現在夜間部の学生

のなかで、定職に就きながら勉強しようという本来の意味での勤労学生の数は非常に少ないということです。そのような学生は数年前までは半分と言われてきたんですけども今年の調査ではもう一二、三パーセントというところ。

戸田 勤労者は一年生のうちは約一〇パーセントですが、九〇パーセントの夜間部学生は多くは転部科要員でありますから三年になって転部科が不可能になるとそれを諦め勤労者になりますから、約四〇パーセントぐらいになるのです。

田村 そういう意味で夜間部の学生の性格がすっかり変わってきています。この現実を見定めた上で考えなければいけないのではないのでしょうか。それではこの現実の上に、今後どういう構想で夜間部を組み立てるかということになりますと、このところ百家争鳴でして、夜間部廃止論であるわけですが。しかし今は廃止論を言える段階ではないと思います。

渡辺 私、夜間部なんです、私共のところは頭はねのされていない学生が昼勤めて夜間部へ行き、昼間部は東大とかそういう所に



頭はねされた学生が入ってくるという傾向がありました。それがかなり前から夜間部は昼

間部の二重化しているんですね。しかし、夜間部には、まだ頭はねにされていない学生がいて、経済的にどうしても昼間部にはない、しかも能力的にも実力があるという学生もいることをある程度頭において考えて頂きたいと思います。

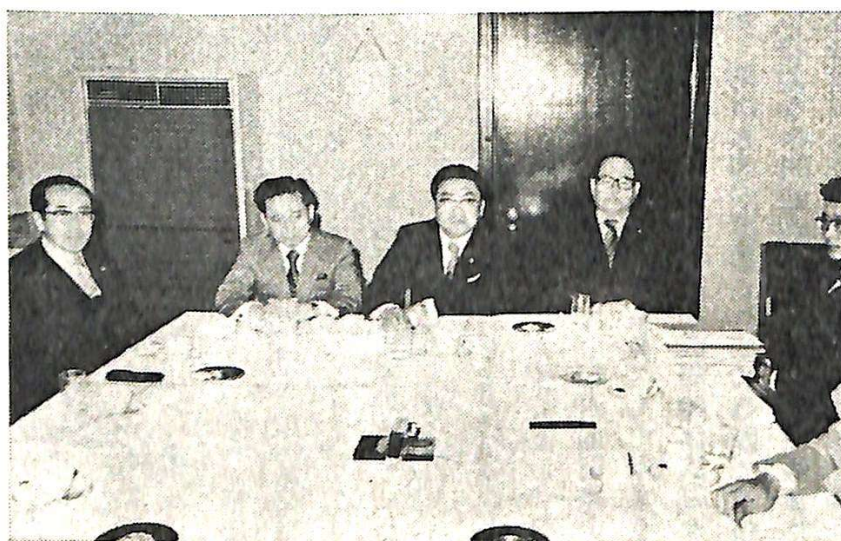
戸田 夜間部の推薦入学制度を経済学部と商学部が採用していますが、勤労者であるということを経験条件にしております。しかし推薦入学制度を採用したことによって、両学部では非常に優秀な学生を入学させることができたという評価しています。法学部の場合、本学が多摩に移転したことにより、多摩地区における勤労者が結構多く来ております。勤労者の数が一年生で夜間部生の約一〇パーセントといたしましたけれども、駿河台の時と違って霞ヶ関とか丸の内、裁判所や官庁等に勤める勤労者が多勢来るということが困難になりましたために、法学部の夜

間部教育は今先生がおっしゃったような、そういう形よりも、むしろ中小企業とか地方自治体の職員が多くなりました。そのため司法試験にむいた学生は、非常に少なくなったということは事実です。

〃学研連について

高橋 それから、学研連の室員を法職過程の方へ参加させるかどうかという問題と、それから現在入っている建物をどうするかということなども少し話題になってるようなのでございますけど……。

崎田 実は学研連の位置づけというのは駿河台当時でも、いろいろありましたね。例えば課外活動的なところに位置づけるのかあるいは学外的なものとして扱うか。だから多摩へ持っていく場合にその辺りの検討は既に行ったわけですけど、ただ何と言っても同一キャンパス内であり特別扱いするわけにはいかないということと、もう一つはああいうスペースの中で校舎の一番機能的な位置づけをやっている中で、サークル棟と建物は一緒なんですけど、中間で仕切ってあまり騒音その他によって影響を受けない



いような形でつくった、こういう経緯があるんです。設備の条件としては決して悪くない。ただ大学のキャンパスの中へとり込んだものですから、大学の年間の教育スケジュールとちよつと性格的になじまないところがあるわけです。大学としても何とかできるだけ面倒を見ようというようなこと

で、どっちかというやや他の一般サークルと較べれば優遇措置をこうじたり、そのかわりいろんなことをちやんと守ってもらおうということをやってきて、ですからこれをキャンパスの外にもっていけば、そういう制約もないからより徹底的な指導体制を組めるといふようなこともあるかも知れませんが、ただ外に持っていくという財政的な力、今のところないんです。また正直言って、外へ持っていく方がいいかどうかという問題があります。現在は法学部棟とちょっと離れていますけど、それでも水道橋のお茶の水校舎なんかと較べれば講義を聞きながら勉強もできるという体制はでき上っている。これをまた学外へ持つていくとなると距離は又ぐつとはなれて、又お茶の水の二の舞になりかねない。当時は学生は講義を聞きにきたって講義だけの為に往復の無駄とか何かで結局研究室中心になつてしまふ。

それから又同時に先輩は本校までは来れるけれどそこからなかなか向うへ行けないというような問題があった。その点では大きく改善されて教室に非常に近くなった。

ただ距離的に先輩の昔のいい意味の寺小屋教育的な影響力というものをなかなか期待できないような、法職コースの方では、制度としていろいろご協力受けますけれども、先輩が普段に来て頂いている教育するといふような機会が非常に少なくなったといふことは言えるわけですね。恐らく法曹会の構想は法職センターといふものを学研連と、どこか外へ持っていくって、これと連結して大きなものを構想されたんじゃないかと思うんですけど、そこまでは……。しかしこれだつて人間の執念の問題ですからね。長期の振興政策の中で、そういう構想に道が開けないことはないと思うんですけど、とり敢えず百周年計画ではそういうことは無理ということですよ。

建物の関係は従つて現在のところで、あとは内容的には僕は学研連に対して法人としていろんな協力の仕方を検討して、できれば共同講座みたいなものを中心に助成をする。そのかわり当面とにかく対外的なサービスはやめてもらつて内部の学生に非常に密度の高い教育を徹底的にやってもらふ、その為には、いろいろな協力もしようと。

ところがなかなかそうはいかなくて、対外的サービスが研究室のドル箱になっているから、かたがわりするならやめてもいいなんていう。大学側がどこまでかたがわりできるか問題です。ことに学研連と一般との間の合格率が折半的な現象がこのところしばらく続いて、最近少し上向いて来たので期待しているわけですが、そういう中で学研連としては今までのような形だけでいけるものかどうか検討しなければならぬでしょう。学研連がただ部屋割りで学生をとじ込めているだけで、しかも従来の法職コースでは学研連の室員なんてあまり出てこないですよ。結局機能的な法職センター的なものが構想されてくると、これまでのような閉鎖的な学研連はとり残されるおそれがある。いわゆる学外司法試験受験機関が大きな問題点になっているし、中大の先生方がそっちの方に力を入れているといふことも聞いておりますし、それらとの関係で今までの学研連のような研究室単位の答練というのは、反省の余地がありません。思い切つて共同講座的に徹底したスケジュールで濃密な教育ができるような方

向で検討を加える必要があると思います。

浜 私は、学研連の出身の先生方が大学の要職をしめておられるものですから、今の崎田先生のように穏やかな言葉で言われるんだろうと思うのですが、もう少し心底から学研連は批判されているんじゃないかと、今の状態だと、学研連の存在意義が果してあるや否やという、こんな状態だったら図書館を完備しておけば十分じゃないかと、先程崎田先生がおっしゃっているように昔のいい徒弟教育の面は現在の学研連にはないんじゃないかと、そういう批判が恐らく背後にはあるんじゃないかなと思うんです。私は何回か崎田先生と学研連側とのこういう座談会等に出ているんですが、深刻な批判が学研連に対してされたことがないというのが私の感じなのです。だけど、私自身は、どうも学研連自身が反省しなきゃいけないんじゃないか、今のような状態で一体存在意義があるだろうか、学内にあれだけ立派な設備をもらうような便宜を受けているんですから、せめて学研連で合格者の七割位を目標にしていけないと、どうも存在意義が問われてしまうんじゃないかと

いう感じがするんです。

木戸口 学研連を弁護するわけじゃありませんけれど、私はやっぱり存在価値があるんだという具合に考えているんですよ。ただ今の学研連の勉強方法が非常に何というか閉ざされたような勉強方法をやっているんで、私はやはり現在の法職課程ああいう教育方法と連合させて、お互いに補い合うというような形になればよくなると思う。現在非常に落ちてはいますけど、全体としては半分以上になっておるわけなので、これは一つの中央大学の力だと思うので、法職教育の連合内容を充実させていけば、学研連の生徒も全部参加すると思うんですよ。

田村 その連合の問題ですけれども、学研連には固有の伝統もありますし、独立心、自尊心がありますので、今すぐどうこうというわけにはまいりませんが、今後法職コースを整備していく過程で必ず答練の問題が出てくるだろうと思うのです。そのときに学研連に協力をお願いするという格好で何らかの融合をはかっていくということしか現実問題としては考えられないのではな

いかと、私は感じております。

木戸口 教育内容がよくなり熱心な先生が講義をされるといふようなことになれば、おのずから法職コースの方へ通うことになると思うので、内容を充実して頂くことは是非お願いしたいと思いますね。

中津 学研連の問題として、一言だけ申し上げたいと思うのですが、確かに学研連の合格者の率は低下していると思いますけど、学生にとっては一つの刺激剤ではあると思うのです。Aというやつが勉強しておると、あの程度のやつがああいう勉強して合格したのかというようなことが、参考資料になるわけでしてそういう波及効果をも考えるわけです。学研連をなくしてしまった場合に、残りの半分の合格者が維持できるかといったら、それは出来ないだろうという気がします。

浜 私は学研連をつぶすとかそんなこと言ったら大変なことになると、そうでなくて、学研連自身が反省して、一つ内部から合格者を沢山出すべきじゃないかと、それで十分出した上で学校に十分な要求をすべきじゃないか。今はどうもちょっと後めた

い気持でいる、要求は出来ない筈じゃないかと、こういうことを言いたいんです。

安藤 浜先生はかなり苦勞されたから、そういう反省をはっきり言っているだろうと思うんです。私はここ数年間、学研連の委員やっております。議論を聞いていますと、学研連問題を自分で解決するという反省と努力が足りませんね。この点は先生と全く同意見なんで、これは、別の観点から解決しなきゃならないという考えです。

高橋 大変お忙しいところ、ご出席下さいまして、熱心にお話しいただき内容の豊かな座談会にさせて頂くことができたと思います。最後に縄稚副幹事長から、ご挨拶をお願いしますと思います。

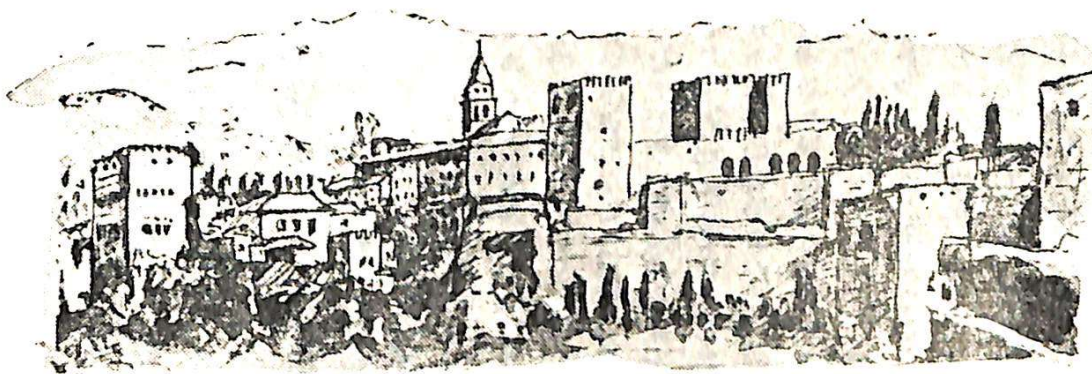


縄稚 それでは最後にお礼のご挨拶を申し上げます。本日のテーマにつきまし

ては、御多用中のところを諸先生方から貴重なご意見を頂きまして大変ありがとうございます。とくに中大法曹会が提言しております法職課程の問題につきましては、

法学部長から前向きの非常に積極的なお話を頂きました。なかなか理想の実現はむずかしい、組織、財政その他諸般の要求がございましょうが、是非教授会その他の賛同を得られるようご努力いただいて、法曹会の提言を実現して下さいますよう、特にこの席を借りてお願い申し上げます。特にこの席を借りてお願い申し上げます。そのためには中大法曹会としてもできるだけ協力致したいと思っておりますので今後共よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございます。



多摩ニューキャンパス一日探訪記

弁護士 渥 美 雅 子

初冬の一日、サンケイ新聞記者柘植靖彦さんと中央大学ニューキャンパスをたずねた。柘植さんは昭和三七年卒、私は昭和三八年卒、共に、一九六〇年安保の波にもまれ、騒然とした駿河台校舎に悲喜こもごもの思いを持つ者である。その中で樺美智子さんの死が報ぜられ、樺教授の休講を伝える掲示板が、いつまでも心に重く焼きついている。

だが、おとずれた多摩ニューキャンパスはあくまでも明るく威風堂々と私達を迎えてくれた。そして、この取材には広報部の志茂甲子男、柳奥茂の両氏が丸一日つきあって下さった。二人は広いキャンパスの中を汗びっしょりになって駆けまわりながら、丁寧で心こまやかな案内と説明をしてくれたのである。

△女子大になったか……？▽

まず、私が驚いたのは、女子学生が増えたということである。人数の上ではそれ程増えた訳ではないらしいが、とにかくこちらは駿河台の法学部育ち。文学部とは別校舎だし、スカートをはいいた人間などあまりお目にかかれなくて、ちょっぴり淋しい思いをした覚えがあるから、女子学生がワサワサいるのには本当にびっくりした。一瞬、

女子大になったのかと思ったほどだ。これが正に男女共学というものと、変なところで納得した。校舎がモダンになって、女子学生が増えて、最近ではファッション雑誌の背景にキャンパスを使わせてほしいという依頼も多いとか、質実剛健が売り物だった神田の田舎っぺが、今、華麗に脱皮しつつあるな、というのが私の第一印象だった。

△リッチなキャンパス、リッチな学生▽

さて、どこから見てまわろうか？ 教室だけで一号館から九号館まで九つの建物に分かれている。とりあえず学生食堂へ。食堂も一階から四階まで値段に応じてチョイスできる仕組み。メニューも沢山あること。駿河台で一杯二十五円の月見うどんを食べていた頃を思い出す。二階の食堂では学生達がセルフサービスの昼食をとっている。ご飯とおかずが三種類、みそ汁におしんこがついて約三百円、ポリウムはたっぷりある。

食堂で、食後のおしゃべりを楽しんでいる学生達の間割り込んでインタビュー。

大学は面白い？

「うん、まあ」

授業には満足できる？

「……まああってとこかな。でも、教授との接触があまりなくて……もっと自由に接触できるといいけど。僕らのクラス担任は、わりとそういうの好きらしいから、そのうちコンパでもやろうと思ってるけどさ」

休講の時は何してる？

「休講ってあんまりないんだ（事実、多摩に移ってから休講が減ったという、学生よりも先に教師の方がサボりにくいらしい）。たまに休講の時は、図書館か、食堂でお茶を飲むか……」

すごく健康的なのね、麻雀なんかは？

「する時もある、雀荘はあるんだ、この近所に」

喫茶店や、飲み屋は？

「ないねえ。コンパに使う場所もあんまりないんで弱っちゃう」

駿河台にあった学生街特有の雑然とした生活の匂い、酒やタバコの入り混った青い男臭さは多摩にはないようだ。学生達も身ぎれいにして礼儀正しい。

下宿生活？

「うん、自炊」

近くに中央大学協力下宿というのが沢山あって、1DKのバス・トイレ付きで二万円から二万八千円程度の家賃だとか。バス・トイレ付きとは少々贅沢という感じもするが、これは近くに銭湯がない為やむをえないらしい。外食向きの食堂がないから男子学生も自炊が多い。はからずも、ここで家事能力を身につける。

学生達は家賃を含めておよそ八万円（月額）也の生活費全額を親元からの送金に頼っているようだ。アルバイトをしている学生は二割内外。この比率は夜間部もほぼ同じ。ひとところの勤労学生のイメージは今の夜間部にそぐわない。キャンパスもリッチなら、そこに学ぶ学生達もまたリッチになっている。そういえば生協にはデラックスなオーディオセットが並び、キャンパス協の駐車場にはマイカー通学する学生達の車やバイクが止めてあった。

△図書館はノーチェック▽

次は図書館拝見。国会図書館、日比谷図書館に次ぐ日本で三番目に完備された図書館というお話。図書の収蔵能力一〇万冊、閲覧座席数一二七〇席。その中にはマイクロフィルムあり、テレリフトあり、テレビ電話あり、長さ四〇メートルの一枚ガラスを持つ開架式閲覧室あり、そして何よりも贅沢なことにはこの開架式閲覧室を使うの

に学生証の提示さえ求めない、ノーチェック制だということである。ここで、学生達は自由時間に本を読み、調べ物をし、試験勉強をする。図書館の奥深く、あたかも指定席の如く毎日コツコツと司法試験の受験勉強をする学生達の居ることは今も昔と変わらない。

図書館で読書している女子学生に、将来どうしたいかと尋ねると

「大学院に進みたい」

という返事が返ってきた。その先は？

「出版関係の会社に勤めたい」

とのこと。大学院での研究と出版社とが、どこでどう結びつくのか、せっかちで貧乏性の私は戸惑ってしまう。彼女の頭の中には大学教育を実利と結びつけようというチャチな発想はないのかもしれないかもしれぬ。

△昔のよすがはどこへ？▽

キャンパスを見て廻れば廻るほど驚くことばかり。大きなTVブラウン管の設置された二二〇〇人収容教室、更にスロープ教室が大小二一教室も。LL教室ではヘッドホンから聞こえてくる質問に札の上のボタンを押すだけで、その答が教室の前の電光板にすべてあらわれる仕掛けもある。私が入っていくと、アメリカ映画「風と共に去りぬ」を写してくれた。ヘッドホンからは黒人奴隷がスカーレットに小言をいう声が聞こえてきた。何やら二十世紀の大学へ留学した気分である。

体育施設もまた至れり尽くせり。それにしても柔道、剣道、空手部にまで女子学生の多いことに隔世の観。こうなると、何か駿河台を思い出すものはないだろうか、むしろ母校の片鱗を探し出さなくなってしまう。そうしたらありました。かつて中庭に大きく岐立していた二人の青年像、肩を組み天を指さしたブロンズ像が、広大な庭の

一隅に、やや小さくなったかのように立っていた。

それと司法試験受験生の為の研究室。ここのピーンとはりつめた空気は、あの駿河台の屋根裏部屋とまさしく同じもの。

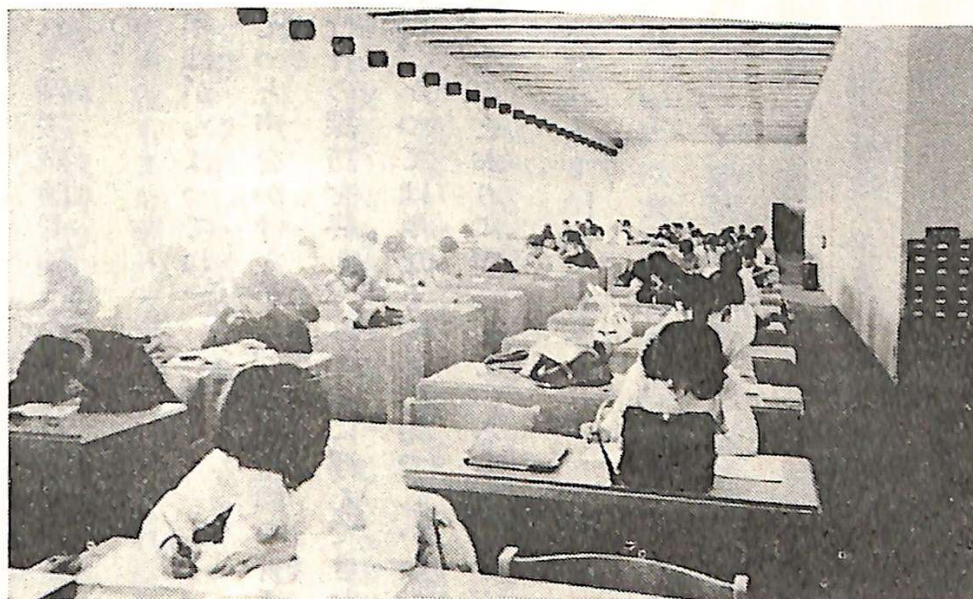
「来年はがんばってね」

と、そっと声をかけながら、まだ童顔の青年達に二十年前の自分の姿をダブらせてみたりした。

丸一日の探訪を終え、ふと口に浮んできたのは校歌のメロデー、「草のみどりに風かおる、丘にまばゆき白門を」。それは、かつては単なる美辞麗句でしかなかったが、今多摩のニューキャンパスで、四季折々の草木の賑わいを背景に、そのとおりに実在している姿を、まぶしい思いでふり返りながら帰ってきたのだった。



図 書 館

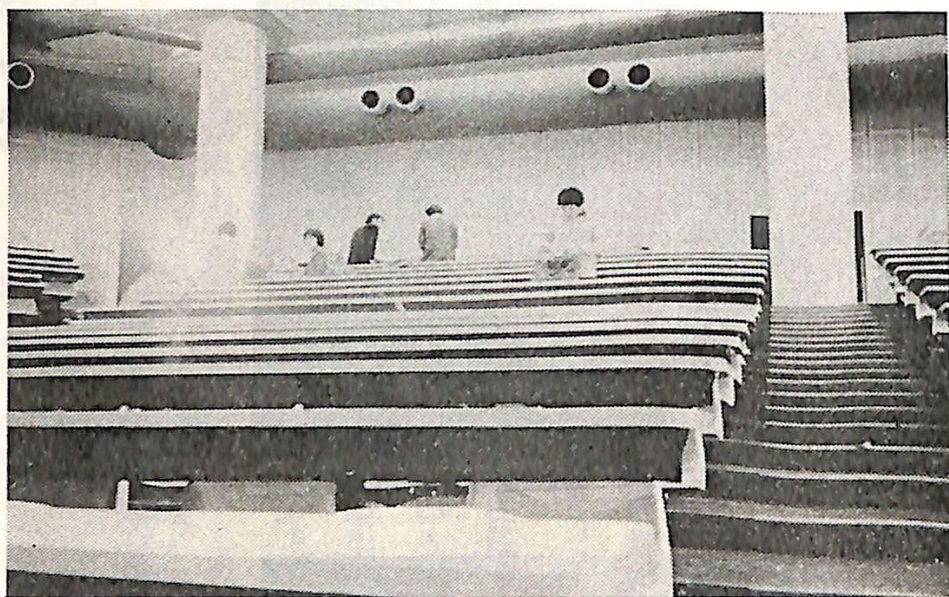


長さ40mの1枚ガラスの窓をもつ。ここからは多摩丘陵がよく見える。でも学生の中には明るすぎて、落ちつけないというぜいたくな悩みも——？



開架閲覧室。図書館へ入る時学生証の提示を求められることはない。ノー・チェック制である。ノー・チェック制は利用者から大好評。

駿河台にはなかった文明の利器



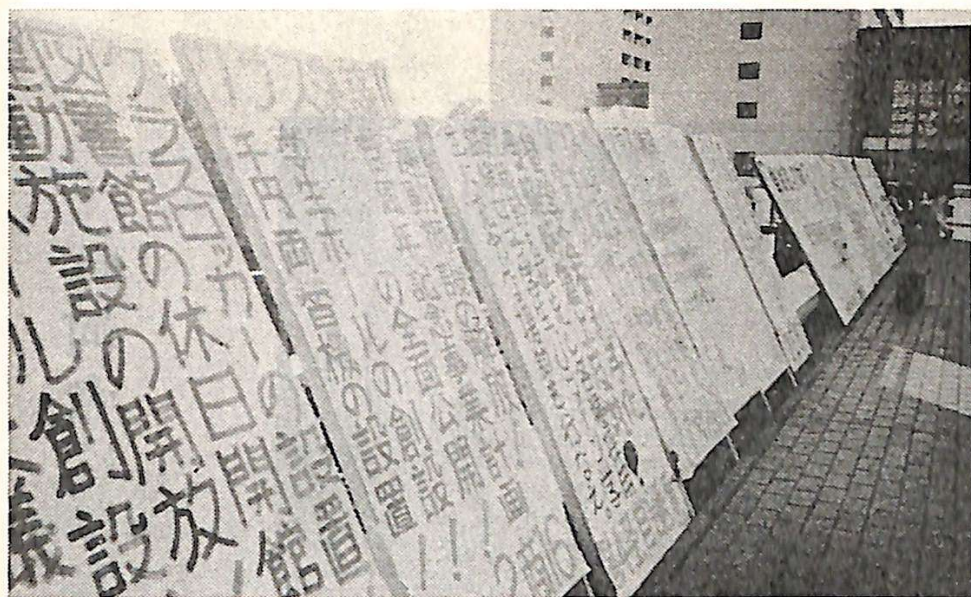
600人収容教室。階段式で、電動黒板、拡大投写装置が設備されている。法経商学部共用。この外、800人教室、2200人教室もある。



L.L.教室。TVをみながら、机上のボタンを押すと、直ちにその集計が黒板の上の電光掲示板に出る。試みに私が座ると「風と共に去りぬ」を映してくれた(写真は筆者)。

立^タ看^カ板^ン

校舎がきれいになったせいか乱雑な字で書いたり、乱雑に並べることはなくなったという。整然と並んで白亜の建物とつりあいがとれている。さてその内容は？



裁判所関係会員の近況

副幹事長（東京高裁判事）

糟谷忠男

母校出身の裁判官が現在何名いて、どこの裁判所に、どのようなポストで活躍しているか、ということをお機会ある毎に問われるが、いつも、まだ調査ができていないとお話するほかはない。裁判官の場合は、異動が激しいうえ、学員の人数が多いせいもあって、到底、一人や二人の世話人で調査することはできないからである。かつて、西山要先輩（現母校理事）が、ご在任中に、全国規模で中大出身裁判官名簿を作成して下さったことがあるが、それ以後は、なんとか整備したいという歴代世話人の意欲にかかわらず、果せないでいるというのが実情である。さて、中大法曹会の副幹事長をお引受けしてから、少しは責任の一端を果さなければと思っているが、これまた会務に割く時間的余裕があまりない。申訳なく思っている次第である。

大学及び中大法曹会の関係では、〃裁判所〃は、〃弁護士会〃に比べて、〃後進国〃並みの実績しか挙げているが、母校出身裁判官の裁判の分野における活躍が目覚ましいものであることは、つとに大学関係者及び会員諸兄姉にご認識いただいているところである。裁判所の場合は、行政官庁と違い、中央でなければ十分な活躍ができないということはないのであって、学員は、中央でも地方でも、母校で学んだ卓越したリーガル・マインドと質実剛

健の気風をもって難事件の処理に当たっている。なお、われわれは、多数の学员が全国各地の簡裁において、健闘しておられることを見落してはならないと思う。

本稿では、中大法曹会が東京在勤もしくは在住法曹を主メンバーとしている団体であることから、東京及び近辺の裁判所在勤の会員の概況について若干述べてみたいと思う。

最高裁判所では、大塚、塚本両裁判官が時期を同じうして約一年にわたって在任され、われわれ後輩は、まことに心強い限りであった。大塚裁判官は、中大出身裁判官の懇親団体である南甲法窓会の初代会長として、進んで後輩の私共のご鞭撻に当られ、ご退官後も、顧問として会の発展にご配慮いただいている。塚本裁判官は、会員の中で母校で親しくご教示をうけた者も多く、現会長として、常に温顔をもって接して下さっておられる。このような同窓会的雰囲気、ここ二、三年の間に若い裁判官の関心も呼んで、最近では、現役参加者の数が急増し、女性裁判官も三、四名が出席されるなど、毎回大変盛況で、しかも楽しい語らいの中で、会員相互の懇親の実を挙げている。

さて、会員の現況であるが、一人一人をご紹介することは困難であるので、概況をご報告するに止める。

最高裁には、現在学员の調査官が三名おり、そのうち伊藤瑩子判事は、わが国最初の女性調査官である。司法研修所には山本和敏本会事務局次長をはじめ教官二名が、また、書記官研修所には、川辺義正事務局長がそれぞれ所属している。東京高裁には、寺尾正二長官代行判事ご退官後、暫らく総括裁判官に母校出身者がいなかったが、このほど岡垣学判事（評議員）が宇都宮地裁から第一四民事部にご栄転になられた。また、同裁判所には、現在二名の学员の判事が在勤している（同高裁判事約一〇名に一人の割合で学员が配置されているという計算になる）。

東京地裁では、秋吉稔弘判事を筆頭に一七名の学员が在勤している（もっとも、東京地裁は、世帯が大きいので会

員の的確な把握が難しく、若干名は多くおられるのではないかと思われる。東京家裁では、金沢家裁所長にご栄転の大前邦道判事（評議員）の後任に就任された高沢広茂少年部所長代行判事が昨年末に松山地裁所長にご栄転になられて、現在、高木典雄少年交通部長をはじめ六名の学員がおられる。八王子支部には、篠清判事のほか、三名の方々がおられる。横浜地裁では、小田原支部長であられた大沢博判事が福島家裁所長にご栄転になられ、滝田薫元副幹事長（評議員）が労働部の総括裁判官から横須賀支部長にご栄転になられた。現在、横浜地家裁管内の本庁、支部を合わせて、九名の学員を擁している。浦和地裁は、長久保武判事（前副幹事長）が昨年、東京高裁からご栄転になられ、現在、民事部の上席判事であり、同管内地家裁の本庁、支部には総勢九名おられる。千葉には、昨年裁判官訴追委員会事務局長から千葉家裁所長にご就任になられた山崎宏八判事がおられるほか、地家裁本庁に各一名の学員がおられる。裁判所出身の公証人は、現在、井上謙次郎氏ほか一名である。

最後に、中大法曹会の裁判所関係現役員を付記すると、次のとおりである。

副幹事長 糟谷 忠 男（東京高裁）

事務局次長 山 本 和 敏（司法研修所）

常任幹事 浅 香 恒 久（東京高裁）

豊 吉 彬（東京家裁）

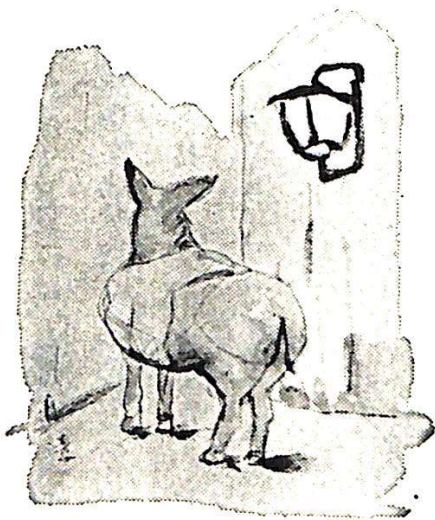
幹 事 新 矢 悦 二（東京高裁）

舟 橋 定 之（同）

杉 山 英 己（同）

土 田 勇（東京地裁）

並木 茂（同）
 滝田 薫（横浜地裁横須賀支部）
 佐野 昭一（横浜地裁）
 長久保 武（浦和地裁）



（昭和五五年一二月三一日）

法務・検察関係会員の近況

副幹事長（最高検検事）

水原 敏 博

中央大学法曹会会員検事の人事往来について近況をお知らせします。現在、検事の総数は、約一、二〇〇名ですが、その約三分の一が母校出身者であり、うち約二九〇名が、東京高検管内に勤務し、または、勤務した経験を有する本会会員でありまして、本年四月一日現在、法務省関係には、刑事局課長、保護局課長、公安調査庁次長・課長、法務総合研究所教官等、また、検察庁にあっては、仙台、高松両高検検事長をはじめ、最高検に総務部長を含めて三名、名古屋、津、和歌山等一〇地検の検事正、福岡、広島、仙台各高検の次席検事、東京、横浜等一五地検の次席検事等各般にわたって主要なポストに就き活躍しております。

このように盛況をみておりますのは、學員の検事各位が、それぞれのポストにおいて、精励、努力をしていることは申すまでもありませんが、元最高検刑事部長故田中萬逸先生、元大阪高検検事長・現中央大学評議員会議長山本清二郎先生、元大阪高検検事長河井信太郎先生をはじめ、検察の諸先輩が、情熱を傾けられて、われわれ後輩の指導育成に尽くされたこと、在野法曹の先輩諸先生方の側面からの温かいご指導ご支援があったればこそと深く感謝いたしております。何卒今後ともなお一層のご鞭撻ご支援をお願い申し上げる次第です。

以下に、昭和五四年八月以降の主な人事往来敬称略を月日順に記述して責を果したいと思えます。

法務省関係

昭和五五年六月 水流 正彦(昭和三六年卒) 東京地検検事から人権擁護局調査課長
 同 五六年一月 松田 昇(同 三二年卒) 刑事局参事官から同局青少年課長
 同 年三月 岩田農夫男(同 二五年卒) 和歌山地検検事正から公安調査庁次長
 同 年同月 寺西 輝泰(同 三五年卒) 東京地検検事から人権擁護局総務課長

検察庁関係

昭和五四年八月 岩下 肇(昭和二五年卒) 横浜地検次席検事から高知地検検事正
 同 年同月 渡邊 芳信(同 二五年卒) 東京高検検事から横浜地検次席検事
 同 年同月 設楽 英夫(同 二七年卒) 千葉地検次席検事から福岡高検次席検事
 同 年一二月 川島 興(同 二六年卒) 函館地検検事正から東京地検次席検事
 同 五五年四月 藤本 一孝(同 二八年卒) 東京地検公判部長から仙台高検次席検事
 同 年五月 塚本 明光(同 二五年卒) 那覇地検検事正から山口地検検事正
 同 年同月 原 弘(同 二五年卒) 神戸地検姫路支部長から旭川地検検事正
 同 年九月 宮本富士男(同 二六年卒) 最高検検事から奈良地検検事正
 同 年一二月 栗本 六郎(同 一七年卒) 大阪地検検事正から仙台高検検事長
 同 年同月 中野 國幸(同 二一年卒) 静岡地検浜松支部長から松江地検検事正
 同 五六年一月 瀧岡 順一(同 二五年卒) 青森地検検事正から最高検検事
 同 年同月 大西 郁夫(同 二六年卒) 名古屋地検次席検事から青森地検検事正

法務局關係

同	年三月	竹村 照雄(同 二四年卒)	最高檢檢事から最高檢總務部長
同	年同月	中川 一(同 二三年卒)	水戸地檢檢事正から名古屋地檢檢事正
同	年同月	大槻 一雄(同 二三年卒)	長崎地檢檢事正から津地檢檢事正
同	年同月	岩下 肇(同 二五年卒)	高知地檢事正から福島地檢檢事正
同	年同月	小林 康人(同 二四年卒)	名古屋地檢岡崎支部長から秋田地檢檢事正
同	年同月	野村 幸雄(同 二八年卒)	最高檢檢事から松山地檢檢事正
同	年同月	水原 敏博(同 二八年卒)	法務大臣官房審議官(刑事局担当)から最高檢檢事
昭和五六年四月	八卷	正雄(同 二年卒)	広島法務局長から名古屋法務局長

以上



「中大法職特別コースについての意見書」

昭和五五年三月六日

中央大学法曹会

幹事長 大西保

中央大学理事長殿

中央大学学長殿

中央大学法学部長殿

わが中大法曹会は、昭和五二年五月二七日法学教育充実問題に関する意見書を、理事長並びに学長その他関係各位に提出いたしました。右意見書の中で、特に法職課程の問題をとりあげて以来二年余の間に、多少の改善はされましたが、いまだ法職課程の充実にみるべきものがないことは全く遺憾であります。中大法曹会は、大学側の要請により昭和五一年度以来今日まで四か年間、会員の協力を得て毎年三〇名以上のゼミ担当指導員を法職課程の実施に参加させてきた経験を通して、ここに法職課程の充実について、その改善策を重ねて具申し、大学側の真面目な検討をお願いする次第であります。

一、法職課程の充実の方法については色々な方策が考えられますが、中大法曹会において討議を重ねた結果、意見の合致をみた点は次の五点であります。

第一点、法職課程の通年制の実施

(一) 現行の法職課程は九月末から始めていますが、これを止めて、司法試験の択一試験が終了する五月末から夏期休暇期間を通じ九月末までを前期とし、一〇月初めから三月末又は四月末までを後期として、一か年を通じて実施すべきであります。

(二) 前期では講義とゼミを中心として、指導科目を少くし、できるだけ同じ科目を繰返し連続して行ない、法律の基本を徹底的に理解させることです。

ゼミの指導については、教授が必ず各ゼミの指導教授となり、これに法曹が参加します。そして当該教授と指導員が話し合いのうえ、問題のレジメを作成すべきです。ゼミで扱う問題は厳選すること（エール出版社「私の司法試験合格作戦」二八頁参照）がゼミの要件だと考えます。

この場合、AコースとBコースに分けて、きめ細かく実力に応じた指導をすることが望ましく、特にゼミの場合、能力別クラス編成は当然であります。

また、カリキュラムの編成にあたっては、教授のスケジュールに合わせたカリキュラムであってはならないことは当然であります。先づカリキュラムを編成し、これに合わせて教授の講義やゼミ指導を行なうべきです。中央大学の教授だけでカリキュラムを消化できなければ、他大学の教授の応援を求めることもやむを得ないでしょう。

このような方法による受験指導であれば、実力ある者（学研連研究室員を含めて）も多く参加するようになるであります。

(三) 後期では答案練習を主とし、出題の解説、答案講評と出題傾向の講義を行うのです。学研連研究室に対し答

案練習への参加を呼びかければ、必ずや参加する研究室がある筈です。

このようにして研究室間でその成績を競争させることも、答案練習の成果をあげる一つの方法であると考えます。答案構成の指導や講評を教授だけで賄えない場合は、法曹の参加を求めるべきであるし、中大法曹会は、積極的にこれに協力する用意のあることを附言しておきます。

(四) なお、択一式試験や論文式試験の直前の講義及びゼミも必要ですから、この方法について検討が必要であります。

第二点、「ゼミ指導員」を「法職課程非常勤講師」とすることについて

(一) ゼミの「指導員」を「非常勤講師」とする問題は、わが中大法曹会の会員が大学の要請によりゼミの「指導員」として関与してきた当初から懸案となっていた問題であります。すなわち、中大法曹会は、「指導員」という曖昧な名称では中大法曹の在朝在野から優秀な人材が得られないこと、特に現職の裁判官及び検察官ら在中大法曹から参加を求めることが全くできないことなどを理由として、「非常勤講師」として招聘し法曹の協力（ゼミの指導）を求めるべきであることを繰返し提言してきました。これに対し大学側は、学内の事情から将来の問題として検討するとして、ともかく、ゼミ指導員として発足することになった経緯は、大学側もすでに承知しているところであります。「ゼミ指導員」として発足してからすでに四年、法曹によるゼミ指導はいまや法職課程において定着しましたし、またゼミ指導の充実強化がより一層必要とされている今日、懸案の「非常勤講師」問題の結論を出すべき時期が到来していると考えます。

(二) すでにご承知のとおり、中大法曹会検察ブロックからは、公式に官の承諾を得るには、ゼミ指導員の名称又は身分を明確にしたうえで招請のない限り、協力は困難であると表明されているのであります。大学側の前向

きの検討を、特に要望するものであります。

「ゼミ指導員」や「答案練習の個別指導員」を獲得することは、大学が多摩に移転した事情が加わりましたので、今日大きな問題の一つとなっております。現在行っている「ゼミ指導員」の選出は、中大法曹会の責任において会員にお願いいたしているものですが、広く人材を選べるよう大学側の協力をお願いするものであります。

第三点、大学卒業生の処遇問題

在学中に司法試験に合格することは、なかなか無理なところです。私学の場合は、国公立大学と比較して授業料との関係で留年することが困難なので、卒業して司法試験受験勉強を続けるものが非常に多くなります。そこで、これらの卒業生のために早稲田大学のように法学部図書室というようなものを設けて、司法試験受験勉強の場を提供することを考慮すべきでないかと考えます。そして法職課程の定員についても、在学生との共存の調和をみださない範囲で、できるだけ多く卒業生の枠をとるべきだと考えます。

第四点、教授、法曹指導員の報酬

卒直にいつて、教授に対して司法試験受験指導の講義やゼミに低額な報酬で熱意を傾けてもらうことを望むのは、現実問題として無理なことだと考えます。教授の講義やゼミには相当の報酬が必要だと考えます。司法試験には全く関係ないような自分の興味ある問題の講義やゼミとなってしまうようなことは、避けなければなりません。報酬の問題は法曹の指導員の場合も同様です。多摩まで行くのは大変なことですから、それだけの報酬も当然考えられなければならないところです。

その財源として、受講者から授業料を徴収することが考えられるべきです。授業料を払った方が熱心に授業を

受けるのではないでしょうか。もちろん、在学生と卒業生とは相当の差があつてしかるべきです。

第五点、法職センター（仮称）の設立

現行の法職課程は、法学部の内に設けられていますが、これが充実強化をするには、法学部から切離し、学長、総長あるいは理事長の直属の機関として、例えば「法職センター」（仮称）のようなものを設立し、そして、法職課程に熱意のある教授、又は学員に全面的な協力を求めるべきであります。早稲田大学では法人が年間二千万円を拠出して運営していることも参考になろうかと考えます。このようにすれば、すでに提言した第一点ないし第四点の諸問題も、早急に解決することができるとは思いません。直ちにこの問題を取上げて検討して頂きたいものであります。

二、わが中大法曹会は、昭和五二年五月二七日大学側に前掲意見書を提出して以来、引続き議論いたし、前述のとおり提言をまとめましたが、この提言の背景にある事情を述べれば次のとおりであります。

(一) 中大の昭和五四年度司法試験合格者は八三名で、昨年度合格者より四名減少しております。

これを年度別に比較しますと、

昭和四八年	一三〇名
昭和四九年	八六名
昭和五〇年	七七名
昭和五一年	七一名
昭和五二年	七一名
昭和五三年	八七名

昭和五四年

八三名

であります。昭和三九年度の合格者数一七〇名からみれば（中大で最高に合格者を出した年です）、約半分になつてしまったのであります。

東大の場合は、昭和三九年度六七名でしたが、本年度は九〇名で、昭和四六年度以降、昭和四八年度を除いて、中大を凌駕して今日に至っています。また早大の場合、昭和三九年度は三四名に過ぎなかったものが本年度は七五名の合格で、中大が一五年間に半減したのに対して二倍になったのであります。

中大としては、この問題に安閑としていられるものではないと考えます。

(二) 我々學員にとって、「中央大学」の名は背番号ともいえるものであります。中央大学の名を背負つて社会で活躍している我々學員は、中央大学の興隆を常に切望してやまないものであります。

そして司法試験の合格者を多数出すということは、その大学の一つのバロメーターであると思ひます。吉川経夫法政大学教授は、日本評論社「法学入門」（昭和五三年度）の座談会で「司法試験合格者数がその大学のバロメーターのような受取り方をされています。私どもの大学はあまり合格者の数が多くないものですから、常にひけ目を感じているんです」と発言しておられ、この座談会には我が中大の川添法学部長も出席されておられます。

司法試験の合格者を出すということは、専門法曹を養成するということでもあります。そして専門法曹を養成することは、法学部を有する大学の最も重要な教育の一つであると考えます。このことは、大学が学者の養成に力を入れることと全く同様であります。

(三) しかれば、我が大学は果して専門法曹の養成に意を注いできたといえるでしょうか。昭和二五年度は、中大

の合格者五五名に対して東大の合格者は八九名でした。翌二六年に中大が東大をぬいて、昭和四五年度までこれを凌駕していたのであります。

しかし、この結果は、決して大学が法曹教育に意を注いでいたからではなかったと考えます。これは、学研連研究室という組織の中で、先輩の法曹が後輩の学生に対し、法曹養成すなわち司法試験合格のために力を注いできたからであると信じます。

昭和五四年度の中大の大学案内によれば「創立以来、我が法学部は専門法曹（弁護士、裁判官、検察官）の養成に意を注いできており」とありますが、他方「わが国の法学部はいわゆるアメリカ的な法学校ではない。わが法学部も単に法曹や学究の育成に専念するものでない。外交、ジャーナリズム、ビジネス、政治、行政、文化などの種々の領域にも多くの有能な人材を輩出」しているとしても当然のところでしょう。しかし、だからといって、法曹養成に対する努力を怠ってよいということにはならないのです。わが国の法学部はアメリカのロースクールと異なるのだから法曹教育に専念することができないというのであれば、アメリカと我が国では法曹養成の制度が全く異なることを踏まえないものであります。ドイツの大学における法学教育とレフエレンダールの制度とを参考にして、法学教育を十分に検討され、教育を考えるべきです。

(四) 三ヶ月東大教授の法学教育に関する論文をみれば、如何に同教授が学生の司法試験合格に意を注いでいるかわかります。公表された論文でさえそうなのでありますから、学内におけるその実態は相当なものではないかと考えます。朝日新聞昭和五三年六月一日朝刊の記事によりますと「ゼミ室は夏休みが終ると百以上もできる。ここは司法試験受験の勉強の拠点だ」とあります。あまり学内のことを公表したがない東大のことですから、その内容を詳かに知ることはできませんが、教授が司法試験受験指導に可成り力を注いでいることがう

かがわれます。

早大の場合は、故斉藤金作教授が、「司法試験馬鹿」といわれるほど司法試験受験指導に努力したことは有名な話です。そして早稲田大学につくられたのが法職課程です。現在の早大の法職課程の内容は、次のとおりです。

Aクラス

1 入門講座

五月と六月に憲法、民法、刑法の入門的講義

2 基礎講座

九月から翌年六月までに憲法、民法総則、物権・債権総論、刑法総論の基礎講義

Bクラス

九月から翌年六月までに債権各論、財産法全般、刑法各論、商法、民訴、刑訴の基礎講義

Cクラス

九月から翌年六月第三週まで、司法試験受験のための講座

1 一般講座（憲法、民法、刑法、商法、訴訟法）

2 法律選択科目講座

3 答案構成講座

4 試験直前の特別集中講義講座

5 択一模試講座

Dクラス

Cクラスのうち選択試験を通った者に対する論文模擬試験講座

すなわち、早大の法職課程は、初年度の五月と六月に憲法、民法、刑法の入門教育を施し、それから二年にわたって憲法、民法、刑法、商法、民訴、刑訴の基礎講座を行ない、三年目の九月から翌年の司法試験合格のための講義と答案練習を行っているのであります。A Bクラスは教員の指導であり、C Dクラスでは教員のほか判検事、弁護士による講義及び模擬試験が行われています。

以上、東大と早大の例をあげましたが、司法試験受験指導は他の多くの大学でも行っています。また、中大の学研連研究室のような施設も多くの大学に存在しています。これらの研究室は、中大の学研連研究室をまねてつくられたものと考えるのであります。早大には前記法職課程のほかこのような研究室があり、しかも、それ以外にも法学部図書室というものが設置されていて、法職課程の受講者は卒業生であっても右施設の使用が許されているのであります。

そのほか、司法試験研究室が存在しているのは、

慶応大学

日本大学

明治大学

関西大学

であります。研究室以外に司法試験受験指導機関を設けている大学は右のほか、次のように多数存在します。

法政大学

上智大学

立教大学

青山学院大学

創価大学

同志社大学

立命館大学

以上は、日本評論社の「法学入門」や「別冊法学セミナー」に記載のあるものでありますが、これ以外に国立大学を含めて、司法試験受験指導機関を設けている大学は多く存在するものと思います。

これらの大学の司法試験受験指導機関には、多くの法曹が参加していますが、すべて大学の教授が中心になって指導が行われているのであります。

そして注目すべきことは、これら大学の機関においては、ゼミは研究室ごとに行われることがあっても、答案練習はすべて教授を中心として合同で行われているということでもあります。

さらに注目すべきことは、以上の大学のほか、私的な司法試験準備校といわれるものが多数存在し、大学教授を招聘して講義ならびに答案練習による受験指導を行っていることであります。「受験新報」の広告によりますと

早稲田学院司法試験セミナー

東京法科学院

代々木学院

東京法経学院

辰巳法律研究所

城南司法ゼミナール

などがあります。右のうち東京法経学院は、特に我が中大の教授が多数参加しているものであることをつけ加えておきます。

以上のように、多くの大学や私的な司法試験準備校においては、大学教授が司法試験指導のため大いに努力をしているので、他大学の合格者が漸増しているのであります。

(五) しかるに、我が母校中央大学の現状は、依然として学研連研究室を中心とする先輩法曹にまかされているのが実情であるといっても過言ではないと思います。

しかし、各研究室の先輩法曹の指導は、ゼミも答案練習も各研究室毎に行っていて、研究室間の切磋琢磨による競争ということがありません。多くの大学が、中大のような研究室があっても答案練習は合同で行っているという実情を充分に考えるべきだと思います。

法学部に法職特別コースが設けられたのは昭和四九年ですが、その第一回募集要項によれば「このコースは、司法試験と直結するいわゆる受験指導的なものではなく、むしろ、正規の授業においてはふれられないような問題をより立入って考察することに重点がおかれる」とありました。

私どもは、大学に法職特別コースが設けられたのは、昭和四六年度以降司法試験の合格者数が東大にぬかれたため、その対策として設けられたものと思っておりますが、しかし、右募集要項のようなものでは司法試

験の合格にあまり役に立たないものと考えておりました。昭和五一年の第三回法職特別コースからゼミが加えられ、法曹がゼミに参加することになり、中大法曹会は、機会ある毎に学長や法学部長に忌憚のない意見を申しあげてまいりましたし、中大法曹会の意見書として正式に大学に申し述べもしました。その結果と考えますが、昭和五一年度の第三回募集要項では「将来法曹を志す者にとって現在の大学の法学教育は必ずしも充分なものとはいえない。これは法学部学生のすべてが法曹志望者ではなく、大学の法学部が専ら法曹教育をめざすものでないことのほか、時間的、人的な制約によるものである。本学においては、多数の法曹を社会に送ってきたという伝統を背景にして法曹志望者が多いという現実に鑑み、教授会の決定により、上記のような点を方策の一つとして、法曹をめざす者のため特別コースを昭和四九年より開設している」として、法職特別コースが司法試験のためのものであることが明らかにされ、昭和五三年度は、各科目バラバラに講義されていたものが、科目をわけて連続講義されるようになりました。また、法曹のゼミも第二回目はクラス別編成を行ない、昨年度の第三回からは科目をわけてこれを行うようになりました。

しかし、中大の司法試験指導は、学研連研究室の答案練習による指導と法職特別コースの講義やゼミとの関連がないため、研究室員や、ある程度の実力がある者は法職特別コースを選ぶことをちゅうちょすることとなり、そのため法職コースには実力のある者が集まらないというのが現状であるといっています。中大法曹会では、法職特別コースが終わったあと、ゼミ担当の法曹指導員（これは全部弁護士で、指導員という名称のため、判・検事を得ることができないものです）の座談会を行っておりますが、その指導員の話からこのことを充分に知ることができるのであります。法職特別コースの指導を受けた者で、その年の司法試験に合格した者は現在までいなかったのではないのでしょうか（択一試験に受かった者があるということは聞きましたが）。

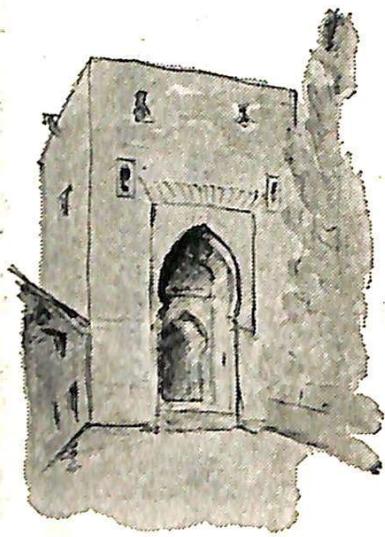
昭和五四年年度の大学の入学案内によれば「法学部であれば専門法曹を養成し、世に出すのは当然の責務であるとの自覚のもとに、現在でも法曹になるための関門である司法試験に合格できるように配慮を重ねている。多くの司法試験の合格者を出し、多くの法曹を世に送り出してきた責任を十分に果たすため、法学部では数を誇るだけでなく、優秀な資質を持ち、的確な判断を有する法曹を輩出できるようにするために、近年法学部が責任をもって運営する『法職特別コース』を課外に開設している」(傍点は付記)とあります。しかしながら、現状の法職特別コースでは司法試験合格は不可能であり、この大学案内の文言は看板に偽りありというべきでしょう。

(六) 我が中央大学の司法試験指導の現状が他の多くの大学に劣っているにもかかわらず司法試験合格者が激減するに至っていないのは何故でしょうか。それは、我が大学が、かつて多くの司法試験合格者を出し、多数の法曹を輩出したという伝統に堪がみ、法曹になろうとして入学してくる者が多いからだと考えます。中大キャンパス昭和五〇年一二月一日号に掲載の一司法試験受験生の記事によると「中大の新生のうち、司法試験受験希望者は八割の多きに達する」とあります。大学はこれらの学生の期待に応えなければなりません。そのためには、法職特別コースの充実強化が急務であると考えます。教授が正規の授業でいくら努力しても(それが重要なことは勿論ですが)、多くの学生を司法試験に合格させることは無理だと考えます。どうしても大学による法職特別コースの充実によるほかにはないものと考えます。勿論、司法試験の合格は学生の努力が第一です。本意見は制度論についての意見ですから、この点はふれませんが、ただ、中大は、毎年択一試験の合格者が七〇〇人を超えているのに、それが論文式試験では一割程度に減ってしまうのは、学生の努力が足りないということだけではなく、受験指導に問題があるのではないかと考えるものです。「先生は、『司法試験は論文

の試験です。みんな、何で今年論文まで受かろうと思わないのですか、今から無理をしてでも、選択科目を勉強しなさい』という趣旨のことをおっしゃったのであった」(エール出版社「私の司法試験合格作戦」一七ページ参照)という某大学教授の受験指導も参考にすべきでしょう。

三、以上種々忌憚のない意見を述べましたが、これは、母校の興隆を願う一念からだということをも充分ご理解いただきたいと存じます。母校百年の興隆を願い、その卒業生の社会的評価を高めるためにも、司法試験合格者が多数輩出し「司法試験で一番多くの合格者を出す大学」といわれるようになることを一途に願っているものであります。しかして、このことは単に法曹のみの願いではありません。學員がこぞって願っていることであることも充分にお考え頂きたいのであります。

以
上



答 申 書

本会の会則中改正の可否につき諮問を受けた事項について当委員会は審議の結果を別紙のとおり答申します。
昭和五五年三月一日

中央大学法曹会会則改正委員会

委員長 鈴木秀雄

中央大学法曹会

幹事長 大西保殿

別 紙

当委員会は昭和五四年七月三十一日を第一回として、同年一〇月三日、十一月二日、昭和五五年二月一五日、同三月七日と五回にわたり委員会を開催して審議の結果次のとおり決定した。

記

一諮問事項に対する当委員会の意見

1 幹事の増員

幹事の定数は現行の百名以内とあるのを倍数の二百名以内に増員することを可とする。

これに伴い常任幹事の定数も現行の二五名を五〇名以内に改めるを可とする。

2 会費に関する規定の整備

会費については幹事会の議を経て額、徴収方法を決定して来た従来の慣行を明文化するのがよい。

3 公証人を会員とすることに関連する会則の整備については、東京都内に勤務場所を有する公証人は例外なく法

曹資格を有することに鑑み、第四条の字句を修正し、また幹事候補選出規程の関連条文を改正することとした。
二諮問事項ではないが、当委員会が改正を可とする条項は次のとおりである。

1 役員の任期

現行の一年を二年とすることが望ましい。

2 事務所々在地の表示

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番ではなく通常の法人の事務所々在地表示の場合と同様に、「東京都千代田区内に置く」と改めることが望ましい。

3 その他の条項の字句の修正。

後記改正案に記したとおり。

三改正案

以上の理由により当委員会が決定した改正案は次のとおりである。

◎会則改正案

1 第一条第二項を次のとおり改める。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

2 第四条を次のとおり改める。

当会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並に本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を

会員とするものとする。

3 第五条三号及び四号を次のとおり改める。

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

4 第七条本文を次のとおり改める。

役員の任期はすべて二年とする。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は現任役員の残任期間と同一とする。

5 第一条一項中、

「毎年」の「毎」を削除する。

6 第一二条一項中、

「少くとも、」を削除する。又「以上、」の「、」を削除する。

7 第一四条に二項として次の規定を設ける。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

◎幹事候補者選出規程改正案

第二条及び第三条を統一して次のとおり改める。

幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

1 東京弁護士会所属会員中より

八〇名以内

2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内

4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より

二四名以内

5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より

二四名以内

附記

審議中会長制を設けるべきではないかとの議が出されたが結論に達せず、継続審議することが望ましいという点で意見の一致を見た。

意見書

貴委員会より意見を求められました「母校中央大学の画期的発展充実を図るための将来像を構想し、昭和六〇年に迎える母校中央大学創立百周年の記念事業として、何を望むべきか」について、当支部は別紙のとおり意見書を提出いたします。

昭和五五年五月三〇日

中央大学学生会法曹会支部

支部長 木戸口 久 治

創立百周年等委員会に

対応する特別委員会

委員長 堂 野 達 也 殿

第一、百周年記念事業について

一、施設拡充・建設事業

(一)校地の拡大・確保

大学の充実発展に不可決の要素である。

(二)大学記念館の設置

百年にわたる大学の歴史を展示することにより、学生の精神的基盤とする。この意味において多摩に設立することが望ましい。さらには、大学の学術的研究活動の成果を社会に還元し、社会文化の発展に貢献する目的を包含する施設とすることも検討すべきである。

(三)大学会館の建設

学員の利用を含むものとし、都心部に建設することが望ましい。

(四)国際交流センターの建設

学術研究の国際交流の中心施設とし、国際会議開催、外国人研究者の受け入れ等を行う。

(五)専修特別教育用施設の建設

法職特別教育、会計人特別教育、外国語専修教育等の拡充強化をはかるために建設する。

二、人材の養成・確保を目的とする制度

(一)推薦入学制度の導入

特色ある人材の確保を目的とする。

(二)奨学制度の抜本的拡充

(三)特待生・優等生制度の復活

四 中央大学学術功労賞

// 社会功労賞

// 体育功労賞の各設定

なお、二の制度の推進については、基金の設定を含めて検討すべきである。

第二、百周年記念行事について

一、記念式典並びに祝賀パーティの挙行

二、功労者の表彰

国家、社会並びに大学への功労

三、百年史発刊

日本の百年の歩みの中における回顧と展望を行うことが望ましい。

四、記念論文集発刊

五、中大の将来像についてのシンポジウム開催並びに同懸賞論文の募集

以上

“關係諸規定”

学校法人中央大学基本規定（寄附行為）

（規程第一号）

目次

第一章	総則（第一条—第三条）
第二章	総長（第四条—第九条）
第三章	役員及び顧問（第十条—第二十二條）
第四章	理事会（第二十三条—第二十五条）
第五章	評議員会（第二十六条—第三十四条）
第六章	資産及び会計（第三十五条—四十一条）
第七章	収益事業（第四十二条—第四十三条）
第八章	基本規定（寄附行為）の変更（第四十四条）
第九章	合併及び解散（第四十五条—第四十六条）
第十章	公告（第四十七条）
附則	

第一章 総則

（名称）

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

（事務所の所在地）

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

（目的）

第三条 この法人は、教育と研究とを行わせるため、次に掲

げる学校及び研究所を設置する。

一 中央大学

大 学 院 法学研究科・経済学研究科・商学研

究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部 法律学科・政治学科

法学部二部 法律学科・政治学科

法学部通信教育課程

経済学部一部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

経済学部二部 経済学科・産業経済学科・国際経済

学科

商学部一部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部 経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部 数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・工業化

学科・管理工学科

理工学部二部 物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・工業化学科・管

理工学科

文学部一部 文学科・史学科・哲学科

文学部二部 文学科

二 中央大学高等学校 定時制課程 普通科・商業科

三 中央大学杉並高等学校 全日制課程 普通科

四 中央大学杉並中学校

五 中央大学附属高等学校 全日制課程 普通科

六 日本比較法研究所

七 中央大学経理研究所

八 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を行う。

第二章 総長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後においても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した者について、理事会が選任する。

一 学長、研究所長及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び主事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審議会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七人以内

二 監事 二人以上三人以内

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事の選任)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。(任期)

第十六条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現任役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任するまでは、その職務を行う。

3 やむを得ない理由があるときは、評議員会は、評議員の三分の二以上の同意を得て、役員(職務上の理事を除く。)を解任することができる。

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を統理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

第四章 理事会

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議して決定する。

第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

- 一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者
- 二 この法人の専任教職員
- 三 この法人の設置する学校の前身たる学校（英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・

専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決した者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。ただし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者二人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局

長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。

3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。

2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。

6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。

(議決事項)

第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に
関する事項

二 基本規定(寄附行為)の変更

三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

五 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

一 資産から生ずる果実

二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

五 収益事業から生ずる利益金

六 その他の収入

(計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する会計は、公正な会計慣行に基づいて処理しなければならない。

(資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

(予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所（講座部）の予算に区分しなければならない。

2 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び予定損益計算書を作成しなければならない。

（決算）

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二カ月以内に、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

（財務諸表の備置）

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事務所に備えておかなければならない。

（会計年度）

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章 収益事業

（種類）

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関する業務とする。

（利益金の処理）

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金として積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

第八章 基本規定（寄附行為）の変更

（議決の方法）

第四十四条 この基本規定（寄附行為）の変更は、評議員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければならない。

第九章 合併及び解散

（議決の方法）

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については前条の規定を準用する。

（残余財産の帰属）

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

第十章 公告

（公告）

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の掲示場に掲示して、行う。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和二十九年三月一日）から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、昭和三十七年十月八日から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定（寄附行為）は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則（規程第四百二十五号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十一年十二月十六日）から施行する。

附 則（規程第四百二十六号）

この基本規定（寄附行為）は、評議員会の議決を経た日（昭和五十二年三月二十一日）から施行する。

附 則（規程第四百九十二号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年四月一日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（昭和五十三年九月二十七日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

- 3 この基本規定（寄附行為）施行の際、現に在任する顧問

は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦をはかり、常に学員の健全な与論を結集して母校中央大学の興隆に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 会報の発行
- 二 学員会館の管理運営
- 三 奨学援助および学術研究に対する助成
- 四 各種研究会、見学会および講演会の開催
- 五 学員名簿の編纂
- 六 その他必要と認める事業

(資格)

第四条 本会は、学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に定める学員をもって組織する。

(本部および支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十番地におく。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設けることができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

(役員)

第六条 本会に、会長一名、副会長七名以内、幹事七十名以内、会計監事五名以内、協議員六百名以内をおく。

2 本会に、二十名以内の常任幹事をおく。

3 会長、副会長、幹事、会計監事および支部長は、その在任中協議員の地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員の任期)

第七条 役員の任期は、すべて二年とする。

2 補欠、補充または増員によって選任された役員の任期は、現任役員の残任期間と同一とする。

(役員の職務権限)

第八条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順位によりその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事および協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会および協議員会において、おのおの所定の職務を行

う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会および幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の選任)

第九条 会長、副会長、幹事および会計監事は、協議員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会および総会において定める。

4 常任幹事は幹事の互選による。

(顧問および参与)

第十条 本会に、顧問および参与をおくことができる。

2 顧問は、本会の会長に在任した者とし、会長が委嘱する。

3 参与は、本会の発展に功労があったと認められる者のうちから、幹事会の議を経て会長が委嘱する。

4 顧問および参与は、協議員会および幹事会に出席して意見を述べることができる。

(総会)

第十一条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時総会を招集することができる。

4 総会の招集は、会日の二週間前に学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項を審議する。

(協議員会)

第十二条 協議員会は、定時協議員会と臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年三月に会長が幹事会の議を経て招集する。

3 会長が必要と認めたときは、幹事会の議を経て臨時に協議員会を招集することができる。

4 協議員百名以上が連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は遅滞なくこれを招集しなければならない。

5 前三項の招集は、会日の二週間前に通知をもって行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長および副議長各一名により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事、会計監事の選任

二 予算、決算の承認

三 会則の改正、規程の制定改廃

四 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、

議事を開き議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めある場合を除いては出席協議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は書面により、出席協議員に委任してその権限を行うことができる。

(幹事会)

第十三条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり学員の推薦、規則、細則の制定改廃その他本会の運営上必要な事項を審議する。

(常任幹事会)

第十四条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項を審議する。

(委員会)

第十五条 本会は、必要に応じ幹事会の議を経て委員会をおくことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第十六条 第三条第三号に定める事業を行うため財団法人白門奨学会を設置する。

2 この法人は、学員会の管理に属し、その運営は、寄附行為の定めるところによる。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第十七条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第十八条 本会の経費は、会費、寄附金、事業収入および補助金をもってあてる。

(会費)

第十九条 会費は、金二万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。ただし、特別の事情ある者は、別に定める規程により分割納入することができる。

(会計年度)

第二十条 本会の会計年度は、毎年一月一日から十二月三十一日までとする。

(会則の改正)

第二十一条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

(事務局)

第二十二条 本会に、事務局をおく。

2 事務局に関する規程は、別に定める。

附 則

(改正会則の発効)

この会則は、協議員会において議決されたときから効力を

生ずる。

(旧役員の任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員の任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事および会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年三月末日までとする。

4 この会則により、最初に選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和五十四年五月末日までとする。

(参考の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十条第三項により委嘱されたものと見做す。

(旧会則による会費完納者の取扱い)

6 この会則の発効日の前日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第十九条に定める会費を完納したものと見做す。

(旧会則による分割納入者の取扱い)

7 旧会則第十五条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第十九条の規定にかかわらず一万五千円とする。ただし、昭和五十二年十二月末日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十二年度の会計年度)

8 昭和五十二年度の会計年度は、第二十条の規程にかかわらず、昭和五十二年四月一日から同年十二月三十一日までとする。

附 則

(昭和五十二年五月十二日施行)

(経過規程)

第十六条の規定は、財団法人白門奨学会の設立が許可されるまでの間なお旧十六条の定めるところによる。

財団法人 白門奨学会寄付行為

第一章 総 則

(名称)

第一条 この法人は、財団法人白門奨学会という。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を東京都千代田区神田駿河台三丁目一 番地中央大学会館内に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第三条 この法人は、東京都で高等教育を受ける学生のうち、学業・人物ともに優秀かつ健康であつて、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行い、もつて社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学資金の貸与又は給付
- 二 その他前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産)

第五条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 この法人設立当初中央大学学員会の寄付に係る別紙財

産目録記載の財産

- 二 資産から生ずる果実
- 三 事業に伴う収入
- 四 返還金
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の種類)

第六条 この法人の資産を分けて基本財産及び運用財産の二種類とする。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に編入される資産で構成する。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

4 寄付金品であつて、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第七条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決に基づいて、確実な有価証券を購入するか、定期郵便貯金とするか、確実な信託銀行に信託するか、又は定期預金として理事長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第八条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならな

い。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けて、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第九条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、事業に伴う収入及び返還金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第一〇条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経て、東京都教育委員会に届け出なければならない。

2 事業計画及び収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告、決算及び剰余金の処分)

第一条 この法人の決算は、理事長が作成し、財産目録、事業報告書及び財産増減理由書とともに、監事の意見を付け、理事会において理事現在数の三分の二以上の承認を受けて、毎会計年度終了後三カ月以内に東京都教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の決議を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第二条 借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)をしようとするときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経、かつ、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌月三月三十一日に終わる。

第四章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員定数)

第一四条 この法人には、次の役員を置く。

理事 八人以上十三人以内

監事 二人以上三人以内

(役員の選任)

第十五条 理事及び監事は、評議員会でこれを選任し、理事は、互選で理事長一人、及び常務理事二人を定める。

2 理事の選任に当たっては、理事の一人及びその親族その他特殊の関係にある者の数が理事総数の三分の一を超えて含まれることにならない。

3 監事は、この法人の理事(その親族その他特殊の関係にある者を含む。)及び職員以外の者のうちから評議員会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事長の職務及び職務代行者等)

第一六条 理事長は、この法人の事務を総理し、この法人を

代表する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名した常務理事がその職務を代行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に基づき日常の事務に従事する。

(理事の職務)

第一七条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第一八条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

一 法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び東京都教育委員会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員の任期及び解任)

第一九条 この法人の役員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは

なおその職務を行う。

4 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合又は心身の故障のため、職務の執行にたえないと認められる場合には、その任期中であっても、評議員会及び理事会において理事現在数の三分の二以上の議決を経てこれを解任することができる。

(役員の報酬)

第二〇条 役員は、有給とすることができる。

(評議員定数、選任、任期及び解任)

第二一条 この法人には、評議員二十人以上二十五人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

3 評議員には第一五条二項及び第一九条の規定を準用する。
この場合において、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第二二条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

第二三条 この法人に、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

3 顧問の任期は、二年とする。

4 顧問は、理事長の諮問に応じ、又は理事長に対し必要と

認める事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人の事務を処理するため職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 職員は、有給とすることができる。

第五章 会 議

(理事会の招集)

第二五条 理事会は、毎年二回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、又は理事現在数の三分の一以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、会議の五日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。

3 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数)

第二六条 理事会は、理事現在数の三分の二以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、当該議事について、あらかじめ書面をもって表決し、または他の出席理事に表決を委任することができる。この場合、

前二項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(諮問事項)

第二七条 次に掲げる事項については、理事会は、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 事業計画及び収支予算についての事項

二 事業報告及び収支決算についての事項

三 不動産の買入れ、又は基本財産の一部処分若しくは担保提供についての事項

四 長期借入金についての事項

五 奨学金貸与規程、及び選考委員会規程の変更に係る事項

六 その他この法人の業務に関する重要事項で理事長が必要と認めた事項

2 前二条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第二八条 理事会の議事について、議長は次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 理事の現在数

三 会議に出席した理事の氏名

四 委任状を提出した理事の氏名

五 議決事項

六 議事の経過の要旨及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人二人以上が、署名しなければならない。

3 前二項の規定は、評議員会に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

第六章 選考委員会

(選考委員会)

第二十九条 この法人には、第四条第一号の事業の対象となる者を選考するため、選考委員会を置く。

(委員)

第三〇条 選考委員会は、八人以上一〇人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

3 選考委員の任期は、二年とする、ただし、再任を妨げない。

4 委員のうちには、この法人の役員及び評議員が三名を超えて含まれることになってはならない。

第七章 寄付行為の変更及び解散

(寄付行為の変更)

第三十一条 この寄付行為は、理事及び評議員の現在数の三分の二以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の認可を受

けなければ変更することができない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び評議員の現在数の四分の三以上の同意を経、かつ、東京都教育委員会の許可を受けて、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第八章 補 則

(細則)

第三十四条 この寄付行為施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。ただし、財団法人白門奨学会貸与規程を制定し、または変更しようとするときは、東京都教育委員会の承認を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この法人の寄付行為は、東京都教育委員会の設立許可の日から施行する。

(経過措置)

2 この法人の当初の会計年度は、第一三条の規定にかかわらず、設立許可の日から昭和 年 月 日までとする。

3 この法人の設立当初の役員は、第一五条の規定にかかわ

らず、次のとおりとし、その任期は、第一九条第一項の規定にかかわらず設立許可の日から、昭和五五年四月三〇までとする、

理事(理事長)	谷村唯一郎
理事(常務理事)	亀井幸次
理事(常務理事)	高木友之助
理事	臼田義弘
理事	小野三郎
理事	日下文雄
理事	久保田栄
理事	清水睦
理事	堂野達也
理事	長谷川広
理事	水野富久司
理事	村上茂利
理事	本島寛
監事	小川浩八郎
監事	斉藤清秀
監事	鈴木秀雄

(五十音順)



中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正五五・五・二七)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学会の支部とする。

本会の事務所を東京都千代田区内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

一、中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること

二、会報及び会員名簿の発行

三、研究会、講演会及び座談会の開催

四、その他必要と認める事業

第四条 本会は中央大学学会で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学会たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五条 本会に次の役員を置く。

一、幹事長 一名

二、副幹事長 五名

三、常任幹事 五〇名以内

四、幹事 二百名以内

五、会計監事 三名以内

第六条 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規程により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七条 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。

補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることができる。

第九条 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは予め定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事はそれぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計監事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び

幹事会に出席し、意見を述べることができる。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを召集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を召集することができる。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の召集を請求したときは、遅滞なく、これを召集しなければならない。

総会においては幹事長が議長となる。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、幹事会を召集しなければならない。

幹事会においては幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役職員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推せんする事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の召集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を召集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を協議決定する。

第十三条 本会は必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会をおくことができる。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、改正することができる。

附 則

本会則は昭和四四年五月一七日から施行する。

従前の本会規約は同日廃止する。

この会則施行の際現に顧問である者はこの会則により委嘱したものとみなす。

附 則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

この会則の施行の日に役員である者の任期は、昭和五五年度定時総会の日までとする。

会員の請求による臨時総会招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による

臨時総会召集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により、臨時総会の召集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時総会の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

付則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票又は投票以外の方法により選出するものとする。

- 1 東京弁護士会所属会員中より 八〇名以内
- 2 第一東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 3 第二東京弁護士会所属会員中より 三六名以内
- 4 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）中より 二四名以内
- 5 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）中より 二四名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は改正会則施行の日から施行する。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局に次の職員をおく。

- 1 局長 一名
- 2 次長 五名

第二条 局長及び次長は、幹事会の議を経て幹事長がこれを任免する。

第三条 局長は幹事長の命を受け、事務局一切の事務を処理する。

次長はその担当事務について局長を補助する。

第四条 幹事長は幹事会にはかり、事務処理について、細則を定めることができる。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日より施行する。

中央大学法曹会役員等名簿（昭和五五年度）

一、中大法曹会顧問・役員等

（五十音順）

（1）顧問

石井一郎 石田寅雄 井出甲子太郎 今井忠男 大塚喜一郎

荻山虎雄 柏原語六 金子文六 兼平慶之助 河井信太郎

倉田雅充 小池金市 後藤英三 谷村唯一郎 堂野達也

藤井暹 松井宣 円山田作 八島三郎 山本清二郎

山本政喜

（2）参与

栄沢忠幸 小川泉 小木貞一 川島仟之助 斎藤岩次郎

鈴木清二 鈴木近治 戸田宗孝 外村隆 橋本三郎

松島政義 米田為次

（3）幹事長

○木戸口久治（二弁）

（4）副幹事長

繩稚登（東弁） 深沢勝（一弁） 斎藤兼也（二弁）

糟谷忠男（裁判所）

水原敏博（検察庁）

(5) 幹事(東京弁護士会)

○印は常任幹事

阿部 三郎 赤坂 正男 ○秋 知和憲 浅見 昭一 安藤 章

猪股 喜蔵 石井 嘉夫 内野 経一郎 太田 常雄 金沢 恭男

○亀井 忠夫 菊池 利光 久木 野利光 ○日下文 雄 ○小林 宏也

児島 平 佐伯 弘 榊原 卓郎 桜井 公望 ○篠原 千広

菅沼 隆志 ○鈴木 秀雄 須藤 正彦 高木 茂 ○滝沢 国雄

玉田 郁生 名波 倉四郎 中井 宗夫 中村 茂八郎 縄 稚登

服部 邦彦 ○原山 庫佳 日野 久三郎 平岡 高志 藤井 光春

本間 崇 水上 喜景 ○森田 洲右 ○安原 正之 山本 忠義

(第一東京弁護士会)

岩田 豊 ○梶原 止 設楽 敏男 ○信部 高雄 ○柴田 徹男

田口 邦雄 萩原 平 原 秀男 深沢 勝 藤本 勝也

松家里 明 山崎 源三 山田 賢次郎 ○依田 敬一郎 吉本 英雄

米田 俊夫 ○若林 秀雄 渡辺 洋一郎

(第二東京弁護士会)

○内山 弘 大塚 功男 大西 保 小野 道久 小野田 六二

川坂 二郎 木戸 口久治 小海 正勝 斎藤 兼也 ○坂本 建之助

高橋 一郎 高橋 梅夫 ○高橋 守雄 中津 靖夫 中吉 章一郎

○野宮利雄 村山芳朗 吉田和夫

(裁判所)

○浅香恒久 糟谷忠男 佐野昭一 新矢悦二 杉山英巳

滝田 薫 土田 勇 ○豊吉 彬 長久保 武 並木 茂

舟橋定之 山本和敏

(検察庁)

近藤太朗 ○佐野真一 神宮寿雄 末永秀夫 ○竹村照雄

水流正彦 ○寺西輝泰 中津川 彰 松浦 恂 水上寛治

水原敏博 宗像紀夫

(6) 会計監事

岩田満夫(東弁) 森 謙(一弁)

鈴木喜三郎(二弁)

(7) 事務局

事務局長 高橋梅夫(二弁)

次長 須藤正彦(東弁)

渡辺洋一郎(一弁)

中津靖夫(二弁)

山本和敏(裁判所)

佐野真一(検察庁)

二、中大法曹会各種委員会委員

◎印は委員長

(1) 人事委員会

赤坂正男 鈴木秀雄 滝沢国雄 水上喜景(東弁)

◎倉田雅充 依田敬一郎(一弁)

小野道久 坂本建之助(二弁)

大前邦道(裁判所)

水原敏博(検察庁)

(2) 会報編集委員会

小林宏也 中村茂八郎 吉沢敬夫(東弁)

◎原秀男 米田俊夫(一弁)

小西輝子 雪下伸松(二弁)

浅香恒久(裁判所)

中津川彰(検察庁)

(3) 会則改正委員会

赤坂正男 ◎鈴木秀雄 滝沢国雄 安原正之 安藤章

内野経一郎 亀井忠夫 本間崇(東弁)

岩田豊 信部高雄 柴田徹男 若林秀雄(一弁)

小野道久 笠井盛男 高橋守雄 吉田和夫(二弁)

佐野昭一 豊吉 彬(裁判所)
佐野真一 竹村照雄(検察庁)

(4) 法職コース協力委員会

◎安藤 章 浅見昭一 猪股喜蔵 内野経一郎

玉田郁生

三宅雄一郎(東弁)

篠原由宏 深沢隆之 依田敬一郎(二弁)

川坂二郎 小海正勝 宍戸金二郎(三弁)

難波孝一 舟橋定之(裁判所)

寺西輝泰 原武志(検察庁)

(5) 大学問題委員会

赤坂正男 阿部三郎 石井嘉夫 石田寅雄 市橋千鶴子

太田常雄 荻山虎雄 川島仟之助 日下文雄 小池金市

後藤英三 鈴木秀雄 滝沢国雄 竹内三郎 堂野達也

山本忠義 山本政喜 小木貞一 金子文六 (東弁)

井出甲子太郎 岡田錫淵 小田政義 原秀男 河井信太郎

倉田雅充 信部高雄 田中政義 原秀男 宮田光秀

八島三郎 山本清二郎 依田敬一郎 (一弁)

◎石井一郎 今井忠男 大西保 内山弘 鈴木近治

(6)

中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会

松井 宣

(二弁)

大塚喜一郎

滝田 薫

塚本重頼

(裁判所)

外村 隆

竹村照雄

(検察庁)

秋知和憲

太田常雄

菊池利光

久木野利光

日下文雄

児島 平

小林宏也

佐伯 弘

榊原卓郎

篠原千広

鈴木秀雄

中井宗夫

名波倉四郎

服部邦彦

原山庫佳

日野久三郎

藤井光春

森田洲右

安原正之

山本忠義

(東弁)

池田達郎

梶原 止

設楽敏男

信部高雄

島田一彦

高橋勇次

松家里明

宮田耕作

山田賢次郎

吉田 勸

(一弁)

吉本英雄

入倉卓志

小野田六二

川坂二郎

坂本建之助

田宮 甫

中吉章一郎

野宮利雄

萩原金美

◎松井 宣

安井桂之助

(二弁)

糟谷忠男

新矢悦二

杉山英巳

滝田 薫

土田 勇

(裁判所)

近藤太朗

竹村照雄

寺西輝泰

松浦 恂

水原敏博

(検察庁)

中央大学法曹会会務報告

自昭和五四年三月二二日
至昭和五六年五月二五日

年月日	議事・行事	摘要
54・3・22	第三回人事委員会	於・一弁 出席一三名 議題 (1) 中央大学学員会副会長選考委員推薦の件 (2) 評議員補欠選任の件 (3) 評議員会議長及び副議長選考委員推薦の件 (4) 中大学員会副会長候補者推薦の件
3・28	第十一回会報委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 会報配布割当の件 (2) 大学・学員会・友会へ送付する件 (3) 一般会員に対する会報費請求の件 (4) 会報編集委員会打上式の件
54・3・28	第四回人事委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 中大学員会副会長候補者推薦の件 (2) 評議員補欠候補者推薦の件 (3) 中大学員会協議員候補者推薦の件
//	執行部会	於・一弁 出席 六名
4・10	執行部会	於・一弁 出席 六名
4・24	第五回幹事会	於・一弁 出席三八名 議題 (1) 中央大学学員会副会長候補者推薦の件 (2) 評議員補欠候補者推薦の件 (3) 中大学員会協議員候補者推薦の件

54・6・16	新旧執行部引継会	於・二弁 出席一二名 議題 (1) 会則改正検討の件 (2) 各種委員会に関する件
54・6・14	執行部会	於・法曹会館 出席九名 議題 (1) 第二回全体幹事会開催の件 (2) 正・副幹事長就任披露宴開催の件 (3) 各種委員会に関する件
//	第一回幹事会	於・法曹会館 出席五八名 議題 (1) 幹事長・副幹事長並びに常任幹事選任の件 (2) 事務局職員選任の件
//	定時総会	於・法曹会館 出席七五名 議題 (1) 昭和五三年度会務報告の件 (2) 昭和五三年度会計報告並びに決算承認の件 (3) 役員選任の件 (4) 顧問・参与選任の件 (5) その他
54・5・25	第六回幹事会	於・法曹会館 出席四一名 議題 (1) 昭和五三年度定時総会議題について (2) その他
5・21	第四回大学問題委員会	於・一弁
5・19	第五回人事委員会	於・一弁
4・28	執行部会	於・一弁 出席 五名

54・7・6	執行部会	於・二弁 出席八名 議題 各種委員会に関する件
54・7・17	第二回幹事会	於・二弁 出席四四名 議題 (1) 本年度活動方針に関する件 (2) 委員会の存廃・改組の件 (3) 委員会委員選任の件 (4) その他
54・7・31	第一回法職コース協力委員会	於・二弁 出席一二名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 法職特別コース指導員選考の件 (3) 法職特別コースについての意見書の件 (4) 大学との打合せ会開催の件 (5) その他
54・8・29	第二回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一四名 議題 (1) 法職特別クラス編成の件 (2) 法職特別コースイントロ講演者選任の件
54・9・10	執行部会	於・東弁 出席五名 議題 (1) 正・副幹事長就任披露パーティの件 (2) 各種委員会開催の件 (3) 年会費徴収の件

54・9・12	「法職特別コース」イントロダクション	於・中央大学多摩校舎
54・9・13	正・副幹事長就任披露パーティ	於・ホテルグランドパレス 出席七二名
54・9・18	「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会	於・中央大学会館 法職特別コースのゼミの運営について
54・10・3	第二回会則改正委員会	於・東弁 出席一六名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
54・10・4	第三回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件 (2) その他
54・10・15	第一回大学問題委員会	於・法曹会館 出席二四名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 中央大学総長問題に関する件 (3) その他
54・10・23	第一回人事委員会	於・一弁 出席九名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) その他
//	第一回会報編集委員会	於・一弁 出席一〇名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) その他
54・11・12	第四回法職コース協力委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件

54・11・14	第一回常任幹事会	於・法曹会館 出席二二名 議題 (1) 会費徴収に関する件 (2) 各種委員会活動の報告 (3) その他
54・11・21	第三回会則改正委員会	於・東弁 出席八名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
54・11・22	第二回人事委員会	於・一弁 出席八名 議題 (1) 学会会館管理運営検討委員推薦の件 (2) 白門奨学会事業資金募金委員推薦の件
54・12・10	第五回法職コース協力委員会	於・東弁 出席七名 議題 (1) 法職特別コースについての意見書の件 (2) その他
54・12・20	第三回幹事会	於・法曹会館 出席五四名 議題 (1) 各種委員会報告 (2) その他
55・1・7	第三回人事委員会	於・一弁 出席六名 議題 「中央大学創立百周年等委員会に対応する特別委員会」委員推薦の件
55・1・22	「法職特別コース」ゼミ指導員との懇談会	於・法曹会館 出席一九名 「法職特別コース」ゼミについて
55・2・15	第四回会則改正委員会	於・東弁 出席一四名

55 ・ 4 ・ 14	第二回常任幹事会	於・二弁 出席二二名
55 ・ 3 ・ 26	大学理事・新旧法学部長との懇談会	於・玄海 出席一二名 法職特別コースについての意見書及び法職コース全般について
//	大学法職特別コース運営委員との懇談会	於・宮さわ 出席八名 法職特別コースについての意見書及び法職コース全般について
55 ・ 3 ・ 19	第四回人事委員会	於・一弁 出席九名 議題「中央大学々員会副会長詮衡委員」推薦の件
55 ・ 3 ・ 14	第二回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二二名 議題 (1) 「諮問事項」審議の件 (2) その他
55 ・ 3 ・ 7	第五回会則改正委員会	於・東弁 出席一〇名 議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他
55 ・ 2 ・ 26	執行部会	於・二弁 本年度の今後の各種会合日程について
55 ・ 2 ・ 20	第一回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二九名 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 「諮問事項」審議の件 (3) その他
		議題 (1) 会則改正に関する件 (2) その他

55・4・25	第四回幹事会	議題 (1) 会則改正に関する件 (2) 各種委員会活動報告の件 (3) その他
55・5・9	中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会小委員会	於・二弁 出席一六名 議題 「百周年記念事業に関する諮問事項について」
55・5・20	第三回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 議題 諮問事項に対する答申案作成の件
55・5・27	第五回幹事会	於・法曹会館 出席六六名 議題 (1) 昭和五四年度定期総会議題について (2) その他
//	定時総会	於・法曹会館 出席一二二名 議題 (1) 昭和五四年度会務報告の件 (2) 昭和五四年度会計報告並びに決算承認の件 (3) 幹事並びに会計監事改選の件 (4) 会則改正の件 (5) 各種委員会活動報告 (6) その他
//	第二回幹事会	於・法曹会館 出席七四名 議題 (1) 幹事長・副幹事長並びに常任幹事選任の件

55・7・30	第二回会報編集委員会	於・一弁 議題 (1) 会報「中大法曹」編集方針と内容について (2) その他
55・7・22	正・副幹事長就任披露パーティ	於・京王プラザホテル 出席七六名
55・7・16	執行部会	於・二弁 議題 (1) 各種委員会今後の日程について (2) その他
55・7・11	第一回法職コース協力委員会	於・東弁 議題 (1) 委員長選任の件 (2) ゼミ指導員推薦の件 (3) その他
55・7・8	第一回会報編集委員会	於・一弁 議題 (1) 委員長選任の件 (2) 会報「中大法曹」編集・発行の件 (3) その他
55・6・27	第二回幹事会	於・二弁 議題 (1) 本年度活動方針に関する件 (2) 各種委員会委員選任の件 (3) その他
55・6・5	執行部会	於・二弁 議題 (1) 新年度の活動方針について (2) その他
		(2) その他

55・8・20	第三回会報編集委員会	於・一弁 出席八名 議題 (1) 会報「中大法曹」編集方針と内容について (2) その他
55・9・2	第一回大学問題委員会	於・法曹会館 出席一九名 議題 (1) 「中大法職特別コース」についての意見書」に基づく法職課程充実の促進について、就中、法職センター（仮称）の設立促進について (2) その他
55・9・5	「法職特別コース」ゼミ指導員と大学との打合せ会	於・中大央学会館 法職特別コースのゼミの運営について
55・9・8	第一回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二三名 議題 (1) 長期ビジョンの答申について (2) 百周年記念事業に関する答申の報告 (3) その他
55・10・3	第四回会報編集委員会	於・一弁 出席八名
55・10・6	第一回人事委員会	於・一弁 出席一三名 議題 (1) 中央大学・中大法曹会等の各種役員推薦の日程等について (2) その他
55・10・28	執行部会	於・一松 出席六名 議題 (1) 今後の日程等についての打合せ (2) その他
55・11・4	第二回中大創立百周年記念事業並びに長	於・二弁 出席一八名

55・11・29	第二回人事委員会	議題 (1) 長期ビジョンの答申について (2) その他
55・11・29	座談会（会報第六号掲載）	於・法曹会館 出席一四名 「中央大学の法学教育の現状と展望」について
55・12・3	第二回大学問題委員会	於・一弁 出席七名 議題 (1) 「中大法職特別コースについての意見書」に基づく法職課程充実の促進について、就中法職センター（仮称）の設立促進について (2) その他
55・12・4	第一回常任幹事会	於・法曹会館 出席一九名 議題 (1) 各種委員会活動報告の件 (2) その他
55・12・11	第三回幹事会	於・法曹会館 出席五三名 議題 (1) 会費徴収に関する件 (2) 各種委員会活動報告の件 (3) その他
56・12・19	第五回会報編集委員会	於・一弁 出席五名
56・1・20	「法職特別コース」ゼミ指導員との懇談会	於・法曹会館 出席一四名 ゼミ指導員と法職コース協力委員会委員との懇談会

56・2・9	第六回会報編集委員会	於・一弁 出席六名
56・2・17	第三回中大創立百周年記念事業並びに長期ビジョン委員会	於・二弁 出席二〇名 議題 (1) 長期ビジョンの総論部分について (2) その他
56・3・27	執行部会	於・法曹会館 出席六名 議題 (1) 今後の日程についての打合せ (2) その他
56・4・21	第三回人事委員会	於・一弁 出席一名 議題 (1) 大学理事、監事補候者推薦の件 (2) その他
56・4・27	第二回常任幹事会	於・法曹会館 出席二六名 議題 (1) 各種委員会活動報告の件 (2) 昭和五六年度中大法曹会役員候補者推せんの件 (3) 中央大学役員推薦に関する報告の件 (4) 昭和五五年度総会の議題に関する件 (5) その他
56・5・25	第四回幹事会	於・法曹会館 出席五九名 議題 右常任幹事会と同
56・5・25	第五回幹事会	法曹会館に於て開催予定

編集後記

中大法曹第6集ができた。一〇回近い会報委員会を重ねて案を練り、それを実行に移した幹事長、副幹事長、幹事、特に高橋事務局長以下、事務局の先生方の御努力の成果である。特に企画の実行や、編集から校正まで、労を惜しまずに努力していただいた事務局の先生方に厚くお礼申し上げる。

今回発行の第6集は、会員各位に関心の深い法職コースの問題点と、多摩校舎の模様に関心を要した。

中大の司法試験合格者数の凋落現象は、中大法曹にとり、最大の関心事であり、「いったい中央大学はどなっているのか」、「この凋落現象は体質的なものか、構造的なものか」、「どうにもしようがないのか」、「大学当局の考えは間違っているのではないか」との声すら挙っている。

この危機感から、昨年三月、中大法曹会は、「法職特別コースについての意見書」を大学当局に提出し善処を求めた。その答えともいふべきものを、戸田学長が寄稿され、また座談会において素直な意見を表明された。この座談会記事は、第6集の目玉である。山本研修所教官、田堰ゼミ指導員の寄稿と併せて、中大と司法試験策を模索する資料としていただきたい。

中大の現況について渋谷理事長の寄稿をいただいた。渥美雅子会員の軽妙な「多摩ニューキャンパス一日探訪記」と併せ読んでいただくと、中大がどのように変貌しつつあるかがわかると思う。

私は何もしない編集委員長であった。委員会には出席したが座談会の当日は、日弁連の「パネルディスカッション刑法改正を考える」の司会者となったため、この重大な座談会には欠席してしまった。中大法曹第6集の編集後記を書くのが編集委員長としての唯一の仕事ということになったようである。ひとえに御海容を乞う次第である。

(編集委員長 原 秀男)

編集委員会では何を目玉にするかについていろいろ意見がありました。みんなが心配している大学の司法試験への対応を聞いてみようということで、木戸口幹事長から大学にお願いし、戸田、崎田、田村の三先生のご快諾を得られましたので、座談会をもちましたところ、真剣で積極的な姿勢を聞かせていただくことができました。

また、多摩校舎の学園と学生のルポをご多忙な渥美先生に千葉におられるので会員ではないのですが、無理にお願いし、わかりやすく活写してもらうことができました。

編集の目的を達成することができたものと、一同安堵するとともに、ご協力に対し深く感謝いたしております。

在朝会員の消息については、今回新しく企画しご寄稿願いました。

なお、「意見書」、「答申書」等は、資料を保存するためもあって会報に掲げることにしたものであります。

(事務局長 高橋記)

中大法曹 第6号

昭和五十六年五月二〇日 印刷
昭和五十六年五月二五日 発行

(非売品)

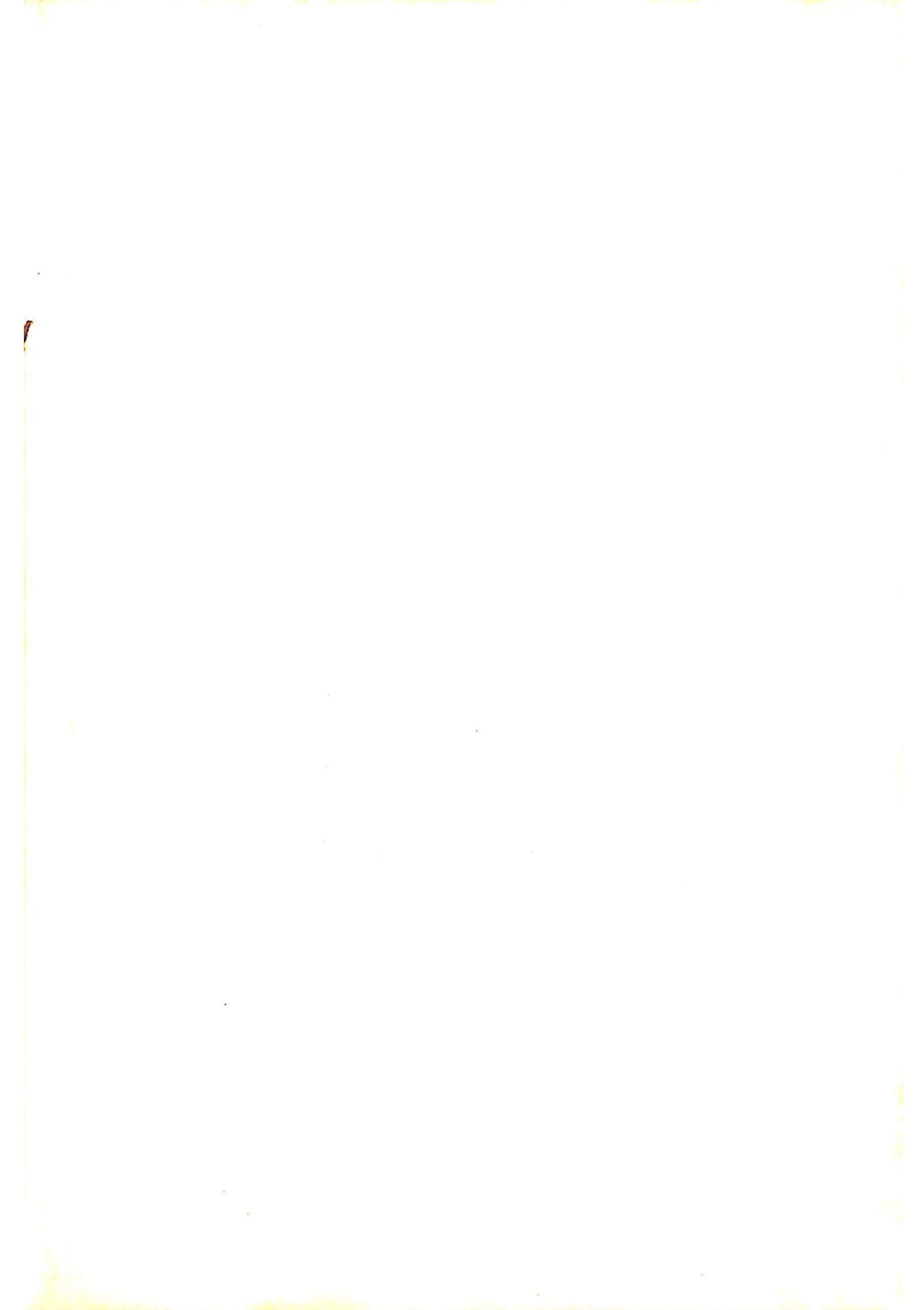
発行人 木戸口 久 治

発行所 中央大学法曹会

印刷所 株式会社高千穂印刷所

東京都板橋区向原二一〇一〇

電話(九五六)六五五〇・六五六四



中央大学校歌(旧)

作詞 小林 一郎
作曲 山田 耕 笹

一、皇国の礎固めんためと

中央の名に集える健児

春秋変らぬ芙蓉の雪は

遠く我等の心を照らす

二、質実剛健撓まず倦まず

心を協せて養ひきつる

貴き校風仰ぎて知れと

空に聳ゆる我等の校舎

三、世界の進みに魁すべく

心を鍛へ身を鍛へんと

集り来れる健児の為に

前途を祝はん諸声高く

中央大学応援歌

和田 芳 恵 作詞
諸井 三 郎 作曲

若き血潮みなぎる

中央の意気にみよ

栄光は燦として

我らがうへにあり

謳わずや新興中央

我らが^{かぞ}首途希望にみちて

みよ中央の大旆のゆくところ

陽光もかげりて淡し

若さこそ力こそ我らが生命

戦よ潔かれ

誓の殿堂は厳かに

大穹のもとにかがやく

謳わずや中央